

第3回定例会

南部町議会会議録

平成18年6月2日 開会
平成18年6月14日 閉会

南部町議会

第3回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月2日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○提出議案提案理由説明	5
○散会の宣告	10

第 2 号（6月5日）

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	13
○欠席議員	14
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○職務のため出席した者の職氏名	15
○開議の宣告	16
○一般質問	16
長 根 和 夫 君	16
内 村 貞 子 君	21

工 藤 幸 子 君	2 5
川守田 稔 君	3 4
○散会の宣告	4 3

第 3 号（6月6日）

○議事日程	4 5
○本日の会議に付した事件	4 5
○出席議員	4 5
○欠席議員	4 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 6
○職務のため出席した者の職氏名	4 7
○開議の宣告	4 8
○一般質問	4 8
伊 達 一 夫 君	4 8
山 口 博 介 君	5 3
立 花 寛 子 君	6 6
○散会の宣告	7 9

第 4 号（6月8日）

○議事日程	8 1
○本日の会議に付した事件	8 4
○出席議員	8 4
○欠席議員	8 4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 5
○職務のため出席した者の職氏名	8 5
○開議の宣告	8 6
○報告第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9

○報告第14号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	90
○報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	92
○報告第16号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	93
○報告第17号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	97
○報告第18号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	98
○報告第19号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	101
○報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	104
○報告第21号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	106
○報告第22号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	107
○報告第23号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	108
○報告第24号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	109
○報告第25号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	110
○議案第87号から議案第120号の上程、委員会付託 ……	112
○議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	113
○議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	116
○議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	118
○議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	120
○議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	127
○議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	128
○議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	131
○議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	136
○議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	138
○議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	139
○議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	140
○議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	141
○議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	143
○議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	145
○議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	149
○散会の宣告 ……	151

第 5 号（6月14日）

○議事日程	1 5 3
○本日の会議に付した事件	1 5 4
○出席議員	1 5 4
○欠席議員	1 5 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 6
○開議の宣告	1 5 7
○議案第87号から議案第120号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 5 7
○総務企画常任委員会報告	1 6 1
○農林商工常任委員会報告	1 6 2
○教育民生常任委員会報告	1 6 3
○建設常任委員会報告	1 6 4
○委員会の閉会中の継続審査（調査）の件	1 6 5
○動議の提出	1 6 6
○閉会の宣告	1 6 6
○署名議員	1 6 9

第3回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成18年6月2日（金）午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（42名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	四 戸 清 君	14番	内 村 貞 子 君
15番	工 藤 和 夫 君	16番	中 居 誠 君
17番	佐々木 幹 夫 君	18番	馬 場 又 彦 君
19番	日向端 猛 君	20番	立 花 寛 子 君
22番	大久保 俊 和 君	23番	工 藤 光 幸 君
24番	滝 田 米 作 君	25番	川守田 稔 君
26番	佐々木 金 嘉 君	27番	工 藤 久 夫 君
28番	坂 本 正 紀 君	29番	馬 場 忠 靖 君
30番	河 端 幸 蔵 君	31番	相 田 耕 作 君
32番	山 口 博 个 君	33番	沼 畑 繁 君
34番	小笠原 義 弘 君	35番	佐々木 元 作 君

36番 伊 達 一 夫 君
 38番 小田原 長 一 君
 40番 宮 野 正 君
 42番 野 田 清 八 君

37番 金 沢 和 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

欠席議員（1名）

21番 沖 田 周 藏 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	助 役	赤 石 武 城 君
収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	西 塚 友 雄 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	川 井 和 男 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	出 納 室 長	坂 本 與 志 美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社 会 教 育 課 長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	後 村 森 夫 君
代 表 監 査 委 員	松 本 陽 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

◎開会及び開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は42人でございます。議員定足数に達しておりますので、これより第3回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時03分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（工藤久夫君） ここで議会運営委員長から本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 佐々木元作君 登壇）

○議会運営委員会委員長（佐々木元作君） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

去る5月26日に開催されました議会運営委員会におきまして、第3回南部町議会定例会の運営について協議されました決定事項をご報告いたします。本定例会に予定されました事件は、町長提出議案が報告14件、旧3町村の平成17年度決算認定34件、平成18年度補正予算9件、条例の制定等6件でございます。一般質問者は7名で、その内容は議員各位お手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。なお、一般質問の制限時間につきましては、前回と同様に質問、答弁合わせて60分以内といたしました。制限時間を有効に使っていただくために、質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にお願いいたします。

以上のことを踏まえて、今期定例会の会期は本日6月2日から14日までの13日間といたしました。なお、6月3日、4日、10日、11日は休日のため、さらに7日は議案熟考のため休会といたします。

また、平成17年度旧3町村の決算認定議案34件につきましては、決算特別委員会を設置し、付

託して審査することにいたしました。決算特別委員会での質疑は通告制とし、旧町村の決算ごとにそれぞれの旧町村議員が質問し、答弁は旧町村担当課長が答弁することを申し合わせております。

以上のとおり決定いたしました。長期間にわたっての今定例会でございますので、議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

本定例会の地方自治法に基づく出席要求は、町長、選挙管理委員長、教育委員長、農業委員長、代表監査委員であります。

.....

◎会議録署名議員の指名

○議長（工藤久夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則119条の規定により、議長において5番川井健雄君、6番西塚英夫君を指名いたします。

.....

◎会期の決定

○議長（工藤久夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月2日から6月14日までの13日間にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日6月2日から6月14日までの13日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました13日間の会期中、6月3日、4日、10日、11日は休日のため、7日は議案熟考のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます

よって、6月3日、4日、7日、10日、11日は休会とすることに決定いたしました。

.....

◎諸般の報告

○議長（工藤久夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

.....

◎提出議案提案理由説明

○議長（工藤久夫君） ここで町長から本定例会の提出議案提案理由の説明があります。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成18年第3回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところをご出席を賜り、開会できますことに衷心より感謝申し上げますとともに、さきの定例会終了後の南部町誕生記念式典に際し、議員各位初め町内外の皆様のご臨席のもと、厳粛かつ盛大に挙行できましたことに対しまして厚くお礼申し上げます。

さて、新町発足以来半年が経過し、旧3町村の継続していた事業を本格的に統一し、年間の事業予算とした平成18年度予算を前回議会において議決賜り、4月から南部町も本格的にスタートいたしました。

全国的には堅調な景気回復が続くとの見方が強まる中、内閣が発表した5月の地域経済動向では、全国11地域のうち東北地域は持ち直しているという景況判断を出しております。しかしながら、青森県においては有効求人倍率が3月、4月の2カ月連続で全国最下位と雇用情勢は依然厳しく、この結果完全失業率も1月期から3月期で7.3%と全国的にも高く、地域間格差がますます広がっております。景気回復の波は、まだまだ感じられない状況であります。

地方財政においても三位一体の改革が進められ、町税及び交付税の減収など、厳しい財政状況の中、行政経費の一層の軽減が求められており、新町として行政範囲が広がり、人口規模が拡大したことにより、行政の非効率化、肥大化があっては決してなりません。今後ともさらに事務事業を見直し、職員の削減も含む行政改革を一層推進してまいる所存であります。

職員においては、多様化する住民ニーズに対応するため、これまでの旧3町村の行政手法のみに頼らず意識改革を進め、これからの町づくりにおいて住民と地域と行政がどのように役割分担をしていくかということも常に視野に入れ、新たな発想で新町の行政運営に当たってもらいたいと考えております。

現在町振興計画審議会を初め各事業計画の検討、策定をするべく検討委員会、策定委員会等の設置を進めているところであります。また、今月から住民の皆さんに参加していただき、町長と語る会も始めることとしており、広く住民の声を取り入れ、新町の計画づくり、町づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のさらなるご協力、ご指導を切にお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。専決処分報告14件、17年度決算の認定34件、18年度一般会計補正予算案、その他条例の制定、一部改正などの案件15件、合わせて63件であります。順にご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第12号、専決処分報告、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。診療を受けた際に支払う使用料について、これまでの健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法が廃止となり、新たに診療報酬の算定方法が制定され、4月1日から施行されることに伴い、手続に急を要したため専決処分したものであります。

次に、報告第13号、専決処分報告、平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてであります。3月下旬まで例年になくリンゴが高値で推移したことなどにより、受託販売代金を支払うため補正する必要が生じ、専決処分したものであります。

次に、報告第14号、専決処分報告、三戸地区環境整備事務組合同規約の一部を変更する規約についてであります。南部町において収入役を置かないこととし、その条例が施行されたことに伴い、規約を変更する必要があり、専決処分したものであります。

次に、報告第15号、専決処分報告、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合同規約の変更についてであります。中津軽郡不燃物ごみ処理事務組合が平成18年2月26日をもって解散し、青森県市町

村等非常勤職員公務災害補償等組合から脱退したことに伴い、当該組合の規約を変更する必要性が生じ、専決処分したものであります。

次に、報告第16号、専決処分報告、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。三位一体改革の一環として所得税から個人住民税への税源移譲を行い、町民税の税率を一律6%にするなどの地方税の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、関連する条項を改正する必要性が生じ、専決処分したものであります。

次に、報告第17号、専決処分報告、南部町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。農村地域工業等導入促進法の省令の一部が改正されたため、固定資産税免除期限を改正する必要性が生じ、専決処分したものであります。

次に、報告第18号、専決処分報告、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護納付金課税限度額の引き上げなどの地方税の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、関連する条項を改正する必要性が生じ、専決処分したものであります。

次に、報告第19号、専決処分報告、平成17年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてであります。地方譲与税及び特別交付税等の額並びに各特別会計に対する繰入金等の額の確定に伴い補正したもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,941万円を追加し、予算の総額を42億5,034万4,000円とするものであります。

次に、報告第20号、専決処分報告、平成17年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入の財政調整交付金などの国庫支出金や県支出金などが確定したため、予算総額は変えずに財源内訳補正を行ったものであります。

次に、報告第21号、専決処分報告、平成17年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。医療費等が確定したことにより、歳入歳出それぞれ6,170万4,000円を減額し、予算総額を8億3,605万4,000円としたものであります。

次に、報告第22号、専決処分報告、平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。管路延長工事の増並びに補助事業確定に伴い、一般会計繰入金及び町債の額を調整し、補正したものであります。

次に、報告第23号及び報告第24号の平成17年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書と南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります。翌年度に繰り越した事業の金額について、法令に基づき報告するものであります。

次に、報告第25号、専決処分報告、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてであります。地方自治法に基づき事業報告と決算報告を行うものであります。

次に、議案第87号から議案第120号までの旧3町村の平成17年度各会計の決算についてありますが、監査委員の意見を付して承認を求めるものでございます。各会計の詳細につきましては担当から説明がありますので、私からは一般会計の概要についてご説明申し上げます。

まず、平成17年度名川町一般会計歳入歳出決算についてですが、予算額49億7,418万1,000円に対し、収入済額は34億2,836万9,000円、支出済額は30億4,063万3,000円となり、歳出予算執行率は61.13%となっております。

次に、平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算についてですが、予算額30億3,885万3,000円に対し、収入済額は21億4,921万8,000円、支出済額は20億2,016万9,000円となり、歳出予算執行率は66.48%となっております。

次に、平成17年度福地村一般会計歳入歳出決算についてですが、予算額32億8,131万4,000円に対し、収入済額は23億3,498万4,000円、支出済額は19億6,712万円となり、歳出予算執行率は59.95%となっております。

今回の決算につきましては、年度途中の決算であり、旧3町村合わせた一般会計の歳出予算執行率は62.23%となり、不用額につきましては平成18年1月から新町に引き継がれ、支出が見込まれるものであります。

監査委員からは、予算執行は適正に行われたものと認められたとの意見をいただいておりますが、今後とも収入の確保、支出の節減に努め、健全な財政運営に傾注してまいり所存でありますので、ご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成17年度12月までの主要施策の成果について、旧3町村ごとに行政報告書として別冊にし、お手元に印刷配付しておりますので、決算審査の参考にしていただきたいと存じます。

次に、議案第121号、南部町国民保護協議会条例の制定についてありますが、国民保護法が平成16年9月に施行されたことに伴い、国民の保護のための施策を総合的に推進するために南部町国民保護協議会を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めたものであります。

次に、議案第122号、南部町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてありますが、前議案と同様に国民保護法が施行されたことに伴い、武力攻撃事態及び緊急対処事態に対応する対策本部を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めたものであります。

次に、議案第123号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例の制定についてであります。南部町国民保護協議会委員及び専門委員に対する報酬及び費用弁償を定めるとともに、介護老人保健施設長、いわゆる医師でございますが、医師を職員として採用できたことにより所要の改定を行うものであります。

次に、議案第124号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。平成18年度分から均一課税にするため、所要の改正を行うものであります。なお、国民健康保険税につきましては、今後とも数年かけて段階的に税率を見直すこととしております。

次に、議案第125号、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。診療報酬の算定方法等の制定に伴い、乳幼児医療費給付条例とひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例であります。

次に、議案第126号、南部町と八戸市との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託についてであります。障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害区分程度を審査する審査会を当町を含む三戸郡の町村とおいらせ町の7町村が八戸市に委託するものであります。

次に、議案第127号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ6,724万円を追加し、予算の総額を97億7,624万円とするものであります。その主な内容は、職員の人事異動による人件費の調整、各分庁舎の公用車の再配置による補正のほか、福祉バス運行委託や老人保健特別会計、介護保険特別会計への繰り出し、障害者程度区分認定審査会業務を委託する経費などの民生費の社会福祉費に4,879万6,000円、公共下水道事業特別会計に繰り出す下水道整備費に535万5,000円、森越団地の火災を受けた住宅を修繕する住宅管理費及び第2 苦米地駅前団地内に新築する公営住宅建設工事費などの住宅費に3,276万7,000円、消防団資材運搬用トラック購入及び防災行政無線修繕のための消防費に785万7,000円、このほか教育費の保健体育施設費にふるさと運動公園駐車場整備用地購入費として3,115万1,000円を工事請負費から組み替え計上しております。これに充当する財源として、公営住宅整備事業国庫補助金2,000万円、石油貯蔵施設立地対策交付金や公共下水道緊急対策事業などの県補助金が492万8,000円、諸収入として火災保険給付金が520万円、財政調整基金の繰入金で3,701万2,000円となっております。

次に、議案第128号、平成18年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。南部中学校の海外派遣事業が確定したこととボートピア交付金の交付率の減により歳入歳出それぞれ208万6,000円を減額し、予算の総額を1,441万4,000円とするものであります。

次に、議案第129号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてありますが、歳出につきましては老人保健拠出金と一般療養給付費を調整し、歳入においては高額医療費共同事業が平成18年度も継続して実施されることとなり、国庫支出金として目を設置し、予算の総額は変わらないものとしたものであります。

次に、議案第130号、平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてありますが、平成17年度の老人医療費が確定したことにより国庫補助金の償還が生じたため、歳入歳出それぞれ3,300万円を追加し、予算の総額を25億1,108万7,000円とするものであります。

次に、議案第131号、平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてありますが、一般管理費に211万3,000円を追加し、予算の総額を19億2,720万4,000円とするものであります。

次に、議案第132号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、南部地区の下水道工事について国庫補助金の内定に伴い、歳入歳出それぞれ1億4,785万5,000円を追加補正し、予算の総額を2億1,278万3,000円とするものであります。

次に、議案第133号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、福田地区処理場の継続費の総額と年割額を計上したものであります。

次に、議案第134号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてありますが、市場管理費に追加補正し、予算総額を30億4,557万5,000円とするものであります。

次に、議案第135号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてありますが、施設長、いわゆる医師を採用したことによる人件費の追加のほか、臨時職員の賃金など総務管理費に738万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,338万2,000円とするものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要につきましてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、またご質問に応じまして、本職初め、助役、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案どおりご議決、ご承認を賜るようお願いを申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 町長の提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（工藤久夫君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月3日、4日は休日のため休会とし、6月5日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時37分）

第3回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成18年6月5日（月）午前10時開議

第1 一般質問

11番 長 根 和 夫

1. 改正介護保険法への取り組みについて

14番 内 村 貞 子

1. 南部伝統芸能について

12番 工 藤 幸 子

1. 南部藩の城跡や領内遺跡の復元及び整備について

2. 合併後の明るい庁舎づくりについて

25番 川守田 稔

1. 職員配置について

2. 出生率向上の施策について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（41名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	5番	川 井 健 雄 君
6番	西 塚 英 夫 君	7番	中 村 善 一 君
8番	佐々木 勝 見 君	9番	庭 田 豊 茂 君
10番	夏 坂 清 蔵 君	11番	長 根 和 夫 君
12番	工 藤 幸 子 君	13番	四 戸 清 君
14番	内 村 貞 子 君	15番	工 藤 和 夫 君
16番	中 居 誠 君	17番	佐々木 幹 夫 君
18番	馬 場 又 彦 君	19番	日向端 猛 君

20番 立 花 寛 子 君
 23番 工 藤 光 幸 君
 25番 川守田 稔 君
 27番 工 藤 久 夫 君
 29番 馬 場 忠 靖 君
 31番 相 田 耕 作 君
 33番 沼 畑 繁 君
 35番 佐々木 元 作 君
 37番 金 沢 和 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

22番 大久保 俊 和 君
 24番 滝 田 米 作 君
 26番 佐々木 金 嘉 君
 28番 坂 本 正 紀 君
 30番 河 端 幸 蔵 君
 32番 山 口 博 个 君
 34番 小笠原 義 弘 君
 36番 伊 達 一 夫 君
 38番 小田原 長 一 君
 40番 宮 野 正 君
 42番 野 田 清 八 君

欠席議員（2名）

4番 沖 田 豊 治 君

21番 沖 田 周 蔵 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	助 役	赤 石 武 城 君
収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環境衛生課長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	西 塚 友 雄 君
商工観光課長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	川 井 和 男 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	出 納 室 長	坂 本 與 志 美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君

選挙管理委員会委員長職務代理者	谷 内 弘 司 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主	幹	板 垣 悦 子
主	査	岩 間 孝 幸		

◎開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は41名でございます。定足数に達しておりますので、これより第3回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元にご配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁合わせて60分以内といたしますので、制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭をお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますので、ご協力のほどお願いいたします。

通告順に順次発言を許します。

11番長根和夫君の質問を許します。長根和夫君。

（11番 長根和夫君 登壇）

○11番（長根和夫君） 私は、改正介護保険法への取り組みについて質問をいたします。

平成12年度から始まった介護保険が今年度から3期目に入りました。ふえ続ける給付費に比例し、保険料も引き上げが続いております。法改正のねらいは、膨張する給付費を抑制することであり、介護予防重視型システムへの転換、在宅と施設利用者の公平性を確保するため施設給付の見直し、ひとり暮らしや認知症の増加に伴い、在宅支援の強化が求められ、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス提供が可能となる地域密着型サービスを創設し、小規模多機能型居宅介護等が提供されることとなりました。

そこで、既に昨年10月から居住費、食費が給付対象外になったことにより、利用状況に変化は

ないかについてであります。低所得者に対する配慮はあるものの施設利用の場合、基本的には第2段階、年金収入が80万円以下の方等で居住費1万円、食費1万2,000円、合わせて2万2,000円の負担増となります。また、ショートステイやデイサービスの利用においても食費が対象外となり、保険料の引き上げや利用料の負担増が老齢基礎年金暮らしのお年寄りには厳しい状況になっております。このことが施設の利用や在宅要介護者が気軽に利用してきたデイサービスやショートステイの利用を手控えるといったことが心配されます。利用状況に変化がないか伺いをします。

次に、軽度者に対するサービスが状態の改善につながっていないということから、新予防給付事業が創設され、効果的な介護予防事業を介護保険事業に新たに位置づけをしたということですが、軽度とはいえ、要支援、要介護の認定者が自立に向けた筋肉トレーニングができるのか。どのようなケアマネジメントができるのか伺います。

次に、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に伴い、在宅支援強化をねらいとして、地域密着型サービスが創設されました。例を挙げれば、小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者専用デイサービス、夜間対応型訪問介護等であり、現在似たようなサービスを提供している事業者も多く、それぞれ参入が予想されます。サービスの提供を抑制することではありませんが、施設の数やサービスの適正化は当然のことです。都道府県知事の事業者指定に当たり、市町村長の関与を強化するということですが、事業者の動向と、それに対し、町はどのように対応するのか伺いをします。

次に、地域における総合的な支援を担う地域包括支援センターについてであります。地域の支援機関等、社会資源が連携して予防から介護までを総合的、包括的に行う中核となる機関で、住民にとっては介護や介護予防の総合窓口となるものだと言われています。介護保険制度創設以来、年々膨張する給付費、現実となってきた団塊の世代の高齢化等を背景として、制度を持続していくため予防重視型システムへ転換したものと理解をしております。介護予防を重視して、これまで市町村が行ってきた介護予防や地域支え合い事業等、介護予防に関する事業を統合、再編し、介護保険制度に位置づけをして、要介護、要支援状態の予防のため介護予防事業のマネジメント、在宅介護支援センターのケアマネジャーへの支援、地域支援事業とともに創設された新予防給付事業についても地域包括支援センターが担うことになります。地域包括支援センターの責任主体は市町村だということであり。町では、どのような体制で設置をしようとしているのか。また、地域包括支援センターの体制が整わない市町村では、新予防給付の施行は平成19年度末までの2年間の猶予期間があるようですが、早い時期に新介護予防体制を整備する必要がある

と思います。いつ設置をするのかお伺いをします。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） では、答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、長根議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

前回3月のときも時間制限もありまして、時間を私自身がとった部分もありますから、要点を絞りながら答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の介護保険法改正に伴っての取り組みについてということで、昨年10月から居住費、食費が給付対象外となったが、利用状況に変化はないかというご質問でございますけれども、まずこの基本的な部分、在宅と施設利用者負担の不均衡是正、これを図らなければならないということから、改正になっているわけでございます。そして、現在報告を受けております事例としまして、支払いが困難になり、生活保護開始になった事例が1件報告あります。それから、サービスを控えている事例が5件、それから兄弟等からの援助を受けている事例が5件という担当課の方から報告を受けてございます。全体的な数からすると、非常に少ない件数ではありますけれども、全く影響はないということでもないというふうに認識しておりますし、ただ全体数からいくと限られた方々ですけれども、そういう部分においても今後しっかりとした状況を把握しながら取り組む必要はあるなど、このようにこう思っております。あくまでも議員もおっしゃってありました膨張する介護給付費、今どこの町村も同じだと思いますけれども、いわゆる社会保障の部分での予算というのが相当な予算の規模を占めておるわけございまして、恐らくそういう部分の国の方も考えての改正であるなどは感じております。

それから、2点目の新予防給付の創設により、軽度とはいえ、要支援、要介護の認定者が自立に向けた筋肉トレーニングができるのかどうかというご質問でございますけれども、介護予防の基本的な考え方として要介護状態にできるだけならない、防ぐこと。そしてまた、現在の介護状況よりもそれ以上に悪化しないようにしていかなければならないと、こういう定義になっているわけでございますが、改正によりまして認定者は要支援1、要支援2、そして要介護1から5というふうに分かれているわけございまして、今まで調査項目79項目あったわけですが、それにさらに日中の生活状況、そして外出の頻度、そして家族、居住環境、社会参加などの状況も確認しながら3項目を追加審査し、一番大事なのが主治医の意見書、この専門の医師等からの改善の

可能性が高い方なのかどうか、そういうことを確認をしながら選定をして、十分可能であるという方々については筋肉トレーニングの予防に入っていくということでございますので、どう見ても無理のある方々に対してはできないのかもしれませんが、中にはやはりそういう可能な方々、このことを専門の方々からも確認をしていただきながら取り組んでいく方向でございます。

3点目でございます。地域密着型サービスの創設に伴い、小規模多機能型居宅介護事業等に取り組む施設が出てくると思われるが、その動向と町の対応はというご質問でございます。地域密着型サービスは、介護保険法改正によりまして、今年、平成18年4月から創設された事業でございます。できるだけ住みなれた地域で生活をする支援をしていこうということなわけでございますけれども、現在申請は1件来てございます。特定非営利法人アシスト、現在もグループホームせせらぎ荘を開設している方でございます、そこに併設をしたいということの申請が来ました。町の対応としましては、平成18年から20年度までの第3期南部町高齢者保健福祉計画、または介護保険事業計画に給付費事業量等を盛り込んで計画がされております。そのこともかんがみながら慎重に担当課の方と検討をした結果、申請を許可するということにいたしております。ただし、今後議員もご指摘されていまして、すべての申請者を許可すると、こうなりますと過剰設置になりますし、また介護保険費がアップする構図にも、これはなっていくしますので、過剰とならないようにしっかりと対応はしていかなければならないなど、こう思っております。これは、今後のグループホーム、そういう部分の申請等についても同じことが言えると、こう思っております。

4点目でございます。地域における総合的な支援を担う地域包括支援センターをどのような形でいつ設置していくのかというご質問でございますけれども、これまで地域サービスを調整する機関として在宅介護支援センターの機能充実を図ってきたところでございますけれども、改正によりまして地域包括支援センターの設置が義務づけられたわけでございます。この地域包括支援センターにつきましては、現在の町直営の在宅介護支援センターの移行を考えております。移行につきましては、役場庁舎内にプロジェクトチームをつくり、メンバーの方は保健師、社会福祉士、そしてまた介護支援専門員と、専門の職員等を組織しまして、また県の指導をいただきながら来年の4月には設置をしたいと、このように考えております。いずれにしても、介護にかかわる方々、非常に今いろいろな部分で国の制度が変わり、アップ、料金等にもしているわけございまして、ここで社会保障に関係する部分とその部分をどう抑制しながら国として、また県として、市町村としてどこの部分はしっかり支えなければならぬと、こういう部分を再度検討しながら取り組まなければならぬ大きな課題であると思っております。まだ不足の部分等もあると

思いますので、補足等につきましては担当課長の方から答弁をさせていただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。長根君。

○11番（長根和夫君） 新しい新予防給付事業等が従来から要支援者に対して行われてきたわけですが、今回の改正に伴って、地域のすべての第1号被保険者を対象とした事業展開をしていくというふうに伺っておりますけれども、要は今まで認定者だけが対象ということだったのでしょけれども、地域全体、要するに認定以前の高齢者も一応対応していくと。今までは、町自体の事業等でいろいろ計画をしながらやってこられたと思うのですが、こういった介護保険法にはっきり定められた形で今後どのように対応していこうとしているのか。要するに、高齢者対策をどう考えているのかお伺いします。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） まず、介護保険は、おっしゃるとおり地域、南部町全体の高齢者の方々を対象にして事業を展開していくわけでございます。先ほども町長の答弁の中にもありましたが、今度の4月から区分が変わりまして、要支援1、それから要介護1、従来要介護の1の部分が要支援2と、それから要介護1と、あとは要介護5までの7段階になりました。要支援2ということで、介護の認定審査会の方で十分運動ができる方は要支援1、2として筋力等のアップをしていただきたいと。それと、あとは認定申請をしましたが、非該当となった方々については、従来からやっております一般の運動指導事業の方に取り込んで、サービス提供をしていきたいと思っておりますし、国の方のそういう事業の方もそういう区分で事業を行いなさいということになってございますので、そのように進めていきたいと、そのように思っています。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。長根君。

○11番（長根和夫君） 地域包括支援センターのことなのですが、介護予防事業、それから新予防給付事業、この二つ、要するに1次予防、2次予防という形になると思うのですが、この部分が地域包括支援センターの主な仕事になるだろうと思います。そのセンターの運営は、責任主体はあくまでも町ですよということですので、それぞれの市町村の考え方が反映されてくるわけで

すから、ちょっとすれば市町村間の格差が生じてくるのではないかという心配があるのですけれども、その辺はどのように考えるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） そのようなご心配、ごもっともだと思います。私どもといたしましてもできるだけ市町村間でお互いに状況を連絡し合ったり、それからどういうふうな事業を展開しているのかとか、そういう連絡会議と言えましょうか。そういうようなのを定期的を開いて、情報交換をして、できるだけ市町村間でのそういった事業の格差がないように十分注意しながら進めていきたいと、そのように思っています。ちなみに今年の4月から包括支援センターを設置している市町は八戸市、それから階上町の2カ所でございます。あと、三戸郡の状況につきましては、いずれも来年、19年の4月から包括支援センターを設置して、運営をしていきたいと、そういうふうな状況になってございますので、設置されてからももちろんでございますが、設置するまでの過程においてでもいろいろ情報を交換しながら十分注意をして設置に向けて進めていきたいと、そのように思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 以上で長根和夫君の質問を終わります。

14番内村貞子君の質問を許します。

（14番 内村貞子君 登壇）

○14番（内村貞子君） 南部伝統芸能についてお伺いいたします。

南部手踊り発祥の地として名川地区が数百年前から伝統芸能を受け継いできたと聞き及んでおります。新南部町はもとより、全国に普及するために南部七踊りにどのような対応を考えているのかお伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、内村議員のご質問にお答えを申し上げます。

南部の伝統芸能について、南部手踊り発祥の地として、どのような対応を考えているかというご質問でございますけれども、まずこの地域、合併して新たに新南部町、やはり南部の初代の殿様、南部三郎光行公が1191年に現在の相内の地に来たと言われて、八百十数年歴史があるわけでございます。そういういわゆる南部藩の領地の中で、南部七踊り、七唄、そしてまた地域のえんぶり、駒踊り、虎舞など、さまざまな伝統芸能がこの地域に伝承をされてきたと、このように考えております。今町では、さまざまな助成も行いながら小中学生から大人までの後継者の育成に努めているわけでございますけれども、ただ全国七唄、七踊り大会と銘打っているわけでございますけれども、正直近隣で行っております俵づみ大会、全国大会、ここまで全国的な普及はまだ行けないでいるというのも正直なところ、実態でございます。やはり唄と踊りの部分の違い、唄であればいろいろな師匠さんの、逆にテープでも勉強することはできると思っておりますけれども、踊りの場合というのはやはり直接師匠から指導を受けながらいかないと、なかなか難しい部分もあるなど、こう思っております。それでも岩手県、または県内の下北地方、そういう地区でもいわゆる南部手踊り、七踊りが普及されておまして、当時の創設者たちがその地に一生懸命歩いたということから、そういった地区でも現在指導を受けた方々が師匠として指導をしていただいているわけでございます。できる限り、マスコミ関係、そういう部分もPRを努めながら、まずはそして後継者の育成が大事だなと、このように思っております。七踊り大会をやって、昨年で11回目だったでしょうか。そして、やっぱりやっている中で、踊りというのは決して踊り手ばかりではない、もう内村議員さんよくおわかりのことと思っておりますけれども、歌う歌い手があって、また伴奏者があって、初めて成り立っていきます。そういうことから、途中から歌い手の後継者がやっぱり少ないと、こういうことで七踊りが5年経過した後に、七唄もやりましょうということで途中から七唄という大会名にもなっております。その大会には、小学生から高校生の部、いわゆる後継者育成の部分としての唄の部分になっておりますけれども、非常にここがまた大事になってくると、こう思っております。いずれにしても、地域の伝統ある、歴史ある郷土芸能、こういう部分を我々が後世にしっかりまた引き継ぎをしていかなければならない重要な部分だと、このように思っております。今後また議員さんからいろいろな部分でご指導いただきながら、まさに全国大会という名にふさわしくしていくためには県内だけではなく、県外の方にどうやってこの南部手踊りというのを発信していくかと、このことが大事になってくると思っておりますので、同じ県内の津軽芸能に負けないように、南部町にふさわしい南部の郷土芸能ということを継承し

てまいりたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。内村君。

○14番（内村貞子君） 文部科学省では、全国の中学校で日本の文化に触れるものを音楽の時間に取り入れましょうということだそうで、名川地区では選択教科として学校では三味線教室があるそうでございますが、踊りや七唄教室は考慮していないのでしょうか。

また、小中学校から大人までの後継者育成に努めているとのことですが、ジュニア全国民謡大賞への出場者が地元南部町で少なく、このままですと七踊りの地方の唄がなくなった場合に、録音テープでやらざるを得なくなるのではないかとの懸念の声も聞かれます。これは、切実な問題であります。七唄の後継者育成についてはどのような構想があるのか伺いたします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 名川中学校の方では、三味線の方は続けてきておりました。歌い手の部分については、この後また担当課の方から説明をさせていただきたいと思います。

それと、七唄の出場者の部分については、確かに地元南部町出身者が少ないような数だったと思っております。そういう部分で、当初は七踊りをメーンとした大会でしたけれども、少しでも歌い手の後継者を育てましょうということで、先ほど申し上げましたように、歌い手育成の部分で七唄の部門というのも追加をしたわけでございます。それでも、数人の方々は、参加出場しておりますし、今後芸能保存会の方々等からもまた唄の部分での育成はどういうふうにしていけばいいのか、そういう部分をご指導いただきながら取り組みはしなければならないと、このように考えております。

○議長（工藤久夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） お答えいたします。

子供たちの後継者を育てるということで、先ほども町長からお話がありましたけれども、後継者育成事業を中心にして、芸能保存会、それから地域、学校と連携をとりながら、また教育委員会の社会教育課の方でも事業の一つとして文化体験事業というのを行っております。これらを

実施しながら後継者の育成に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。内村君。

○14番（内村貞子君） 七踊りの全国大会が毎年行われているようですが、出演者は青森県内からがほとんどで、近隣の他県から出演者は少ないのが例年のようだ伺っております。全国大会と言うからには、もっと広く全国から出演者を募られてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 旧名川時代も大会に向けての会議、また終わってからの会議等々でもやはりいつもそういう話になります。その中で、非常にやはり難しいのが七唄、七踊りという非常に難しい部分、やはりきっちりと指導を受けてこないとできない、まず唄と踊りであるという部分もどうしても県外の方々までの普及というのが実際のところ難しい部分があります。やはり踊りの場合は、テープを見て、それを身につけるということはほとんど難しいでしょうし、やはり師匠という方について、きっちり指導を受けないと大会に出ても賞には入れないという部分も、恐らく踊り手の方々からすると賞をとりたくて来ていると思いますし、特に七踊りの部分については青森県内でも大きな県の大会を行っているわけですが、県のチャンピオンになっても七踊り大会ではチャンピオンになれないというぐらい厳しい審査のもとになっております。ですから、出場される方々が県のチャンピオンになっても名川南部の七踊り大会、ここでチャンピオンにならないと箔がつかないと、こうまで言われております。ですから、逆に非常にレベルの高い大会にもなっていますので、そこがまた出場する方々からするともうちょっと指導を受けてからとかという部分もあるという話も聞いております。ただ、どうしても県外の指導者が恐らく少ないだろうと。地元県内、このいわゆる南部町、南部地域での指導者がほとんどで、多分あると思っておりますので、そこが非常に全国大会という大会名にはまだなれないでいるなというのを感じております。

それからまた、唄についても限定して七踊りの唄、7部門の曲名でございまして、これまた非常に難しい、だれでもが普通の歌謡曲なり、演歌なりと、こういうだけでは声が出し切れない、そういう部分もあるのかなと。一つは、やはり踊りにしても唄にしても参加している方々、若い方々を見ますとほとんどがお父さん、お母さんたちがやっぱりやっている方々。そのお子さん方

がやはり小さいときから多分指導を受けているのでしょう。そういう方々は、興味を示して、非常に逆に言えば熱意を持って出場してくるわけでございますけれども、唄については保存会の専門の方々から聞いてもなかなかだれでも歌えるわけでもないのだよなど、そこが近隣の俵づみ唄とまた本当に難しい唄でもあるということも一つのゆえんかなと思っておりますが、だからといって少ないとだけ言うておりません。ただ、我々将来の子供たちにしっかりとまた伝承させていく上においては、まだ全国大会という名には足りませんが、でも継続していくことによって子供たちもしっかり数がたとえ少なくとも続けていかなければ逆に途絶えてしまったらもうもっと最悪の事態でございますので、十分そういう部分に力を入れながら取り組まさせていただきますと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 以上で内村貞子君の質問を終わります。

12番工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（12番 工藤幸子君 登壇）

○12番（工藤幸子君） さきに通告しておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず、1点目でございますが、南部藩の城跡や領内遺跡の復元及び整備についてであります。国指定になった南部藩発祥の地としての史跡の復元、整備の早期実現を図ってほしいと思うのは私ばかりではないと思います。

そこで、まずは南部藩について少し述べてみたいと思います。先ほどもご答弁の中にありました1191年12月、初代藩主南部三郎光行がこの地と定め、旧南部町相内の地に足を踏み入れたのが800年の歴史の始まりであり、ここ南部藩の幕あけでありました。南部三郎光行は、初代藩主として現青森県域の東半分を占める糠部郡としてこの地を守り、巨大な勢力で道を開いていく礎となって、一戸から九戸の牧をつくり、数多くの名馬や駿馬の生産と管理に努めた馬の専門家であり、馬産に拍車をかけた牧場経営の熟練者でもありました。そして、2代目藩主実光公から27代藩主利直公までの400年間、子々孫々の藩主が北の世界に君臨したのであります。1539年以後の南部晴政の居城となった本三戸城は、現在の旧南部町聖寿寺、小向、古町、馬場、門前、高屋敷、館越一帯の地に当たり、東西2キロ、南北1.5キロ北に海拔200メートルの広大な大地と、その間の谷筋から成る領地でありました。この地には、聖寿寺館、小向館、馬場館、佐藤館、平良ヶ崎城など、多くの城館が存在し、伝承では平良ヶ崎城が鎌倉から南北朝時代の三戸南部氏の居城、聖寿寺館が室町時代の居館跡とされてきました。しかし、これらは、個々ばらばらの存在ではな

く、政庁と見られる聖寿寺館を中心に、広大な台地上に直線街路や方形地割による大規模な都市計画を行い、一族、家臣団屋敷、寺社、町場、さらに防御施設を有機的に配置した一種の城塞都市というべきものでありました。発掘調査によれば、15から16世紀には本格的に機能をしており、14世紀にさかのぼる遺物も出土されております。聖寿寺館で特に目を引くのは、近世城郭を思わせる壮大な大手虎口と城門の跡、そして政庁中心を貫いて一直線に北に延びる中軸道路であります。その延長には、南部利康の御霊屋があり、南には本三戸八幡宮や南部安信の墓のある丘陵を望む。また、聖寿寺館北側の堀のラインは、そのまま三戸城北部を貫く直線の道路となって東に延び、隣接する平良ヶ崎城の堀のラインに一致しております。こうした事実は、統一したプランのもとに、本三戸城全体が築造されたことを示しているのであります。

また、伝承、地名、地割、遺構などから推測すれば、北隣に剣吉城主、北家の屋敷、くるわ状の地で地名は大溝平、東隣に名久井城主、東家の屋敷があり、見事な形成、地割を残す。東家屋敷の東から南東にかけての広い台地上には、その他の一族、家臣屋敷が配置されておりました。また、北家屋敷東方の三光寺周辺には、聖寿寺、東禅寺などの寺院が並び、東家屋敷南東の台地縁、現在の早稲田観音堂の地には名利永福寺が建っておりました。これらは、いずれも後に盛岡城下へ移転した臨済宗、真言宗の寺院である。本三戸城が家臣の放火で焼失するが、八戸南部家の文書によれば、本三戸城の近辺には京都相国寺管轄下の僧侶が下向し、滞在するような五山十刹制度下の諸山に格付される有力な臨済宗寺院が存在していた。さらに、南を流れる猿辺川沿いの谷筋には城下町、古町の跡が面影を今に伝え、馬場館と呼ばれる南の大地には浅水城主、南家の屋敷があったと推測されております。方形地割と南屋敷、まただんな様屋敷の名が残っております。聖寿寺館の南方、馬淵川に面する小丘陵上にある三戸八幡宮もそれ自体が一個の城郭でありました。それだけではなく、三戸南部氏は、この城域を貫いて、街道、旧奥州街道を貫通させ、しかもあえて政庁聖寿寺の東の堀道を通行させて、通行者に本三戸城の威容を見せつけるという見事な演出を懲らしておりました。当然街道が堀道を通る地点には、随所に見張り所や木戸が置かれ、道路自体も伏曲をつけて見通しを遮っていたし、城域の入り口は鎌倉の七口を思わせる切り通しになって、厳重な防御線をなしておりました。さらに、本三戸城の弱点である北から聖寿寺、東禅寺へ通じる道筋には長い堀道とした上に、並行して見張り、攻撃用の通路を設けるといふ、これまた厳重な防備が施されておりました。東禅寺や平良ヶ崎城の背後の山にも切岸、くるわが設けられ、堅固な山城となっておりました。もちろん本三戸城の現在の遺構は、最終段階の16世紀前半からのものであり、一部にはその後の築造部分も含まれております。しかし、こうした北の鎌倉とでも言うべき城塞都市としての全体のプランと構造が八戸根城や七戸城、九戸城な

ど、南部一族の城館とは本質的に構造の異なることは明白であります。そして、そのプラン自体は、14世紀から15世紀初めの守行時代からのものであった可能性が高いのであります。まさに三戸城跡は、中世後期の北奥羽に君臨した大名三戸南部氏の権力と権威を示す壮大な歴史遺産なのであります。

そこで、町長にお伺いします。この国指定の歴史、文化の史跡復元や修復、整備、また文化財の管理、保存等の早期実現について、どのように考えておられるのか。また、復元内容、予算、進捗状況をぜひお聞かせいただきたいと思います。

次に、2点目でございますが、合併後の南部町庁舎及び職員の町民への明るい対応と環境づくりについてであります。行政は、これから確実に自治分権の流れは進み、ますます自治体という地域社会の役割は高まると思うのであります。町民がどれだけ豊かで楽しい生活を過ごせるかは、自治体次第ということになるかもしれません。

そこで、まずは町の顔である役所はどうあるべきかであります。つまり庁舎は町長や議員や職員が働く場所というだけではなく、現状を超えて考えるならば、町民が集まったり、打ち合わせたり、相談に来たりする場所でなければなりません。なるべく多くの町民が気軽に足を運びやすくする場所にしなければならないのであります。例えば庁舎事務所に面するカウンターは、コミュニケーションをとりやすくする。時には、来庁者用のテーブルやベンチなどを設ける必要もあり、職員と来庁者との間の壁をできるだけなくし、風通しのよい庁舎をつくる必要があります。また、庁舎出入り口の段差の解消やバリアフリー化、そしてさりげなく手すりが用意されているなど、当たり前であり、さらに来庁者への職員の対応は笑顔で迎えてくれる心構えと、さらに庁舎内職員に限らず、担当者、設置場所の検討、もしくは外部からの業務を行っている場所の内容を明示する案内板を設置するなど、庁舎や公共施設がただ事務を執行する場所、要求される機能を充足する場所、事務的サービスを提供する場所だけに終わらずに、町民が明るい雰囲気の中で安心して相談できる地域自治の拠点とならなければならないと思うのであります。そこで、町長のご所見をお願いするものであります。

以上、2点、よろしくお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思いま

す。

1191年に初代の藩主、南部三郎光行公が相内の地に足を運んだということから、先ほども少し申し上げましたが、八百十数年というすごい歴史を持っているわけでございます。そして、今日まで至る系図といいますか、そういう部分において初代の光行公、相当な苦勞をされたのだらうなど。新南部町も合併してスタートして数カ月なわけでございますけれども、私も考えてみたときに、やはり初代というものは全く違うなど。しかし、そこを乗り切っていかなければならない、そういう思いで今取り組んでいるわけですが、まさに八百十数年前、恐らく十代だったと記憶をしております。そういう若さで南部藩というのを築いてきたと。この歴史、しっかりと継承していかなければならない。また、功績というものをたたえながら南部藩という部分もPRしていかなければならないわけございまして、そういう部分において旧南部町さんのときに聖寿寺館が平成16年9月30日に国指定の史跡になったというふうにお伺いしております。それに基づきまして、旧南部町において平成17年12月、昨年の暮れに保存管理計画書を策定してございました。その保護、保存、整備、活用を図るために、計画として17年度から国庫補助金を活用し、土地の公有化、そして2点目には19年度から発掘調査を再開し、調査成果をもとに5年後の22年度に整備基本構想を策定する予定できていたということでございますので、できる限りその予定に沿って復元を含めた整備等につきましても検討委員会がありますので、そちらでまた検討していただき、国庫補助金、または県補助金もあるわけでございますけれども、100%ということでもございせん。一般財源も必ず含まれているわけございまして、そういう財政面も考えながら取り組んでまいりたいと、こう思っております。参考までに予算進捗状況という部分も一部ありましたので、土地の公有化事業につきましては国から80%、8割の補助が出ていると。それから、発掘調査については、半分の50%、5割が国の補助が出ているということでございます。そして、現在進捗においては17年度から15年間、15年計画によって土地の公有化を図っていくのだと。そしてまた、17年度から3カ年計画において平良ヶ崎城跡の発掘調査、19年度からは聖寿寺館跡の本体の発掘調査と、5年後の22年度に南部史跡の整備の基本計画を策定していくという今までの旧南部町さんの計画が挙げられております。そういう部分を当然南部町になりましたが、その根幹となる旧南部町の方々が検討してきた部分でございますから、十分尊重をしながら取り組んでいかなければならないと、こう思っております。予算の方も、これは参考でございます。17年度が聖寿寺館跡土地公有化事業において約700万ちょっと、その8割が国、4%が県と、16%が町負担と。18年度、今年度におきましての事業費について計上しているのが1,750万円程度、割合は先ほどのパーセントと同じでございます。そして、同じく平良ヶ崎城の発掘調査、17年度

は300万円の事業費、これが国が50、県が8、町負担が42%と、18年度においても同じ金額の計上をしてございます。史跡等というものは、どこの地区においても予算も伴う、今後さらにますます金額も調査するに従って、減ることはなく、ふえていくのかなとは思っておりますけれども、いずれにしても南部の初代の殿様がこの南部町から出たと、こういうすばらしい歴史のある南部町でございますから、そういう部分はしっかりと調査をしながら、さらに南部藩発祥の地であるということもPRしていかなければならないと、こう思っております。

2点目でございますけれども、庁舎及び職員の明るい対応についてということでございます。明るい庁舎づくりという部分については、2通りあるわけございまして、工藤議員も申し上げたとおり、一つは施設の部分が当然挙げられるでしょう。もう一つは、職員としての対応の仕方、いわゆる接遇の部分だと思っております。この二つ、どちらも重要であります。施設の部分においても障害者の方々も利用しやすい、そういう公共施設にしていかなければなりませんし、また大きな財政を伴う部分については非常に予算も見ながらということになりますけれども、そんなに予算をかけなくても改善できる部分というのはあると思っております。現在において、庁舎内のカウンター等の高さについては、お客様に、住民の方々に座って対応できるように改善をしているのが南部庁舎、名川分庁舎でございます。本庁舎、福地でございます、まだ立ってのカウンター、一部ありますけれども、そういう場合においてはイスを設置して座って待っていただくとか、そういう対応をしております。いま一度、また本庁舎、分庁舎含めながらどういう改善が必要なのか。車いすの方々も不自由なく出入りができているのかどうか。2階の部分は、どうしてもあれですけれども、そういう部分は逆に職員の対応の仕方が一番大事であると、こう思っております。私は、就任した日、当然職員の訓辞があったわけございまして、我々公務員は給料をだれからもらっているのか。そのことをまず考えて欲しい。それを考えていけば、おのずとだれのために働かなければならないのか。いわゆるどういう対応をしなければならないのか。答えは、もう一つしかない。出ているわけです。ただ、なかなか今までそういう部分ができていない。これは、旧3町村、皆同じでございます。どうしても一部分、公務員の場合には、当然法律で仕事をするわけでございますけれども、ただ法律は必ずその他限りではないという項目とか、必ずあるのも法律でして、そういう部分をいかに活用して町づくりを進めているか。逆に言えば、そういうところが全国の先進事例で出てきているわけです。法律だけですべて事が済めば、町づくりはすべて金太郎あめの町づくりになるはずで。そうではなくて、いかに法律を活用していくかということが、接遇から少しずれている部分がありますけれども、そういう認識で取り組んでほしいと、そういうことを私初め、助役の方からも指導はしております。なかなか伝わりが早い職

員もいれば、伝わりが遅い職員も、これもあるのも事実でございますけれども、この点につきましては私はもう任期中は何回も口酸っぱく言いますよと、こうっております。ですから、我々全体の奉仕者、職員は採用されるときに必ず宣誓書を全員が読むのです。その気持ちをどうしても月日がたつと忘れてしまう。そうならないように、恐らく公務員に採用されたときにみんなからいいな、いいなと、うらやましがられて採用になったと思います。なかなか公務員になりたいくてもなれない時代になってきておりましたので、そういう初心の気持ち、公務員になってよかった、うれしい、町民のために働こう、そう思って、みんなが入ってきたはずです。その気持ちを今忘れてはならない。もう一回そこを再認識をしていただいて、取り組んでいかなければならないと、こうしております。ここが私は庁舎づくり、ハードも大事ですけども、まずは職員の対応、これが一番庁舎が明るくなる、そして町民も来やすくなる庁舎だと、こうしております。ですから、まずは朝のおはようございますからという声、これが自然に出るようになってくれば大変いいと思っております。なかなか1回目のそういう部分がなれていないと、すごい勇気も要するような部分も感じておりますが、そこは私はこの任期中、しっかりと初心忘れないで、これはもちろん私自身も含めてのことでございます。そのときの気持ちを大事にして、だれから我々が給料もらっているかということ、まずいつも頭に入れていけば、何をしなければならないのか、どういう対応が必要なのかというのが必ず自然に出てくるはずだと思っております。参考に、順番が逆になりましたけれども、先般においても接遇につきまして専門の方をお願いをして、職員研修もしてございます。一番大事なのは、研修し、それを実行していくということが大事だと思っておりますので、今後私含め、また助役と、また一番肝心の部下を直接毎日指導しております課長と、この課長たちの指導の仕方に期待をしていきたいと、こうしております。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） ただいま町長からご答弁をいただきましたが、17年度から15年間かけてという、そういうお話でございました。よその例ですと、動きはどのような動きかわかりませんが、まず整備計画策定を始めて、完全に補助金をもらえるまでの間に四、五回はそういうさまざまの確認の意味での策定委員会を例としては開いている状況ですし、文化庁や県にも話しかけて、そして対応を密にしてやっていかなければ、なかなか前に進んでいけないのではないかと。策定委員会もどういうメンバーで構成しているかわかりませんが、かなりのメンバーがそこであって、その委員会を実施するに当たっても非常にいろんなことを討論し合っている状況の

ようですし、まず土地買収に関しては早期に手がけているようですけれども、まだまだこれから非常にそういうふうな策定委員会とか、文化庁とか、県とかの問い合わせ、あるいは請願、さまざまあると思いますけれども、できるだけ早目、早目の動きで、ぜひ15年間と言わずに、10年ぐらいには最終的なめどがつけばいいかなとよその例を見て思っている次第でございますので、その辺をぜひよろしくお願いしたいと思います。

それから、明るい庁舎、職員の明るい対応、これは旧南部町も旧名川町もハード面では少し改善といいますか、改良しているようですけれども、福地にはその点、町長さんがおっしゃるとおり、まだ目に余る部分が正直言っております。まず、入って行って、非常に役場職員でない皆さんが先頭に顔を出すと。顔を出せばいいのですけれども、顔を出さない。そういう暗い雰囲気でおりますので、まずはいろいろ設備面で問題があるかと思っておりますけれども、お願いするとか、そうでなければ配置がえということで、ぜひ検討してほしいな、こう思っております。

そして、各庁舎ですけれども、これは当初の職員の配置がえの際に、なれない町村に配置された方は、その各庁舎に訪問する町民にはまだ顔なじみではない点もあって、あるいは見落とし、見過ごしがあって、思うような町民への明るい対応ができないで、そこは通過状態かなと、そんな感じも見えないではないので、統一した職員の教育体制を町長からぜひとっていただきたいと、こう思っております。その点について、まずもう一度担当課からでも、町長からでもよろしいですけれども、お願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、遺跡等の部分については、担当課の方からまた説明をさせたいと思っております。15年の計画が旧南部町のときのある部分の計画に沿っていた数字だと、私こう思っておりましたので、もし間違っていたり、計画がそのようだというのであれば、詳細に担当課の方から説明させます。

それから、いわゆる職員の対応でございます。非常に大事なのは、私はなれない配置がえ、当然これは合併したわけですから、職員の中で当然あるわけですし、これをして、早く逆にしていかなければならないという部分で、もともとの旧職員時代にいた庁舎にそのまゐる方々は精神的にも少し異動した人よりは楽というわけではないのですけれども、落ちつきは、こうあるのかなと。当然知っている方々が来るわけですし、逆に配置がえになった職員は、恐らく住民の顔もわからない、そういう状況だと思います。正直私もまだまだわからない町民の方々がたくさんい

て、ただそういうときにやっぱり声をかける。会ったときにご苦労さまです。朝は、やっぱりおはようございますと。その一声かけることによって、来庁する方々は恐らく気持ちの部分で違うと思います。そこが一声がないと、どうしても何やっているのだと。何様だと、こういう部分なおしかりもいただくわけでございまして、そこは私も本当に真剣になって取り組みたいと、取り組まなければならないと思っているところでございます。職員も同じように伝えても受ける側もちょっと温度差が中にはあるのかなと思っておりますが、やっぱり公務員は、まず全体の奉仕者であるのだと、そのことをもう一回やっぱりちゃんと職員が認識しなければならない。決して町民の方々に私はごまをすれとか、そういう対応しろと言っているのではないの。当然のことを、まずしてほしいということでございますので、きょう課長たちもこうやって私の答弁、また議員の質問を聞いているわけですから、ここの部分を、まず課長たちが職員たちにもこういう質問でこういう答弁を町長がしているぞと。町長が任期中、いつもこれは言い続けると言っているぞという部分を周知徹底しながら、こういうことは職員と直接やっぱり自分も目と目で合って、これを周知していかなければならないことだと思っております。そういう部分、今後時間が少しずつとれるようになったら、分庁舎の方にも何回か出向く機会がもう出てきましたし、そういうことで一堂に会してという部分はちょっと難しいのですが、分庁舎ごとの集めてという部分というのはできないことではないと思っておりますので、そういう部分でしっかりと本庁舎の職員含めながらやっぱりあいさつ、ご苦労さまですと、この一声で必ず違うと思っておりますので、そういう部分に改めてまた取り組んでまいりたいと、こう思っております。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 先ほど旧福地の部分についてお話がございましたけれども、考えられますことは玄関入ってきますと出納室の職員がいるわけですが、お一人銀行の職員がいっぱいいます。それで、配置といいますか、向きがちょうど玄関から入ってきて背を向けるような形になっていましたので、その配置の仕方がいいのかどうかと、もう一つはあそこは銀行の方という小さな表示はありますけれども、もう少し見えやすくした方がいいのかなという部分につきましてはこれから検討してみたいと思います。

それから、職員の育成についてであります。先般町長からもお話がありましたけれども、5月18日に若い職員たちに研修をさせております。それは、接遇でございました。それで、いろいろ専門の方からご指導をいただいたわけですが、私も最後に職員の方にあえてお願いを申し上げ

ております。一番大事なのはあいさつですと。ですから、おはようございます、お疲れさまでしたというのは、自然に言えるように言ってくださいというお願いをしております。

それから、役場だけではなくて、私たちはこういう名札を下げておりますけれども、当然役場の職員という表示をしておりますので、外を移動する場合にも町民にお会いしましたらこちらの方から声をかけてくださいというお願いをしておりましたので、これはまだまだ時間がかかると思いますが、何度もお話をして浸透をさせてまいりたいと思っております。

それから、町長から何度も言われておりますけれども、お客さんが来たときには、例えば自分の課でないお客さんが参られたときには内容をしっかり聞いて、向こうの課ですというようなやり方をしないで、直接お客さんをその場まで案内して引き継ぎをするようにということを言われておりますので、これは全課長が訓辞の中でお話をいただいておりますので、その辺も時間をかけながら徹底をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 社会教育課長。

○社会教育課長（工藤光行君） 工藤議員さん、前の国指定になるまでのことはよくご存じであると思っておりますけれども、まず先ほど町長さんがおっしゃいました保存管理計画書をもとにしてやっていきますので、そして今度は整備基本構想というものをくり上げて、そして今度復元とか、そういうこともやっていかなければならない一番難しいのは公有化でございます。15年と言わないで、もう少し早目にということでございますけれども、ご存じのとおり、あそこ1等地といいますか、あそこ果樹畑なのです。そこで、幾らでも早く所有者とお話を進めてまいりたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質問ありませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 大変力強いご答弁をいただきましたので、ぜひ今後ともよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

(午前11時25分)

○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時36分)

○議長（工藤久夫君） 25番川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

(25番 川守田稔君 登壇)

○25番（川守田稔君） 皆さん、おはようございます。私は、今定例会において、次の2点について質問させていただきます。

1点目として、職員配置についてであります。合併前の協議の内容と比較して新町の職員の定数及び配置の現状はどうなっておるか伺いたしたいと思います。また、将来的な見通しとして、問題点を感じているのであれば、伺いたいと存じます。平成17年2月に発行されました63ページに及ぶ新町建設計画においては、概要、基本方向、施策、公共的施設の統合整備など、基本的な考え方、また財政計画を含めて新町の進むべき方向の大部分は定まっているように思われます。しかし、財政計画において示された予算の現実と本年度のギャップを見ただけでも非常に厳しい現状は容易に想像できるものがあります。計画では、前年度の実績を期待しての平成17年度の予算を125億と見積もっていたのに対し、現実には97億であります。大ざっぱに電卓をたたきますと22.4%の不足ということになります。聞くところによりますと、現在南部町集中改革プランの策定中であり、今月6月中には公表の予定であるとのことですが、差し支えなければ、次の点についてもお知らせ願えればと思います。それは、新町建設計画では、平成27年度までに自然退職者を130人程度見込まれていることになっております。原則的には新規採用は控えるとのことでありましたが、採用が全くないという場合においては今後職員の年代ごとの人数的なギャップを生ずることになり、長期的な観点から申しますと、行政運営の上で非常に不具合が懸念されるのはだれの目にも明らかであります。その点について、どのような施策をお考えでしょうか。説明いただければ幸いです。

また、広報なんぶ5月号の記事の中に職員配置図がございました。職員配置図を見た町民の何人かから推進監という役職についての自然な疑問の声が聞かれます。推進監というポストが合併に伴う課長、課長補佐等の、いわゆる余剰ポストのためのものではないとは存じますが、その経

緯について説明いただければ幸いです。

次に、質問の２点目として出生率向上のための施策についてお伺いいたします。まず、出生率の向上のための施策の有無をお伺いいたします。また、南部町の現状での出生率に対しての状況は、どのようなものかご説明いただきたいと思います。６月１日の発表の合計特殊出生率が１.２５という記事が２日の新聞各紙をにぎわせておりました。今後の年金医療財政再建等の国政レベルでの大きな影を落としているようでありますが、机上の空論は簡単であっても実際にその効果を導き出すための施策という、町長初め、皆様、私ら含め、頭の痛いことであるとも思います。ですが、大切なことは、有効と思われる雑多な施策を一つ一つ積み上げていく努力を続けるということであるように思います。また、一地方自治体の取り組みで解決できるようなたぐいの単純な問題でもないと思います。私の住んでいる地域を見ますと、今の世代から１世代、例えば２０年、２５年、３０年ぐらいの時間が経過したとしますと、その地域はどのような状態になるのだろうと考えることがあります。世帯数、人口とも半分以上になるのではないのかなと危惧するところがあります。そして、それは、新南部町全体の姿であるようにも思われ、さらには三八地域、青森県の姿であり、広くこの地域全体共通の問題と言えることであると思います。

そこで、新南部町の出生率の動向とあわせて、全国自治体の中での出生率向上の成果を上げている例などご存じなのであれば、教えて、示していただきたいと思います。また、それに対する所見をお伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田稔議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、新南部町の職員の定数現状と、また今後の見通し問題点等でございますけれども、現在職員の定数は定数条例におきましては３９５人となっております。その内訳は、町長部局３３５人と議会部局５人、教育委員会部局４８人、農業委員会部局５人、選挙管理委員会２人という定数でございますけれども、合併前において職員の数をごどのようにしていくかということにつきまして協議会の時点で、いわゆる全国の類似団体の職員数等を調査し、算定した経緯がございます。そういうもとを基本にしながら計画をつくってきたわけでございますけれども、その類似団体とはどういう団体かということでございますけれども、一つは人口の規模、そして産業別の就業人口の割

合等をもとにしながら国で定めていることに準じて算定をしてきたわけでございますけれども、南部町の規模でいきますと191人となっております。ただし、この職員数191人でございますけれども、これはいわゆる企業会計を除く、いわゆる病院とか、そういう企業会計を除く普通会計の職員の数であり、名川病院、また老人保健施設なんぶ、町営市場等の職員は除く数でございます。ですから、その分を引いて、6月1日現在において264名の職員数でございますので、計画に沿って191名ということになると73名の職員削減になってまいります。大体3割の削減になるということでございまして、かと言って、では採用をずっとしないという計算方法ではございません。職員で空白の、いわゆる年代の方々が生じてはならないと、こう思っております。そういう中で、ではどのように削減をしていくかということになるわけでございますけれども、退職者が出た場合に、わかりやすく言えば3割ぐらいの採用で、いわゆる7割ぐらいの削減、仮に10名退職者が出た年は二、三名ぐらいの採用で補っていくと、こういう計算でいきたい。ですから、先ほど十数年で百十数名の退職者、これはもうはっきり現在の職員の年齢を調べればわかるわけですので、その自然退職者に合わせて採用を控えながら191名という職員数に近づけてまいりたいと、このように思っております。ですから、全く採用をしないということではなくて、最小限に採用を抑えながら自然退職で調整を図っていききたいと、このように思っております。およそ10年間の職員の給料分を考えると、20億円ぐらいの削減、10年間です、ぐらいになっていく予想でございますけれども、問題もございます。何点か申し上げますが、先ほど言いました補充もないとバランスがとれていかないということの問題、それから現在分庁方式という部分、これは住民のサービスを低下しないために、まずは合併時行っていこうということで分庁方式をとっているわけですが、分庁方式、実際動いてみますと、事務形態における限界という部分もございます。非効率的である部分も動いてみたら生じてはおります。こういう部分も今後どういうふうにしていけばいいのか。ですから、分庁方式ですっといくとなると、職員の削減というのも計画どおりの数にいかない部分も生じてくるのかなと。これは、まだ合併して我々も動いて1年もたっておりません。それで、実際のところこの課が本当にまだ足りなくて、課によっては何とか1名、2名、削減してもやっていけるのかどうか。これは、1年こうやってみないと、正直我々もそこがまだ判断がつかない部分がございます。当然各担当課長の立場からすれば、いや、もう精いっぱいだと、こういう回答になるだろうと思っておりますので、実際のところはどうなのか、これをしっかりと見きわめていきたいと思っております。そしてまた、事務事業の見直し、ここをしっかりとしていかなければ、削減にもならないだろうなど。いわゆる委託する部分、今回も指定管理者制度等の部分もありますけれども、そういう部分で指定管理者制度においても収益が上

らない施設を管理してくれと言っても、これはだれも受けるわけがありませんから、そういう部分である施設については町の予算の方もくつつけながら管理者制度を導入しなければならない施設もあるでしょうし、やっぱり直営でやらなければならない部分があると思いますけれども、そういう部分もしっかりと検討しなければならないなど。事務委託にできた場合には、その分の職員の部分というのが委託されているわけですから、そういう部分での削減等も図っていかねばならないし、また課の統廃合も今後進めていかねばならないと、こう思っております。

そしてまた、ご質問の中にありました集中改革プラン、先般全地域から委員の方々を選びまして、1回目開いてございます。まず、集中改革プランを早急に6月までにいっぱいにつくらなければならないと、非常にもう時間がない中でつくらなければならない日程になっておりますけれども、そちらの方、そして行財政改革計画もつくっていかねばなりません。それから、新町の最上位であります総合振興計画、これもつくっていかねばならない。このときに、やはり総花的な計画ではなくて、ここで時間をかけても具体性の入った計画にしなければならないと思っております。そして、きっちりと進捗状況がわかるような計画づくり、これに取り組みたいと、こう思っていました。広報5月号で推進監という部分、聞きなれない言葉だと思います。合併したときに、それぞれの自治体、旧3町村、課がありまして、それぞれに当然課長たちがいたわけでございます。そのときに、合併するとき、今まで課長であった者を、では課長補佐に下げたと、こういうことはあれできないだろうということから、これは合併前においていわゆる旧3町村の課長たち、年齢、そして在職年数等を勘案しながら課長職という分と、いわゆる推進監、課長と補佐との中間みたいな形になっているわけですが、いわゆる旧課長であった待遇を、まず推進監という形で今配置をしてございます。私は、この推進監という職を早く、まずなくしていくべきだと。そして、通常の課長、課長補佐と、こういうシステムにしなければならない。ただ、これを持っていくためには、いわゆる課長たち、今年度、来年度は一番多くの課長たちが退職を迎えます。その後においては、推進監というのをさらに継続していくという考えは持っておりません。そういうことで、自然に推進監をなくして、通常の課長、課長補佐というシステムをつくり上げていきたいと、こう思っておりますので、ここ1年と、来年までは、来年にはなくなると思っております。来年の4月には、まだ何名かがあると思いますが、再来年はもうなくなると、こういう方向で考えております。

それから、2点目の出生率の向上の施策でございますが、川守田議員さんもおわかりのように、大変難しい問題でありまして、議員さん自身も町だけでも非常に難しい問題だろうというご質問をしていただきました。非常に本当にどうやってこの出生率、または南部町の人口増をしていか

なければならないかなということでございますけれども、まず今一つは合併して旧3町村の統一、これをどうやって図っていくかという部分がこの1年、非常に大きな課題にもなっておりまして、今環境づくり、サービス事業、いわゆる延長保育、一時預かり、学童保育、子育て支援センター、こういう部分をきっちりと、まずは今継続していかなければならない。安心して、まず仕事を持っている方々が仕事をする事ができる、この環境づくりをもう一回再確認をしていきたいと思っております。ちなみに出生率の現状、平成2年のときと比べた数字を担当課からいただきました。3町村で出生数が192人と、現在が133人ということで減少が59人になっております。3割ほどの減になっているわけです。一つは、私どもテレビ、新聞等でもいろいろこういつも取り上げますので、見ていますと人口構造における適齢期の人口の減少、出産できる方々の、その部分の減少が大きくなっていること。また、女性も自立し、男女共同参画の時代になっておりまして、晩婚型になっている、晩婚化、または核家族化、未婚化、さまざま要因があるわけでございます。そして、先般テレビ見ていたときに、そういう質問をしておりました。若いご夫婦が2組ばかり話ししておりましたけれども、まず自分たちの余暇を夫婦で楽しみたいと。それから、子供にかかる、いわゆる教育費が非常にかかり過ぎると。大学まで入れると、何千万という教育費になるだろうと思います。そういう部分を掲げていましたが、なるほどなど、確かにそういう部分があるなど感じて聞いておりましたけれども、そういう中でもいろいろ取り組みをしている町村もございまして。そういう事例もないのかというご質問ありました。詳しいことは、また関係課長からも答弁をさせますけれども、いわゆる出生率の向上が目的というよりも、結果は同じになっていくのですけれども、いわゆる若者の定住促進を図って成功している自治体がございました。これを見てみましたら大きな市、中心地から20キロ、車で30分ぐらいのところと考えますと、私どもの南部町、八戸市から大体似ているなど。移住した方のコメントは、市内のアパート5万5,000円ぐらいだったと。その町では、部屋が倍以上の、いわゆる町営住宅、これが3万二、三千円でしたでしょうか、ぐらいで借りることができたと。ちょうどこれから子供を産もうかと、こう考えたときに、そういう安い町営住宅があったということで、現在は最初は夫婦でその市まで車で約30分で通勤していたと。これを考えてみますと、やはり住まいの低価格、そういう部分と施設がかなり充実している町営住宅である。これは、一長一短がございまして、町営住宅、そこまで例えば現在もかなり近代化された整備になっておりますが、そこまで整備していいのかという議論もあるわけですが、そこはそういう部分で成功したと。そして、棟を建てた中で、若者向けの、いわゆる面接をして、本当に定住していくのか、そういう計画をきちんと面談の中で確認をして、入居を採用したと。そして、必ず消防団員にもなってもらおうということで成功したそ

うでございます。こういう部分は、我々もしっかりと成功事例として検討していかなければならないと、こう思っております。今後南部町においても町営住宅の整備、今年度もありますし、今後の計画にもございます。そういうときに、料金の設定についてしっかりこれは考えなければならぬなど。ただ、現在住んでいるところに苦米地駅前団地もありますが、今年度も予定ありますけれども、こういう既にあるところに増築したときに、料金の設定が違うと、非常にこれは問題があるわけですから、ここは非常に難しい部分があるのかなと。前の料金も考えなければならぬ。ただ、新たな場所に移転、旧町営住宅が古くなって、これから建てる場所、こういう部分についてはある部分の低料金という部分も、これは考えてやっぱりいかなければならない、そう思っております。いろいろな面で一長一短あるわけですが、でも非常にそういう部分で確かに成功しているところもあると。そして、医療費等についてもいろいろ考えているところもあります。そういう部分をいいものは、我々も参考にさせていただいて、一つの部分から見のではなくて、全体的な部分から見ながら計画をしていかなければならないなど。一つだけ見て、急いでここだけやってといっても、これは全体の将来的な解決にはならないだろうと思っていますので、ちょっと時間をいただいて、全体的にどうすればいいのか、ここの部分だけでいいのか、ここプラス何かして、いわゆる環境を整える、働きやすい環境、生活しやすい環境、こういう部分を部分的ではなくて全体的に考えながら検討をしてみたいと思っております。立地的には、決して我々の地域、恵まれていない地域ではないと思っておりますので、どうしてもやはり希望するのは主要都市から大体車でどのくらいという部分、八戸市を中心とした近隣の市町村を見ても、やはり時間的にある程度の時間のエリアのところがふえている町村がありますので、そういう条件的には南部町の地域も決して悪くないと思っておりますので、それをトータル的にどう進めていくか、これを十分検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（工藤久夫君） 再質問はありませんか。川守田君。

○25番（川守田稔君） 推進監ですか、そういうポジションの意味もよく理解できました。いろいろ苦勞もあることと思いますが、簡単な、明瞭な姿勢というのが非常に町民に対して必要なのかなという思いがありますので、努力していただきたいと思っています。

それから、例えば廃止する課も含めてということをおっしゃっていたのですが、しばらくは非常にどたばたした人事異動になるのかなという気もするのですが、その際の適材適所という配置

を考えると、どういう問題が出てくる、適材適所だけの配置ができればよろしいのですが、そうではない場合も多分出てくるだろうという懸念もあるわけで、その際の不平不満ですとか、そういった例えばそれを上司である方々の対処の仕方とか、そういったのが考えているところがあれば伺いたいと思います。

また、退職者に対して、人数に対して3割程度の補充を行うのだということですが、例えばどういった人材を集中して求めるのかとか、職種ですとか、そういう例えば行政一般職という、単にそういったくくりではなくて、そうではない募集の採用の仕方をするのである考えがあるのであれば、その辺も伺いたいと思います。

それから、出生率向上に関してなのですが、私がこういう質問するのは非常に場違いなのはわかっているのです。いやいやいや、私の家もあと20年ぐらいたれば、住む人がなくなるのかなという懸念もあるのですが、ある方からこういうあるアドバイスをいただいたので、ちょっとこの場で使わせていただきたいと思うのですが、例えば現在新南部町の人口がおよそ2万2,300人、世帯数が7,306世帯、大ざっぱに言えば1世帯当たり3名という標準的な1世帯のモデルの状態、いわゆるモデル状態なのかなとは思いますが、その地域のコミュニティの最小単位としての町内会があって、その下には1班から何班まであるかわかりませんが、例えば10戸前後の班というのが存在しているわけです。それで、そういう町内会とその下にある班ということに対して、もう少し具体的な目を向けるといいますか、手を差し伸べる余地はまだたくさん残っているだろうと思うのです。それは、どういうことかといいますと、例えば何もこういう財政状況ですから、何も町が公共事業として発注しなくてはならないようなたぐいのものばかりではなくなっているわけです。そういった例えばちょっとした道路、町内会で直してちょうだいよとか、そういった場合を町が抱え込むのではなくて、そこに住んでいる人たちの人材にゆだねるようなモデルケース的な考え方を進めていくのは非常に有効なのかなという気はするのです。それで、例えば空き家になったところ、どういう方法、改修するなり、そのままであるなり、その家の持ち主との承諾のもとに責任者を明確にして、移り住む人に対して開放するという、そういった非常に今までにないような試みも必要なのではないのかなという、その上で、先ほど町長が申したように、移り住んできた方には何かしらのメリットを与えて、さらにはそのコミュニティに参加することを義務づけるという、そういう事細かな取り決めのような、そういう施策が現在の町内会の維持ということに関しても必要なのではないのかな。ましてやそれ以上に活性化を願わない自治体は、どこもないと思います。そういった意味で、そういう取り組みを考えてみてはいかがかなという一つの漠然とした提案ではありますが、ご所見を伺いたいと思います。答弁、よろし

くお願いします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、1点の推進監の部分については、大体予定どおりに進めれるなど、こう思っております。課の統合でございますけれども、課の統合については、ここ一、二年でというのはまだ無理だと考えております。といいますのは、先ほど言いましたように、まず一回推進監の制度をなくして課長補佐という形に持っていくということで、課長の方々が自然退職、定年を迎えたときに課の統合も考えていかなければならないなど。このときに生じるのは、いわゆる次には課長補佐級というのがいるわけですし、その方々が課の統合になったときに、また課長に昇格するのが少しおくれるというのも、これは発生してくるわけです。でも、そういう部分も我々も痛みを伴いながら、まずやっていかなければならないのも改革ですし、かと言って極端なすぐという部分もあるかと思っておりますけれども、そういう部分をしっかり計画性を持って取り組んでいきたいと思っております。

それからまた、職員の人事異動に伴う適材適所でございますが、人事するときは適材適所として人事異動をかけるわけでございますけれども、非常に人事異動、どなたも3月になれば悩むことでございまして、100%の人事はいつもないわけです。そういう中で、やっぱり先ほども議員さんの質問にも答えていましたけれども、それぞれの職員が自覚を持って取り組む、これがやっぱり私はもう生命線ではないのかなと、こう思っております。当然職員の得意分野、不得意分野があるわけございまして、しかし頑張る職員はどこに行っても、まず不得意であっても得意分野にしてしまいますし、その気持ちがやっぱり、よし、ここで頑張ろうという気持ちと、余り得意ではないからなともう最初に思ってしまうと、無理もしない、そういう職員になってしまう。ですから、そういう職員たちに、まずどうやってやる気を起こさせるか。それも私初め、また助役、我々の責任、仕事でもあると思っておりますので、まずその気持ちをしっかりと職員に伝えて、わかってもらえるようにしていかなければならないと、こう思っております。

また、退職者に伴っての採用等でございますけれども、年度によってはいわゆる技術的な職員の採用も専門的な採用もしなければならぬでしょうし、一般行政職の形での採用という分もあると思います。また、国の方では、今は一般吏員、技術吏員というふうな職員の分け方をしておりますけれども、来年、数年後にはたしか一般吏員で統一するような情報も入ってきたりしています。ここは、別にどうなっても採用するときに、今補充しなければならないのが、例えば技術

を持った職員を採用しなければならないのかということの採用の仕方でございますから、その点については問題ないと思っております。ですから、その年のいわゆる退職者がどういう職を専門的にやってきていた職員で、そこがどう足りなくなっていくのか、そういうことも踏まえながら採用があるときには配慮していかなければならないと、こう思っております。

それから、出生率に伴いながら町内会の活動等でございますけれども、非常にそういう取り組みをしている自治体もございまして、経費削減に努めている自治体でございます。そしてまた、先ほど出生率の補助しているところでも10年かけて、やっぱり庁舎内の昼はもう電気を全部消す。だから、1年、2年で考えていくと、効果がすぐ出ないのですけれども、やっぱり10年単位で取り組むと効果が出てきているなど、こう思います。そういう部分、削減に努めながら、そしてまた道路、町内でできるものは町内にということで、今後そういう形が多くなってくると思います。ただ、ここで町内会長さん初め、行政連絡員の方々にもご理解をこれは賜りながらいかなければならない。先般行政連絡員会議がありまして、一部そういうようなお願いもしたのですが、これは違うだろうと。町がやるべきだろうと。町内会ではないと。やっぱりそういう議論にまだどうしてもなるのです。ですから、こういう部分がまだ町内ごとによっては違いもありますので、そういう部分、今後町内会さんたちともしっかりと、素案も我々もつくらなければなりませんし、できる部分について、そういう部分に発展してもらえれば、我々もいいなど、こう思っております。当然地元にも建設業者等もありますので、そういう方々は当然お願いするのはもう一般住民でできないようなプロの方々をお願いする工事部分になるわけですから、ちょこっとした部分、これは町内でも何とか集まってやってもらえればできるのではないかなという部分は今後課題とさせて、そしてまたできるようなシステムに何とか町内会さんからもご理解をいただけるように努力してまいりたいと思っております。空き家利用とかのお話もありました。今町の方でもこれはグリーンツーリズム推進の一環として、今空き家バンク制度、これの調査にも今、今年入ります。そして、中期滞在、長期滞在の方々がしっかりと住居を確保できるようにするためにも現在の空き家を有効活用できないのかなということで、今調査に入りました。それと同時に、私は駅前通りの商店街においてもあいている店舗等が見受けられます。そういう部分も何となくお年寄りの方々が買い物来たときに、そこで地元の商店の方々がお茶か何かを準備しておいて、ちょっと休憩する、そしてまた買い物に行く、そういう活用もできないのかなと思っております。これも商工会さん等ともお話をしながら何とか有効な活用、予算を大きくかけるというわけにも、これはいけないものですから、そういう部分は取り組みさせていただきたいと、こう思っております。取り組みは、我々もしっかりとしていきますし、ただ今合併して、本当に今まで旧3町村で

取り組んできたものを、まずしっかりと継続しながら、そして一体感を統一的に図っていかなければならないと、これも今大きな難題でもございまして、すぐ結果という部分は出せないかもしれませんが、それでも何年か後にはできるように、近い何年か後にできるように空き家バンクについても今取りかかっているところでございます。どうぞ川守田議員さんには今後いろいろご期待を申し上げて、終わらせていただきますので。

○議長（工藤久夫君） 川守田君。

○25番（川守田稔君） 丁寧なご答弁、ありがとうございました。金太郎あめのような自治体をつくらない。それは、非常に力強い考え方だと思います。私思うには、問題点も解決方法も自分の住んでいるそこに多分あるわけで、ほかの事例をどうのこうの参考にするのがいいのかというのは、また別問題だとは考えております。ですが、そういう姿勢があるのであれば、その姿勢で進んでいっていただきたいと願っております。出生率向上に関しましては、及ばずながら私も努力するように心がけると思いますので、何とぞ。

終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、明6月6日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後0時24分）

第3回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成18年6月6日（火）午前10時開議

第1 一般質問

36番 伊 達 一 夫

1. 青い森鉄道について
2. 達者村について

32番 山 口 博 介

1. 教育行政について
2. 農政について
3. 少子対策について

20番 立 花 寛 子

1. 教育基本法について
2. 医療法改正について
3. 障害者自立支援法改定について
4. 国民健康保険税について
5. 指定管理者制度について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（41名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君

13番 四戸 清 君
 16番 中居 誠 君
 18番 馬場 又彦 君
 20番 立花 寛子 君
 23番 工藤 光幸 君
 25番 川守田 稔 君
 27番 工藤 久夫 君
 29番 馬場 忠靖 君
 31番 相田 耕作 君
 33番 沼畑 繁 君
 35番 佐々木 元作 君
 37番 金沢 和夫 君
 39番 東 寿一 君
 41番 西塚 芳弥 君
 43番 佐々木 由治 君

15番 工藤 和夫 君
 17番 佐々木 幹夫 君
 19番 日向端 猛 君
 22番 大久保 俊和 君
 24番 滝田 米作 君
 26番 佐々木 金嘉 君
 28番 坂本 正紀 君
 30番 河端 幸藏 君
 32番 山口 博个 君
 34番 小笠原 義弘 君
 36番 伊達 一夫 君
 38番 小田原 長一 君
 40番 宮野 正 君
 42番 野田 清八 君

欠席議員（2名）

14番 内村 貞子 君

21番 沖田 周藏 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工藤 祐直 君	助 役	赤石 武城 君
収入役兼掌助役	馬場 宏 君	総務課長	坂本 勝二 君
企画課長	奥瀬 敬 君	財政課長	堀内 富士夫 君
税務課長	坂本 好孝 君	住民生活課長	小野寺 直和 君
福祉課長	立花 和則 君	健康増進課長	佐々木 博美 君
環境衛生課長	神山 不二彦 君	農林課長	西塚 友雄 君
商工観光課長	有谷 隆 君	建設課長	西野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	川井 和男 君	名川総合サービス課長	田村 淑延 君
南部総合サービス課長	山口 裕貢 君	出納室長	坂本 與志美 君
名川病院事務長	堀合 悦夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利文 君

市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

◎開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は41人でございます。定足数に達しておりますので、これより第3回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（工藤久夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

36番伊達一夫君の質問を許します。伊達一夫君。

（36番 伊達一夫君 登壇）

○36番（伊達一夫君） 通告しておりました青い森鉄道についてと達者村についての2点についてご質問いたします。

青い森鉄道についてですが、2002年、東北新幹線が八戸まで開業と同時に並行在来線がJRから切り離され、目時八戸間は青い森鉄道になり、運行をしているところです。地域住民の足を守るため、県からの要請で沿線自治体が出資金を出し運行を開始したわけですが、当初から赤字を見込んでの開業でした。去る5月27日の東奥日報明鏡欄に並行在来線には理解と協力が必要だと。八戸青森間の並行在来線は、いや応なしに青い森鉄道に引き継がれる。その経営計画、利用促進策を話し合う並行在来線青森開業準備協議会の設置に肝心の沿線自治体から新たな負担増資に難色を示す声が上がっていると。青い森鉄道の経営は極めて厳しいが、第三セクターの鉄道事業は永久に続けていかなければならない。新幹線延伸のメリットが少ない沿線住民の利便性、交通弱者の配慮から当然であろう。いずれにせよ、並行在来線の経営には沿線自治体、地域住民の理解と協力に加え、県民挙げての支援が必要と考えるというふうな記事で、これには私もそのとおり

だと思っております。

そこで、現在の営業状況はどうか。また、新町になってから利用客促進協議会が開催されたのかどうか。八戸青森間開業にかかわる当町への負担金、また増資の要請はあったのかどうか。また、運賃値上げの見通しはどうか、ひとつ伺いいたします。

次、達者村についてでございますが、実は私はこの達者村振興計画書を拝見するまでは、どこにあるのだろうと思っておりました。どこかにこの達者村があるのではないかとおりました。恐らく名川町民以外の方は、そう思っているのではないのでしょうか。この達者村振興計画書を拝見して、これまで取り組んできた関係者の努力に対しまして敬意を表します。平成16年10月に開村してから1年半過ぎに第1回JTB交流文化賞優秀賞、また第3回オーライ！ニッポン大賞グランプリ内閣総理大臣賞、毎日地方自治体賞奨励賞などを受賞しております。全国から注目されていると思います。

ところで、達者村の事業費は幾らかと思い、広報4月号で新年度予算を見たら4,812万5,000円とありましたので、その事業内容をお聞きしたかったのですが、広報の印刷ミスがわかって予算は820万3,000円だそうです。そして、今年度の事業内容、また国や県からの補助金は幾らあったのか。この計画は、短期、中期、長期とありますが、完成は何年先を見ているのか。総事業費を幾ら見ているのか、また収入も見込んでいるのかどうか、以上お答え願います。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、伊達議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の青い森鉄道についてでございますけれども、まず現在の営業状況、17年度分でございます。売上高が4億3,531万1,000円、営業費でございますけれども、4億3,654万9,000円となっております。営業事業におきます損失は、17年度において123万8,000円となっておりますが、開業費などの償却に係る営業外費用を加えた純損失は1,733万8,000円となっております。

なお、営業費用につきましては、第3種鉄道事業者であります青森県から線路使用料の減免措置2億7,263万3,000円を受けている状況でございます。

次に、青い森鉄道利用促進協議会の活動内容等でございますけれども、去る4月26日、18年度分の総会を開催してございます。総会は1回、また沿線市町村担当者課長会議等につきましては年2回、そのほかにも鉄道の日プロジェクトチーム会議3回、それと山形鉄道の視察等も行っ

ございます。そのほかにも「青い森鉄道まつり2005」と題して、昨年はバーデハウスふくちでの感謝祭とあわせて交流事業を実施しているところでございますけれども、促進会議イコール促進増に現実的にあらわれているかという、なかなか厳しい部分があるというふうに私は感じております。

そして、また出資金負担増等の要請があるのかというご質問でございますけれども、5月31日、沿線市町村会議がございました。その前は、並行在来線青森間開業準備協議会として招集がかかっていたわけでございますけれども、その後沿線市町村長さんたちからいろいろな議論があったようでございまして、準備協議会をその日は設置ではなく、沿線市町村長会議というふうに名称を変えて会議を開いたわけでございます。その中におきましては、新たな出資金の有無、また運賃の値上げ等の有無については協議はございませんでした。ただ、市町村長からはそれぞれそのような負担増にならないようにという意見が出ましたし、私もいわゆる目時八戸間のときの開業時、このときは旧名川町長でございましたけれども、お話をさせていただいた経緯がありましたから発言をさせていただき、今度の八戸青森間の開業に向けて、いわゆる利用者の利用数、この人数をもっと具体的な正確性のある数字にしてほしいという要望をさせていただきました。なぜかといいますと、目時八戸間のときに明らかにもう過剰的な数字ではないのかなと、そういう思いがありましたし、現在その当時の計画に合わせて見ると、比較すると、予想利用者が3割減が実情でございます。そのようなことも踏まえまして、今後の協議の中ではしっかりとした数値をお願いしたいというお話をさせていただいたわけでございます。

この後、今度は沿線市町村で住民の意見を聞いて、その後また沿線市町村長会議を開くということになっております。その様子を見ながら八戸青森間の開業準備協議会の設置というふうになっていくものと思っております。協議会の設置については、沿線市町村長もそれ自体については反対の意見はございませんでした。ただ、今後の進め方等については、さまざまな意見も出ていたのが現状でございます。私自身は、5月31日の発言のときにも、いわゆる並行在来線は新幹線が来ることになったことによって、いわゆる青い森鉄道を運行しなくならなくなった。要は、新幹線が来たから当時のJRから青い森鉄道になったわけございまして、それでは新幹線の恩恵は我々沿線市町村だけの住民が受けているのかという決してそうではないだろう。新幹線の恩恵は青森県県民全体が受けているのに、なぜ沿線市町村だけが、当時も出資金の負担がありましたし、それがおかしいのではないのでしょうか。新幹線利用は、沿線市町村住民のみならず全県民が利用しているわけですから、そういう部分をしっかりと考えていただきたいという要望もさせていただいたわけでございます。特に目時八戸間の青い森鉄道、この沿線市町村、さらなる

負担、または運賃増にならないようにこれからも要望をしまいたいと、このように思っております。会社経営からすると非常に厳しい現在の状況、さらにそういう状況が続くということは予想されるのではないかなど。そのときに、やはり国、県がどういう対応をしていくかと、このようになってくると思っております。恐らく今のままでいきますと出資金の有無、また運賃等の話は今後の協議会が設置された後に当然話は出てくるだろうと、出てこない方がおかしいわけでした、その内容をしっかりと私どもも確認をしながら負担にならないように強く要望をしまいたいと、このように思っております。

次に、達者村事業についてでございます。18年度の事業費と事業内容でございますけれども、まず達者村振興計画について、昨年11月から、合併前でございますけれども、旧名川町だけではなく旧南部町、旧福地村の住民の方々からも合併前から参画をしていただき、策定作業を進めてまいっております。この3月に将来像と目標、具体的な取り組みなどについて意見交換をし、ダイジェスト版として議員の皆様初め町民の皆様にも配布をしたところでございます。

今年度の事業費でございますけれども、先ほど伊達議員さんからもありました数字のミスプリントがありまして、実際は820万3,000円でございます。その事業内容でございますけれども、パソナ農業インターンプロジェクト、いわゆる若い方々が現在農業研修に来ているわけですが、その事業費として480万円、そのほかに達者村かかしコンテスト、達者で生き生き健康ツアー、空き家バンク情報発進事業、きのうのご質問にもありましたが、そういう部分からも空き家の状況を調査しながら活用を図っていききたいと、こういう事業でございます。

そして、また達者村百景、景色のいいところを含めながら伝統的、歴史的、そういう部分も含めながらの達者村百景を、以前は36景でございましたけれども、100景という形にしてふやしていきたいと。そのトータルが340万3,000円でございます、県の方からは320万円の助成を受けております。そして、また株式会社パソナさんからも230万円の負担をいただきながら進めているものでございます。そして、直接達者村というわけではないのですが、トータル的に達者村というのは全町域においていろいろな取り組みをする、ですからこの事業が達者村事業という部分というのは非常に明確でない部分があるわけですが、福祉においても関係がありますし、道路においても関係がありますし、観光農園についても関係があります。いろいろな部分をトータルした事業になるわけございまして、それとこれは県の事業で今年行います。団塊ダッシュ戦略事業という県の事業がございます。これは、1回目、2回目、1回目は4月10日から15日まで5泊6日、2回目が9月25日から30日、合わせて10組の方々を招いて、できればその後滞在をしてもらい、そしてまた特に団塊ダッシュ戦略事業でございますから来年から迎えようとする団

塊の世代の方々、その方々が退職したときに自分たちのいわゆる持っているもの、これを達者村に来て発揮しながら定住ができないのかと、こういう事業でございまして、「暮らし」と「しごと」大学in達者村ということで、私も実はチラシを職員の方からきのうもらったばかりでございまして、これは県の事業でございしますが、776万円、県の事業として。そして、受け入れるのは南部町で受け入れると、こういう事業になっております。参加者の方々、お一人2万円の負担で5泊6日ということで、いろいろな事業が組まれております。中には、俳優の永島敏行さんという方も来て講演もその中に入っているようでございまして、これは町の方の予算は持ち出しありません。県からの事業で行う予定になっております。

それから、完成は何年先か、また総事業費や収入ということでございますが、先ほども申し上げました、達者村ということについての事業というものはほとんどソフト部分が多くなるわけでございますけれども、達者村特定の地域を整備するものではなく、また施設をつくるということでもございせん。未完のチャレンジというコンセプトのもとに息の長い、いわゆる地域活性化、町づくりの一環としての考え方でございます。ですから、いろいろな事業でやっている部分も考え方によっては達者村の事業になるのかもしれませんが、先ほど言いました福祉の問題で元気になる、環境整備を整えて心地よい暮らしをしてもらう、農業を体験してゆったりゆっくりのんびり過ごしてもらう、そういうすべてのものがいわゆる達者村事業になるものと考えておりまして、これこれこれにという部分は、そういう部分は予算はないものと思っております。ただ一つ考えられることは、これも達者村事業ということではないのですけれども、定住の方々から希望があったときにすぐ、いわゆるうちがないと住めないわけございまして、そういう部分で先ほども申し上げました、いわゆる空き家バンクを調査しながら空き家をそういう方々に提供できないのかと。そのときに修繕とか、そういうのが考えられるわけですが、そういう部分の予算計上というのは今後あり得ると思います。大きく何々で事業という部分はないというふうに考えております。

そして、また、では目安はいつまでという一つのくくりもないわけございまして、ですから町づくり、南部町の町づくりという視点でとらえていただければよろしいのかなと、こう思っております。ただ、5年ごとにはその計画を見直ししながら確認していかなければならない、そのように思っております。農業体験修学旅行、または通年農業観光事業等々で誘客を図りながら、また短期、中期、長期的に昨年の谷中夫妻のような方々が1組でもふえていただければいいなということで取り組んでまいりたいと思います。来町者をもてなす環境づくり、また南部町の地域資源を生かした達者村体験、そしてまた農産物のブランド化などなど取り組むことがたくさんあ

るわけでございます。議員の皆様におかれましても達者村、非常にわかりにくい部分があるわけですが、すべてが南部町の町づくりの一環として取り組んでいるのが達者村であり、これを南部町全域に徐々に徐々に拡大をしながら、また受け入れる方々、対応する方々がしっかりとその思いを担っていただかないとなかなか難しい部分がありますので、行政が取り組んで進めていく部分と、そして直接行動をしていただく、そういう方々と気持ちを一つにしていかなければならないと、このように思っておりますので、議員の皆様からもさらなるご支援をお願い申し上げたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 再質問ありませんか。伊達議員。

○36番（伊達一夫君） 今の町長の説明で理解が深まりました。特に青い森鉄道に関しては、本当に交通弱者の救済でありますか、そういうことで本当に利用者に負担がかからないような対策を今後も進めていってほしいなど、こう思っております。本当に先ほど町長が言ったように、新幹線のメリットは我が沿線には大してないなど、こう思っておりますので、その点についてもひとつ在来線利用者の負担増にならないようにやっていただきたいと、こうお願いをしておきます。

達者村については、本当に私も勉強不足といえますか、そういうことでどこかにあるのだなと思っておりました。この振興計画を見たら町づくりだなと、こうも理解しておったわけです。とにかく全域に拡大するようにこれからも努力していただきたいと、こう申し上げて終わります。

○議長（工藤久夫君） 以上で伊達一夫君の質問を終わります。

32番山口博个君の質問を許します。山口博个君。

（32番 山口博个君 登壇）

○32番（山口博个君） 通告申し上げましたとおり質問します。

私は、平成元年、議会に参画の機会を得ましてから、自来旧名川町時代以降、新南部町が発足する今日まで質問をしてきましたが、3月のスタートの議会の際に自分の不注意から通告がおくれ、一般質問することができないできょうを迎えました。やはり議員の端くれとして3カ月に1度の定例議会では、行政に対して一般質問は住民からの負託を受けた者として当然の責務であり、職責と考えます。合併後の今、3月議会において感じたことではありますが、一般質問の緊張したこの議場、その雰囲気、質問の側も答弁の側も適度の興奮、なかなかいいものだなとしばら

くぶりで3月の議会に感じました。理事者はもちろんのこと、参与あるいは課長さんたちもその真摯な答弁とか取り組みの姿勢は大変頼もしく、合併にふさわしい初めての議会ではなかったかなど。つまり必ずこういう状況は結果が生まれるだろうなど、こう感じました。

そこで、工藤町長の政治に対する姿勢についてちょっと伺いたいと思います。平成17年9月の名川町議会の定例会でも、私は工藤町長の在任中の政治活動について回顧と展望と題して伺いました。典型的な田舎選挙の保守的な町に明快な公約を掲げ、若さと新鮮な選挙運動は時代の趨勢とは言いながら従来の選挙のあり方、また町民の政治に対する認識を大きく変えさせたのではないかと、こう私は理解しました。これ私、9月の質問でやったことです。結果は申すまでもありません。続いて12月、これは名川町が終わるわけですから行政運営の今までの第5次総合振興計画の総括について伺いました。平成11年9月から町長は6年間、行った事業の数々は大変な記録ではないか、後世にも伝えられる事業をしたと思っています。ただ、私個人としては、この6年間の中で9月と10月、2度にわたり新南部町が誕生する、その南部町の初代町長に立候補、起意表明しないか、こういう質問をしました。2回しました。町長からは、真っ正面からのご答弁はありませんでした。所信の開陳のないまま名川町は終わりました。そして、新南部町になったわけですけれども、工藤町長は私が申すまでもなく、圧倒的新南部町民の信任を得て初代首長の座に着きました。ただ、私は個人としては大変残念だったなど自分ではそう感じました。私の質問のときにぱっと、こう起意表明していただきたかったなど。

さて、南部町がスタートして5カ月、工藤町長が就任して4カ月になります。3町村が一つになった、寄り合い世帯が果たして予想どおり、合併ののですけれども、効果を出せるのかなど。スタートはつまづかないか、多少心配がありました。しかし、結果は比較的順風満帆と言っていいでしょう。スタートされた。

ここで、町長にさらに尋ねたいことがあります。ある政治学の専門家が言った言葉ですけれども、近代民主政治の指導者像について次のことを言っています。およそ政治を志す者、特に政治的指導者の条件は五つある。一つは、知力と教養を合わせた知性、そして決断力、勇気、自制力、大衆的魅力をベースに町益、町の利益の概念を明確に打ち出す。経済経営の哲学、政治学に対する哲学、生まれながらにして家庭環境の中で培われた人間形成の哲学、さらに戦わない政治家には権力を得る資格がない。そして、権力には大義がなくてはならない。時には決断力も必要だ。私は、今工藤町長の名川、南部町6年半に及ぶ行動を自分の知る範疇の中で展望しています。まさに箴言、格言を地でいく八面六臂の行動を今高く評価しております。特に特筆したいことは、職員に対しては町民に対する公僕の精神、競売等徹底、さらに全町民の教育レベル、グレードの

高揚ですけれども、つまり人づくりにかけた執念とも思われる生涯教育環境の基盤整備、政治家の、しかも首長の性格は歴史をつくると言われております。そういったことを踏まえて、町長から町益、かごではありませんよ、町の利益です。人づくりについての所感をいただきたい。

それでは、一般質問に入ります。まず、教育行政について伺います。1番、教育基本法は今なぜ改正なのか。2番目、次に高校入試新時代の可否について伺いますが、1番、高校選抜、推薦制度を廃し、前後期制、さらに4期制、四季制というのですか、三つ目は教師に求める教師愛と教育への愛について、この3点、教育長に答弁していただきたい。そして、形骸化、よく新聞で言われる言葉ですけれども、と今日言われております教育委員会廃止論、このことについては教育委員長さんからご答弁をいただきたい。

次、農政について伺います。観光農林水産業振興策、チェリリン村周辺にパークゴルフ場、ローラースケート場及びモトクロス場の設置、アウトドア施設の整備、観光振興策の、町長がいつも言う集客、町にお客さんが来ていただくその手段、私は必要と思いますが、ご答弁を願いたい。

次、サクランボ資料館の建設。名川サクランボのブランド化が急務ではないか。近隣町村でも急速にサクランボの耕作作付面積がふえておるようです。あわせまして共選をさせる、ブランド化のための絶対的な手段だと思いますが、統一価格で安心、安全な商品を名川町のサクランボというブランドで売り出すための育成の必要はないか、農林課長。

次、チェリーセンター周辺に淡水魚資料館を設置、ファミリーのショッピングと散策地にしてはどうだろうと。馬淵川にすむ淡水魚、サケはもちろんですが、ナマズ等も今度は福地でもやっておりますから、そういったことを考えますとぜひ実現してほしい。馬淵川のふ化場が旧名川町にあります。そこからチェリーセンターの方へ向かいまして魚道を通す。サケの遡上と産卵の実態を見せる、生きた教育と言えいいでしょうか、のためにも私は大変いいことではないかなと思っております。町長は聞きたくないのだろうかと思っておりましたが、最後だと思ってしゃべりましたので聞いてください。

次、少子対策について。平成7年、12年、17年、つまり国調です。それを見て感じることは、人口の減少率が激しい。一方では、当然ながら高齢化率が進む、平均寿命も短い、さらに1人当たりの個人所得も低い、自然環境にも恵まれ、地理的利便性では恐らく我が町は郡下一だと思ふ。さらに、社会施設の整備等においても農業立町を標榜し、特に近年の農業政策の波及効果は各方面に多くの実績を残している現在、教育や福祉の面につきましても決して他町に劣らないと思ふます。商工業はどうなっているのか。当面我が町の少子対策にまで及ぶ課題の一つの中にこの部分、商工振興の部分はいささか課題を投げているのかなと私はそう感じております。決して行政

だけの責任ではないとは思いますが、これを土台に、例えば一つ、人口流出の歯どめ対策として少子対策に最も関連の深いと思われる、1番、幼稚園、保育所、児童館の統合をしてはどうか。

次、それに関連し、その授業料、措置費、児童館の場合は何と言うかわかりませんが、扱い料等を均一化できないか。

3番、出産手当金、現在30万と思いますが、50万ぐらいにできないか。これも最近新聞をにぎわせております。少子化対策の手段の一つとして第2子、2人目の子供からは100万円、そのぐらいできないのか。笑っている人がいたな。おかしいね、おかしいと思う、私は。100万円で人がふえたらどういう効果があるか、そう思うから質問しているのです。

次、内陸型企業の誘致、およそ物をつくるからには必ず等級の低い、あるいははね材が出ます。これを有効にお金にできないものか、そういう関連の企業の誘致ができないかということを言いたいわけです。

最後に、新設創業企業への支援と既存企業の育成です。会社法が変わりました。4月からですか、5月からですか、株式会社は100円だか1円だかでもやれるようになったのです。この間までは、資本金1,000万でなければだめでした、有限会社300万。それが新しい企業を創設する、つくる、そのときにお金をかけなくてもノウハウや技術を持った人たちが会社を興すことができる、そういうことではないかと思います。ただ、今日、では残された業種というか、新しい商売がそんな簡単にあるのかと、決してそうではありません。ありませんけれども、能力を持った人は多分我が町の中にもたくさんいると思います。こういうことを町としても広くPRする。さらに言いたいことは、町に現在企業として存在している会社等への育成です。今業種を問わず中小零細企業は勝ち組、負け組などという分け方をされて悩んでいます。これらも政策的にバックアップできないのかなと、そう感じております。

以上。

○議長（工藤久夫君） では、答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、山口議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、政治姿勢等にかかわる町益、人づくりでございしますが、通告になかったものですからどのような回答になるかあれですが、政治家の一人として教育行政、農政事業、少子対策等も関係するということでの質問ととらえて、まずお答えをしたいと思います。

町益について、町の利益イコール町民の利益でないのかなと。そして、そのときにいかに町民の方々がいわゆる幸せ感、そういう部分、満足感と言えはいいのでしょうか、そういうものをどの程度持っているのか。そのことによって町民の方々が100%満足というのは不可能でございませけれども、そこに近い数字、そういう気持ちが出てくるのか。それによって私は町益ということがあらわれてくるのではないのかなと。具体的にどうのこうのという部分、非常に難しい部分があります。一つとると収入の増、そういった部分とかさまざまあるわけでしょうけれども、まずは町民に元気があるかどうか、そういう元気を我々行政が与える、与えられる、そういう行政をしていかなければならない。あるときは支援もしなければなりませんし、ただこの厳しい財政状況の中で期待どおりの金的支援はできなくても人的支援、知的支援、さまざまな支援方法もあると思いますので、そういう部分においてしっかり我々行政が町民の方々の目線に立って行く、そして少しでも町民の幸せ感、こういうものを感じ取れるような、そういう町づくりが町益につながるのではないかなと私はこう思っております。山口議員のお伺いに回答になっているかはちょっとあれですけれども、私自身そういう気持ちで、まず主役はやっぱり町民なのだと、その基本になって取り組んでまいりたいと思います。

人づくりでございませけれども、よく人づくりは町づくりと言いますし、今の小学生、中学生、高校生含め子供たちが間違いなくこの次、この南部町を担っていく大事な宝なわけです。その子供たちのために我々大人が何ができるのか、どういふことをしなければならないのか。将来の南部町のために今の子供たちに対する支援をしていかなければならない。その子供たちが間違いなく南部町を発展に築いてくれる人になると。ですから、教育行政においてもいろいろな取り組みをしながら、社会教育もそうですけれども、地域の特性もあります。そういう部分も生かしながら特色ある学校づくり支援、部活動支援、さまざま行っております。

また、子供たちに限らず社会教育の部分においても、いろいろなサークルの方々を支援しながら自分たちの趣味を生かしたサークル、こういうものもやっていくことによって連帯感がつくり上げられてきますし、いろいろなお互いの情報交換もされてくる、そう思っております。そして、町民に限らずやっぱり町として職員の職員づくり、これはしなければならぬと、そこが基本になっていくのかなと。やはり役場という中でいろいろな事業をしていく、必ずそこには職員が関係するわけですので、その職員がやはりみずから勉強し、士気を高め、それを町民にいかに生かすかと、このことが職員としては最も大事なことでありますし、きのうもお話をしましたが、その中に私はいわゆる接遇も大きなものだと思っております。その対応の仕方によって職員と町民との信頼関係が築かれてきます。我々仕事をする上で、必ず町民の方々に協力し

てもらわなければならない部分が多いわけですし、そういうときにやはり協力体制をしてくれる町民というのは職員に対して信頼感がある、そういう方々はしっかりと支援してくれるものと思っておりますので、そういう人づくり、子供、大人、そしてまた役場の職員、こういうこともしっかりとしていくことが町益にもつながっていくと思っております。

具体的に公約も掲げました。具体的に掲げるということは、非常に自分自身へのプレッシャーにもなるわけですが、しかしそれをやっていかなければならない。そして、我々政治家は、議員の皆様もそうでございますが、4年ごとにまた町民から審判を仰ぐのが我々に課せられたことでございますので、そこに短期でできるもの、中期的にできるもの、長期でなければできないものがあるわけですが、そのめり張りをしっかりつけてわかりやすい行政、こういうスタイルをつくり上げてまいりたいと、こう思っております。

あと教育行政、教育長、教育委員長の方からありますが、私からは総体的に若干申し上げさせていただきます、時間も限られておりますので。教育基本法の改正ですが、いろいろな社会変化、そういう部分があって今議論されているわけでございますけれども、まだ国会においても審議中であり、意見が真っ二つにと言っているくらい分かれているわけございまして、私は十分これは国会で審議を、議論をしっかりして、そして本当に改正な部分は何なのか、そういう部分を我々国民にもわかりやすくもう少し情報を出していただきたいなど。非常に我々も勉強してもわからない。一つの部分については、大きく取り上げるわけですから目に入るわけですが、恐らく何十項目、何百項目の改正でしょう。そうすると全く見えてこない。ですから、一時ゆとりある教育が実施されたときに2年もするかしないかでゆとり教育が間違っていたのではないかと、そういう短期でそういう結果というのは出ないわけなはずですが、でも2年後でそういうふうな議論をされている。そういうことに今回の改正でならないように私はしっかりと審議していただきたいなど、こう思っております。

そして、特に教師愛、教育愛というのは、私は先生方はやはり自分の子供だと思ってやっぱり指導してほしい。それと同時に当然異動というのがあるわけですが、異動はないのだと、ここの南部町の学校、今いる学校から異動がない、定年までここにいるのだと、そういう思いで教師もしなければならない。教育の全体奉仕者でありますけれども、職員も全体の奉仕者、そういう気持ちで教師も教員採用になったときに役場の採用と同じでございます。自分の夢がなくなって意欲を持って取り組んで採用されたと思います。そういう気持ちをやはり今も忘れないで、そしてまた親も責任を教師だけになすりつけない。私は、親としての責任というのが大きくあると思っております。特に幼児教育のときは、やっぱり親のしつけ、三つ子の魂百までと言います。

ドイツの教育者は、5歳までに人生の生涯で学び終えるすべてのものを5歳まででも学んでしまうと、いかに幼児教育が大切かと、二つの言葉だと、こう思っております。そういう部分で、親もしっかりと責任転嫁しない、また教師、学校側も責任転嫁しない、それぞれが自分の責任というものを重く感じながら取り組んでいくのが私は教育行政ではないかなと、こう思っております。今回部分については、また教育委員会の方から答弁をするようにしたいと思います。

農政についてでございますけれども、パークゴルフ場、ここにつきましては今担当の方にも指示をしておりますが、グラウンドゴルフ協会の方々がグラウンドゴルフをしております。恐らくパークゴルフとはいわゆる入れる部分の形が違うぐらいで、あそこでもできるのではないかなと、こう思っておりますので、パークゴルフの場合は入れるところ、ちょっと穴を掘らなければならない、そこがすぐ取り外しでできるようなのができれば両方ができると思っておりますので、ここは調査をさせていただいてできるだけできるような形で取り組みをしていきたいと、こう思っております。

あとローラースケート等でございますが、ここについては非常に新たに整備というのは難しい部分がありまして、現在サクランボ狩りのときのセレモニーをする駐車場があるわけですが、そこでふだんやっている若い方々がいるというのを聞いております。また、案内所の下の駐車場の方でも見受けられるときがありますけれども、今新たな整備でということは非常に正直難しい部分がありますので、そういう有効活用をできれば図ってまいりたいなと、こう思っております。

それから、モトクロス場等の質問もございますが、聞きますとモトクロス関係の方々は大体自分たちで整備をして自分たちの責任の中で行っているのがほとんどだと、こう伺っておりますが、これも町で整備となると非常に予算の問題に限らず、事故の場合はどうなるのかとかさまざまあるわけでございます。現在埴渡地区の方に昨年から整備が進められておりましたサーキット場が今進められておりますけれども、民間の整備でございます。そういう部分、民間の方々がそういうのができないものかどうか、新たに整備というのは正直私もこういうタイプでございますから難しい部分もあると思いますが、有効活用を図りながら、また民間活用を図る、そういう手法というのは考えていきたいと、こう思っております。

それから、サクランボ資料館、淡水魚資料館等も含めてございますが、サクランボにつきましては、さきのサクランボ狩り実行委員会の方々から名称をどうするのかという議論もなりましたが、最終的にやはりサクランボと言えば旧名川の知名度が高いと、そこはとらなくてもいいのではないかとということで、南部町名川サクランボ狩りというふうにご決定をしたわけございまして、やはりそれぞれ旧3地区、町村時代に取り組んでいた部分が、知名度があると思います。福地の

ホワイトニンニク6片種を名川産といってもこれはだれも買わないでしょうし、やはり福地というのが知名度があるから売れていくと思いますし、そういう部分と同じようにサクラノボの場合は名川という部分が浸透している部分があると思いますので、いずれにしてもただその地区だけではなく南部町名川、南部町福地ホワイトとか南部町ぼたんとかそういう、新町になりましたからそこもしっかりとPRをしていきたいと思っております。

資料館については、山口議員とは何回も議論をさせていただいて議員の思いというのはわからないわけではございません。ただ我々が考えていくときに、施設をつくる時にはある程度補助事業を活用し、そして何年間の所管でという計算をしながらできるわけでございますけれども、一番どうしても危惧してしまうのがその後の管理運営費なわけなのです。ここにどうしても職員配置とか管理費にかかる、その分の集客があるかという、オープン時1年とかは、これは確かにあると思いますが、いろいろなところをやっぱり調べてみましても運営が厳しくて大変だと、こういうのが正直なお話でございますので、やっぱり町として将来的な管理運営分も考えなければならぬ立場でございますので、非常にいい答弁ができない状況でございます。ただ、私は施設だけではなくて、子供たち含めながら教える方法はいっぱいやり方がある、学校教育の中でもサケの一生についてもできますし、図書館でも学ぶことができます。そして、またふ化場もあります。また、今度は合併してナマズの養殖場もあります。そういう部分を活用して現地を見させる、それを復習として学校教育の中でまた勉強する、繰り返すと、こういう部分で何とかできないものかなと。特にハード部分については、新町になって建設計画の中でもいろいろ合併協議会の中で計画されているものもありますので、まずそれをしていかなければならぬ中でのことでございますので、何とか山口議員にもご理解をいただいて、別な部分でできるものはやっていきたい、こう思っております。

あと少子対策ですが、非常にきのうの川守田議員の質問と同じになる部分があるわけですが、テレビの中の若い夫婦がお金を、一時金を与えたら子供をふやせますかという質問も実はその中にありました。そうしたら、いや、確かに一時金としてもらえるのはうれしい、うれしいです。ただ、その後がもっとかかると、これは本音なことでもございまして、非常に一時金手当という部分は、調査しましたら旧南部町さんでも一時やったことがあったと。ただ、なかなか効果が出ないということでやめられたということも伺っております。ですから、一時金100万円、200万円出せばいいのしょうけれども、その後の教育費が今の時代は何千万とかかるようでもございまして、私はここは山口議員と意見がちょっと違うのが一時金で解決しないだろうと。ただ、やっぱり全体的な、例えば保育の部分で延長保育がされている、働きに出やすい環境にある、整備が

されている、そういう総合的な部分を含めながら整備していかなければならない。一部の部分だけのところだけ取り組んでもそれだけでは解決しないのではないのかなと、こう思っておりますので、安心して預けられる、一時的にでも預けられる、そういう部分。それから、環境等も含めながら取り組むことだと、こう思っております。ですから、一時金についてはいささか私自身も厳しいと、こう思っております。

あと幼稚園、保育所、児童館等もありますが、これは山口議員ももう当然おわかりでございますが、現在それぞれの省庁が分かれております。課題も多いわけです。では、時間帯をどっちに合わせるのか、幼稚園に合わせるのか、保育所に合わせるのか、そういう部分もありますし、料金等の違いもあります。そうなったときに、料金が違って時間が同じであるとまた不公平になる、さまざまな問題が実際生じることだと、こう思っております。今後幼稚園とか保育所の場合は、国の方でも審議、議論をされているようでございますので、その辺の動向を見ながらいかなければならないなど。ただ、現時点の状況で即三つがというのは非常に課題があり過ぎるなというふうに感じてございます。

それから、企業等でございますけれども、本当に誘致企業、手を挙げてもなかなか来てもらえない、先般の新聞では失業率についても青森県が2年連続最下位だと、こういう記事でございました。非常に都市部においては景気回復と言われていますが、我々地方から見ると全く感じない、その地方の中でも青森県が一番全国でも低いと、こういう状況なわけでございます。この南部町福地地区には工業団地があります。何とか一社でも来ていただきたいと、こういう思いの中で、今年1月に多摩川精機さんが来ていただきまして、またその子会社も第1福地工業団地の方に今検討をしているということも聞きましたので、何とか積極的に交渉してまいりたいなど、こう思っております。

それから、地域企業の育成等でございますが、私はやはり地元、地域、そういうような方々を中心として考え、地元がやっぱり力がなければこれはもういけないと、こう思っておりますので、まず地元でできるのは地元で。高度的な部分、どうしてもという部分は、これはいろいろな方、大きなところからもまた指導をいただきながらというのは当然あるわけでございます。そういう部分はそういう部分としてしっかりと考えながら、ただ地元育成という中で、いま一つ地域雇用創造支援事業というのがございまして、これを進めていく上で今町と商工会さんとの提携を結びまして申請をまずしていくというのがありまして、今一部申請手続を進めているところでございます。その後にもまたパッケージ事業とかいろいろな事業があるようでございますので、そういう部分にももしそういうやる気のいる方が出たときに手を挙げられる状況はつくらなければならないな

と、こう思っておりますので、もし再質問等で具体的な部分があれば、また担当の方からも説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（工藤久夫君） 教育長。

（教育長 角濱清輝君 登壇）

○教育長（角濱清輝君） 山口議員の質問にお答え申し上げます。

まず、教育基本法の改正について理由と目的であります。教育基本法の制定から半世紀が過ぎ、教育水準の向上により生活が豊かになった一方で、都市化や少子高齢化社会が進み、教育を取り巻く環境が大きく変化いたしました。近年子供のモラル、学ぶ意欲の低下及び学力の低下、さらには家庭の教育力の低下が指摘され、若者の雇用問題などが深刻化している状況にあります。

また、学校では不登校、いじめ、暴力行為、仲間意識の希薄、引きこもり等さまざまな問題を抱えており、子供たち自身が悩み苦しんでおります。したがって、子供たちを救うために早急に解決する必要があると思っております。このような中で、教育の根本にさかのぼり、新しい教育理念を明確にし、我が国の未来を切り開く教育を実施するために新教育法を改める必要があると思っております。

さらに、教育の目的は人格の完成と国及び社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成にあるとされております。子供たちを社会の変化に対応できるようにするために豊かな心を磨き、健康で体力のある体をつくり、確かな学力を身につけさせ、知、徳、体の調和のとれた全人的な人間を育てることが重要であります。これを基に成人になり、生涯学び、自己の充実、啓発や生活力の向上に努めることによって互いに協力し、助け合い、明るく豊かな住みよい社会の形成者となり、夢や希望にあふれた人生を送ることを期待しております。

次に、高校入試新時代の可否についてであります。高校入試の前期合格発表は3月3日であります。後期発表は3月20日になっております。このため、学校では卒業式の日取りをどうするのか、前期合格者と後期合格者の学習指導をどうするのか等が問題になっております。青森県教育長は、前後期の日程変更は考えていないと発表しております。また、是非についても調査はしないという方向でお話ししております。しかしながら、学校は生徒一人一人の希望をかなえることが最も重要であり、一人一人の学力の向上を図ることが求められます。

次に、前後期、つまり2学期制であります。及び四季制についてお答えします。2学期制は、町内3校で実施しております。生きる力をはぐくむこと、特に基礎、基本を徹底する教育をねら

いとしております。2学期制では、教師の児童との触れ合いや個別指導の時間が多くなることや通知表が年2回になるために、児童一人一人の資料収集が十分可能になってまいります。また、収集した資料は保護者に随時提供しております。2学期の期間は、1学期は4月1日から9月30日まで、2学期は10月1日から3月31日までとなり、1学期が終わると区切りとしての秋休みをとります。これにより夏休み、冬休みは従来どおりの一時期であります。秋休みの分短くなります。2学期制の長期休業は、夏休み、冬休みとも学習意欲を充実させるために、各学年日にちを設けて出校させて個別指導を中心に学習指導を強化しております。さらに、夏休み、子供の学力問題、生活状況について保護者と面談を強化しております。これらは、学習の連続性を児童に持たせることが目的であります。さらに学力向上のための対策、評価における指導のあり方を課題として改善に取り組む必要があり、さらには中学校との連携を強化していく必要があると考えております。

春夏秋冬の四季制については、3学期制を維持しながら生徒に四季折々の季節感を意識させるとともに、季節ごとに目標を持たせて挑戦する力を育てるとしております。3学期制では、2学期の休みが長くなるために3カ月ごとのリズムでメリハリのある生活と成績評価を4回にするものであります。これは、県内中学校、八戸市内であります。1校のみが今年度実施に踏み切っております。昨今全国的に学力の低下が言われております。中学校生徒は、高校受験という現実を避けることはできません。一人一人の希望をかなえるために学力を身につけさせることが私たちの責務であると思っております。中学時代は、一人一人が岐路に立っていると言っても過言ではないと思っているからであります。学校は、学力向上のためにさまざまな工夫をしておりますが、本町も特色のある学校づくりに取り組んでおります。学校としても、さらに学力向上と豊かな心を育てるために発展していくものと大きな期待をしているところであります。

次に、教師に求める教師愛と教育の愛についてお答えいたします。教師は、全体の奉仕者であることを自覚し、責任と情熱を持って児童生徒の指導に当たり、生きる力をはぐくむことのできる指導力と人間性がなければならないと思っております。具体的な教師愛につきましては、私は心の問題としてとらえました。それは、自分の能力を十分発揮しようとする教師、児童生徒の能力を十分伸ばそうとする教師、伸びようとする生徒と伸ばそうとする教師の触れ合いを大切にする教師、児童生徒と信頼と共感で結ばれる教師であると思っております。

また、教育への愛につきましては、教師みずからの指導力の問題としてとらえました。みずから意識改革を図り、人間性と指導力の向上を図る教師、学習指導要領を理解し、生きる力の先取り意識と実践をする教師、地域に自分の能力を提供し、地域と一体となり、子供を育成する教師、

生徒の指導能力を高める教師、授業の機能をはっきりつかみ、指導力のある教師と考えました。どちらも敬愛と信頼が生まれ、学力向上や豊かな人間の育成を目指す基礎となる大切な愛であると思っております。

以上であります。今後私自身さらに学び、よりよい教育を目指し、よりよい子供たちを育てるために一生懸命頑張ってまいりますので、よろしくご指導をお願い申し上げまして山口議員の質問にお答えいたします。

終わります。

○議長（工藤久夫君） 教育委員長。

（教育委員長 赤平實君 登壇）

○教育委員長（赤平實君） 山口議員の方から教育委員廃止論についてというふうなご質問ですが、この廃止論について最近うたわれるように、皆さんのお耳にも達しているかと思います。これについて、どういうことでこういう廃止論が出てきたのかということについて、私の方から知り得るところでお答えしたいと思います。

今政府では、構造改革のもとに地方自治体の教育委員会の設置義務の撤廃、これを導入しようとしております。これまでそれぞれの自治体は、教育委員会の設置をし、議員の定数を条例化し、そして定め、行政を執行してまいりましたが、その存在が上意下達のシステムとして機能しているにすぎず、その中身も会議の形骸化、あるいは合議制ということから責任の所在が明確ではない。また、迅速な意思決定ができない状況であると言われてきました。そのことから、教育委員会のあり方をもっと弾力化する必要があると提唱されています。その内容としては、市長が教育委員会の権限を分担し、文化、スポーツ等を担当することも可能ではないかという意見も出されております。そういうことで、今後当町としても過去の反省を踏まえ、教育委員会のあり方を十分検討する必要性を感じております。ですが、文科省では教育委員会の設置を廃止した場合、教育の政治的中立性を損なう危険があり、そのことから全国一律どの自治体も絶対に設置義務を外すことはできないと政府案に反対しております。そういうことで、今のところは政府の方で閣議決定の内容のところはこの内容を盛り込むということで進めているようでございます。その是非について私の方からは何ともお答えできないということですので、ご勘弁いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君）　ここで暫時休憩したいと思います。

（午前11時25分）

○議長（工藤久夫君）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前11時41分）

○議長（工藤久夫君）　農林課長の答弁を求めます。

○農林課長（西塚友雄君）　サクランボ資料館と淡水魚資料館につきましては、町長の方から答弁がありましたので、私の方からはサクランボの共選と統一価格についてお答えいたします。

サクランボという果物は、リンゴとかゼネラル・レクラーク、またトマトなんかの共同選果をやっている果物と違いまして非常にデリケートな果物でございます。さわればすぐ黒くなるし、揺すれば黒くなるというふうな問題もありまして、共同選果は非常に困難性があるなと私は思っていますし、農家の方々も乗ってくるのかなという疑問がございます。

終わります。

○議長（工藤久夫君）　山口君。

○32番（山口博介君）　再質問を実を言うと一晩かかって書いてきました。でも、1分48秒しかありません。そうしますと、最後の少子化対策、これがみんなにかかわっているのではないかと、私そう感じます。

そこで、その解決のもっともな手段、手っ取り早いもっともな手段は、やっぱり町長のやる気だ。それを全職員が受ける。そして議会も、あるいは会合があるたびにそういった町のこれからの理念にする、そういうことを徹底したら必ず効果が上がるのではないのかなと私はそう思います。つまり合併のスタートにふさわしい、南部町は合併をしたお手本の施策運営の町だ、そういうふうになったら幸せではないのかなと今そう思います。一生懸命というのは、業種を問わず、今はそれだけではやっていけません。商売だけではありません。だけれども、一生懸命は必要です。一生懸命は、スタートラインに立つための手段です。実際行動はそこからだ。南部町は、今スタートラインに立てたのではないかと、私はそう思っています。ですから、これからが本番だと。

そのためには、町長を中心として全職員あるいは議会、これが一緒になって町づくりの行動を開始する。最後の答弁、もう一回簡単に町長からお願いします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、やる気、そのとおりだと思っております。今後全体的に整理をしてみてもこの部分が足りないか。できるできないを問わず、まず整理をして確認をすることが第一だと思っておりますので、そういう形で取り組ませていただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 以上で山口博介君の質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時46分）

.....
○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

（午後1時00分）

.....
○議長（工藤久夫君） 一般質問を行います。

20番立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。6月定例議会に当たり、一般質問を行います。

教育基本法について質問いたします。教育基本法は、今なぜ改正なのか、理由と目的について答弁がありました。子供の生活のゆがみは、教育基本法のためではありません。長年の自民党政治の教育行政のゆがみのためではないでしょうか。私は、教育基本法は変える必要はない、理由はないという点から質問いたします。

教育基本法現行法では、第1条、教育の目的では、教育は人格の形成を目指し、平和的な国家及び社会の構成員として真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。第2条、教育の方針では、教育の目的はあらゆる機会にあらゆる場所において実行されなければならない。この

目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって文化の創造と発展に貢献するように努めなければならないとあります。これを政府が変えようとしています。政府改悪案では、第2条、教育の目標として、教育はその目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとするとしてあり、伝統と文化を尊重し、これらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととあります。その他1から4までいろいろ書いてあるわけですが、そのどこが問題なのか。教育の目標に20に及ぶ徳目、徳を分類してつけた名目とか道徳とでも訳す内容ですが、その徳目を列挙しています。その達成を教職員や子供に義務づけようとしています。国を愛する態度を養うは、特定の政治的内容を持った愛国心を子供たちに強制することになります。法律による徳目の強制は、憲法19条が保障する思想、良心、内心の自由を踏みにじるものです。

また、現行法では第6条、学校教育、法律に定める学校は公の性質を持つものであって、国または地方公共団体のほか法律に定める法人のみがこれを設置することができる。2、法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であって、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は尊重され、その待遇の適正が期せられなければならないとあります。この点を政府改悪案では、第6条、学校教育として前項の学校においては教育の目標が達成されるよう体系的な教育が組織的に行われとか、教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずるなどとなっています。政府改悪案では、第9条、教員という項目を新たにつくっています。ここまでの点で何が問題なのか。子供に対して規律を重んずることを法律で定めることになる。政府改悪案第2条で定めた目標の達成を学校に求め、統制を強めるねらいがある。また、教員について全体の奉仕者という言葉が削除されています。戦前のように、国家権力に忠誠を尽くすものと位置づけられるおそれがあるという点です。

次に、現行法第10号、教育行政、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。2、教育行政は、この自覚のもとに教育目的を遂行するために必要な諸条件の整備、確立を目標として行われなければならないと書いてあります。政府改悪案では、第17条、教育振興基本計画という項目を設け、政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策、その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに公表しなければならないと定めています。この点では、現場で教育に携わる人たちが時々の政治に左右されないための子供や保護者、国民に直接責任を負うという規定を削除してしまいました。その一方

で法令に従うことを明記し、法令を盾に教育への権力的介入を正当化しています。また、問題なのは行政権力が教育の内容に口出ししないように教育行政の任務を諸条件の整備、確立に限定した部分を削除しました。また、競争をあおる全国学力テストの実施を基本計画に盛り込み、自治体や学校に押しつけるなど教育基本法を根拠にして国家権力が教育に介入できるようになります。教育基本法と政府改悪案との主な違い、問題点を述べてまいりました。

それでは、なぜ今政府は教育基本法を変え、愛国心を押しつけるのでしょうか。それは、かつての教育勅語に相当する教育理念の制定を目指しているからです。1890年に発布された教育勅語は、戦前天皇がその家来である臣民、国民にこういう道徳を持てと指示したものでした。最も大きな徳目は、万一危急の大事が起こったならば、大義に基づいて勇気を奮い、一身をささげて皇室国家のために尽くせということで、天皇のために命を差し出すことをうたっていました。戦後衆参両院は、この教育勅語について根本理念が主権在民並びに親和的国家間に基づいている事実は明らかに基本的人権を損ない、かつ国際審議に反して疑点を残すものとなると排除、失効確認を決議しました。現在の教育基本法は、教育勅語が国民を侵略戦争に動員する道具となったことへの反省の上に立って制定されました。教育の目的は、人格の完成としました。市民道徳や真の愛国心も人格の完成を目指す教育の自主的な営みを通じて培われるべきものとなりました。この教育基本法を今全面的につくりかえ、教育勅語のように愛国心を押しつける、それは海外で戦争をする国をつくろうとする憲法9条改悪と一体であり、その愛国心は戦争をする国に忠誠を誓えというものです。

今日、諸団体、個人が先ほど述べた理由から反対運動に立ち上がっています。憲法と一体に制定された教育基本法は、日本が引き起こした侵略戦争によってアジア諸国民2,000万人以上、日本国民300万人以上の痛ましい犠牲をつくったことへの痛苦の反省に立ったものです。かつて天皇絶対の専制政治が子供たちに日本は神の国、お国のために命を捨てよと教え込み、若者たちを侵略戦争に駆り立てたことを根本から反省し、平和、人権尊重、民主主義という憲法の理念を実現する人間を育てようという決意に立って日本国民は教育基本法を制定したのです。教育基本法の改悪は、子供たちの成長に深刻な悪影響を及ぼすとともに、我が国の平和と人権、民主主義にとって極めて重大な危険をもたらすものです。それは、憲法の平和と民主主義の理念に反する暴挙です。町長には危険な足音とは感じられないのでしょうか、お答え願います。

医療法改悪について質問します。改正ということで、正しく改善されるわけではありません。医療改悪法と呼ぶべき内容です。老後、病気になったら病院に行かないで死ぬしかないとか、現役時代身を粉にして働き続けながら高い保険料を払ってきて、病気もせず、健康保険をほとんど

使わずに来て、引退と同時に体がぼろぼろ、複数の病気に見舞われ、高い医療費に生活が苦しくなるばかり、こういう声が聞かれ、審議をすればするほど問題点が噴出していると報じています。高齢者の患者負担を2倍、3倍にする内容です。70歳以上の現役並み所得者は、今年10月から窓口負担は現在の2割から3割負担になります。現役並み所得者とは、単身で年収約480万円以上、夫婦で年収約620万円以上の70歳以上の高齢者です。公的年金と控除の縮小などで8月から単身で年収約380万円以上、夫婦で年収約520万円以上に基準が引き下げられます。重大なのは、今の高齢者を直撃するだけでなく、団塊世代の大量退職をにらんでいることです。今の現役世代をねらった医療費大抑制計画だということです。

2008年4月に新設する後期高齢者、75歳以上医療制度の内容はひどいものです。今サラリーマンなどに扶養される高齢者は保険料を払っていませんが、全高齢者から保険料を徴収、月1万5,000円のわずかな年金からも保険料を天引きするとしています。滞納した場合、1年以上たつと保険証を取り上げられ、資格証明書にされ、医療費の全額を窓口で払わなければなりません。混合診療の拡大も計画されています。保険がきく診療と保険がきかない診療を組み合わせるものです。保険外の診療負担が拡大する一方、保険での診療が狭められることになり、公的医療制度の土台を崩しかねない内容です。患者負担は、限りなく重くなる内容です。お金がなければ医療を受けられない世の中になりかねません。70歳になったら医療費が無料になり、長生きができる世の中はすばらしいものでした。医療法は、廃案にするしかありません。

病院経営の面から見るとどうでしょうか。70歳以上の窓口負担は現在1割から、2008年4月から70歳から74歳の窓口負担を2割に引き上げ、1人当たり年間平均2万円もふえると言っています。お年寄りが長期入院する療養病床を約6割削減する計画があり、行き場を失う医療難民、介護難民が多数生まれかねません。政府は、7月からの診療報酬で医療の必要性の低い高齢者を恣意的に分け、療養病床に入院している患者の半数を追い出す仕組みを先取り実施しようとしています。自治体病院を抱える当町としましては見過ごすわけにはまいりません。4月からは、保険から医療機関に支払われる診療報酬の改定で看護職員を増員しなければ病院の収入が大幅に減る仕組みになったと報じられております。医療をめぐる状況は、患者から見ても病院経営の面から見ても厳しい状態になっていると思います。病気になってもお金が払えなければ医療を受けられない、まして保険料の支払いが生活を圧迫する、中小の民間病院を中心に病院が経営危機に直面しているとも言っています。名川病院を取り巻く環境はどうなっているのでしょうかお聞きいたします。

障害者自立支援法改定についてであります。役場からの回覧に次のような文章がありました。

4月から障害者自立支援法が施行されました。これまでは、身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種類、年齢によって受けられる福祉サービスの内容が決められていました。4月からは、障害者自立支援法により障害の種類にかかわらず共通のサービスを住んでいる地域で受けられ、障害のある人がもっと暮らしやすい社会になるための制度ですと、果たして文章のとおり喜ばしい内容なのでしょうか。全く逆です。応益負担による大幅負担増、報酬単価の引き下げ、利用日数払い方式への変更による施設収入の激変などの矛盾が噴き出しています。身近に障害を負った方がおられなければ気づきにくい法律かもしれません。いつ自分が障害を負った身になったらと考えるとぞっとするような内容です。一番の問題は、障害が大きければ大きいほど利用者負担がふえるという点です。今までゼロだった世帯が一気に1万5,000倍にもなったと言っています。介護保険同様、利用者負担の重さから、これまで利用していた福祉施設への通所をやめたり、在宅支援の利用を制限するなど必要な福祉すら抑制せざるを得ない状況が生まれています。福祉施設収入にも大きな影響があらわれていると言っています。これらの実態を把握しているのでしょうか。障害者の負担、施設運営にどう影響があらわれてきているかお聞きいたします。

国民健康保険税について質問いたします。ご承知のとおり、国保は国民皆保険という考えのもとで、他の公的医療保険に入っていない国民はすべて加入しなければならない強制加入の国の制度です。ところが、余りに高い保険税のために納められなくなった国民に対して、事実上制度からの締め出しにも等しいやり方が強行されています。一番の問題は、保険税の負担が重いことです。国保税の決め方はどうなっているのでしょうか。被保険者の年間所得の額と被保険者が所有する固定資産の額に応じて保険料が決まる、応能割といいます。それと、被保険者の世帯と家族の一人一人に一律に保険税の負担を求めるやり方、応益割を組み合わせる保険税を求めます。そこで、問題になっているのが政府が応益割、平等割と均等割の比率を多くするように指導して自治体が高額所得者も低所得者も含めて一律に負担を高くしてきました。その結果、低所得者ほど負担が高くなります。家族が多くなればなるほど収入にかかわらず負担が重くなる応益割の比率を下げるべきではないでしょうか。

これに対して法定減額制度がありますが、国保税全体の中に占める応益割の比率を45%以上、55%未満へと高めた自治体に限っています。国保税の応益割と応能割の比率は、全国的に見ますと30対70の割合でした。所得や資産があれば高い負担を負う理にかなったやり方です。そこで、どういう根拠で応益割、応能割の割合をどのように改定するのでしょうか。いずれは統一しなければなりません、各町村の国保状況が住民に知らされ、数字を示して国保会計の理解を得てから国保税法の改定を行うべきではなかったのでしょうか。3月定例会でいずれ国保税改定の際に

は住民に説明しなければならないと話していたではありませんか。初めに住民への説明が先です。なぜ説明会を先にしなかったのでしょうかお答えください。

国保加入者の税負担軽減のためには、一般会計からの繰り入れや基金取り崩しをと運動してまいりました。基金は、急な医療費支払いのためなどと説明し、今決算額で旧名川町では2億1,800万余円、旧南部町では5,000万円、旧福地村では3,190万余円となっています。これをプールして今回は取り崩すと言っていますが、この基金の取り扱いを1度の議員全員協議会だけで決定していいのでしょうか。国保税を改定し、これからも基金を積み立てていくのでしょうか、どれだけの基金が必要なのでしょうか。各旧町村の基金の取り扱いをいま一度考え、住民説明会を開いてから国保税改定を行うこととし、国保税条例の一部改定の条例を取り下げる考えはないのでしょうか答弁を求めます。

指定管理者制度についての質問です。指定管理者制度導入の主な目的は、民間事業者の能力を活用し、効果的、能率的な公の施設の管理を実現するとしていますように株式会社などの営利法人への指定にあります。指定管理者が株式会社などの民間企業になったら金もうけが最優先されて公共性が大きく後退させられると不安や疑問を持っております。3月定例議会で公共施設の条例の改定は行ったわけですが、福祉施設が含まれておりました。条件さえ整えば移行するということでしょうか。具体的に導入を考えている施設はあるのでしょうか。あるとすればどの施設でしょうか。また、バーデパークについてはどのように考えているのでしょうか。住民の健康増進に役立っている公社を営利目的の株式会社に明け渡していいのでしょうかお答え願います。

○議長（工藤久夫君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、議長の方から簡潔に質問、答弁というご指示がありましたが、質問30分あるとどうしても答弁する方も同じぐらいかかってしまう部分があるわけですが、何とか要約しながら回答を申し上げたいと思います。

まず、教育基本法でございますが、先ほど山口議員さんからの質問もありましたけれども、まず今国会の方でも審議されているわけございまして、立花議員さんは日本共産党という党員でもありますからお考えがどうしても違う部分がありますけれども、すべてが改悪案、改悪案では私はないだろうと、こう思っております。大事なのは、いずれにしても人材を育てる、そういう

教育の充実を図っていくと。そして、基本的には主権者は国民であると、ここの部分がしっかり確立されることが大事なのではないのかなと、こう思っております。

愛国心についての議論もされておりますし、新聞等にも出るわけですがけれども、行政云々以前の前に、やはり一人として考えたときに家族を愛し、住んでいる地域を愛し、そういう考えからいくとおのずとそれぞれの方々は自分の国を愛するという、そういう気持ちは自然なことではないでしょうか。ですから、それでもって強制になるという考え方は、それぞれ考えの違いなのかなと、こう思いますが、私たちがふるさとを愛する気持ち、こういう家族を思う気持ち、こういう部分を大切にしていくという部分は私はいいいことではないのかなと。それを拡大解釈して云々となりますと、どうしても考えの違いも出てくるわけですがけれども、私自身はそうのように考えております。

そして、また自由ということですが、自由という言葉の解釈の違いがあるのではないのかなと。辞書で調べると思いのまま規制を受けないということになっておりますけれども、以前も申し上げたことがあります、私も学生時代、ゼミで自由という部分で議論をしたことがあります。本来の思いのまま規制を受けない、そういうことが自由であつたらどうなるのか、この社会。そうでなくても犯罪が多いこういう社会で、本当に自由というこの2文字が自由奔放という、そういう意味合いでいった場合に社会が成り立つのかどうか私は疑問を持つ一人であります。やはりある分の規定をしながら、そのルールをやっぱり守り、その中でどう生きていくかということも大事なのではないのかな、このように思っております。

また、競争学力云々についてもありましたけれども、これも考え方によればそれぞれ違う部分があるだろうと思います。人によっては、やはり一つの競争社会において、そしてその目標に向かって自分がそれをなし得たときの満足感、達成感、そういう人もおります。また、中にはそういう競争で比較されるのが嫌な人もこれはいるでしょうし、それはそれぞれ違いがある。ですから、一長一短にすべてがこうであればだめだと、こういうことではないと考えております。ただ、いずれにしても今回の改正案でも人格の尊重、個人の尊重、こういう部分というのは大事だと思っておりますし、決して拘束するべきものでもないとは私も思っております。まず、しっかりといろいろな賛否両論がある中で、議論を国会の中でしていただいてどういうふうになっていくのか、我々も勉強しながら、そういう中で一つの法、国会議員さんの国会での審議になるわけですが、我々もそれぞれの違いがあろうかと思っておりますけれども、見守ってまいりたいと、こう思っております。

それから、次の医療法改正についてでございますけれども、名川病院への影響はどうなのかと。

いろいろ質問の中で議員からもありましたけれども、4月から看護師さんをふやさなければならぬ、夜勤の勤務、そういうことで名川病院も当然法律にのっとった技術士を置かなければこれは大変なわけでございまして、取り組んでいるわけですが、今回の診療報酬改定率マイナス3.16%でございます。過去の平成14年のときはマイナス2.3%でございましたが、それを上回り、過去最大のまず改定率になっております。当然これは公立病院としても影響がないわけではありませぬ。出てくるわけでございまして、この一つをとるのではなくて、マイナス面もあれば中には総体的にはプラス面もあるわけですが、そのときにはマイナス、現在よりは病院経営からするとマイナス部分の方が比率は多いかなと、こう思っております。当然診療報酬が引き下げられるわけですから減収するわけでございまして、そこをまたどのようにやっていくか。今新聞の方でも昨日も自治体病院のことについて載っておりました。非常に県内の公立自治体病院、ほとんどが赤字経営でございます。その中で南部町立名川病院、4年間黒字経営になってきております。毎年5,000万強の黒字で来ておりましたが、今回の改正によって今までみたいな金額と同じ黒字は厳しいだろうと、そう予想はしております。ただ、18年度、単年度において赤字までいくのかと、にはならないと思っておりますけれども、非常に病院というのは大変な部分でございまして、名川病院、医師の確保等には恵まれておりまして、非常に40代、50代前半の医師で確保できております。そういう部分で、これから一生懸命取り組んでいかなければならないと、こう思っておりますが、何せ法改正もされているわけですから現実を見詰めながら取り組んでいかなければならない。私は、決して病院は黒字だからいいのだ、赤字だからだめなのだということでもない。若干の赤字であっても地域住民のやっぱり医療体制を整えなければならぬのが公立病院でありますし、公的機関であると、こう思っております。だからといって赤字になってもいいということではなくて、そういう部分でも公の施設というのは取り組まなければならぬものもあるわけでございます。そこをご理解いただいて私どもも取り組んでいきたいと思っております。医療を低所得者、そういう方々が払えないで医療を受けられないという言い方でございます。医療を受けられない、診療を受けられないのではないのです。受けるにはいいのです。ただ、税金払っていない、国保の資格がなくなっていくということで、要は支払い負担が多くなるということで病院にも行けないという、こうではない。そこを勘違いしないでいただきたいと思えます。

それから、3点目の障害者自立支援法の改定ということでございますけれども、改定ではなく今年4月から新たに施行されたものであります。障害者の負担、施設の運営にどう影響しているかということですが、何せまだ2カ月たったばかりでございまして、1割負担となったことでの

相談等は現在寄せられていないと。また、施設運営についても寄せられていないという報告を担当課の方からいただいております。今後どういう問い合わせ等があるのか、そういう部分はきちんと声を聞きながら進めていきたいと思っております。

次に、国民健康保険税についてでございますけれども、詳しい応能、応益、また税率の部分については私の後から担当課長の方から説明をさせていただきたいと思いますが、まずは立花議員もわかっているとおりでございますけれども、国保というのはやっぱり医療費、国保医療費、これが幾らかかる、それに対して国保税を集めなければならないというのが基準なわけでございます。ですから、医療費が少なければ当然国保税というのも下げることはできるわけです。ただ、今はどんどん上がってきている、上げざるを得なくなっている。そこで、では一般会計から繰り出ししたらいいのではないかという、前にも立花議員さんからありましたけれども、単純にそういうこともできない。一般会計から繰り出すということは、今度は地方交付税に影響が出てくるわけです。一般会計でその分を持ち出すということであれば、地方交付税の部分をこれは減らしてもいいのですよねと、こういう中で地方交付税が減らされる、そういう仕組みにもなっている。だから、単純にそういうふうにカバーすればいいのではないかということではない。そのこともご理解をいただきながら、現在進めております、今回提出させてもらうわけですが、17年度、昨年度の収支を見た場合に1億2,000万の赤字なわけです。その部分を先ほど旧3町村の基金の数字もおっしゃっていましたが、そこから何とかその分を取り崩して埋め合わせしていこう、これが国保税の今見直しをしなければ毎年そういう状況で、今3億近くある国保税が17年度、去年の分ですよ、去年の分で1億2,000万なくなります。今年おくれたら、また1億数千万、あと一、二年でなくなるのです。ですから、今回のように基金というのは何か生じるとき、その分を補うために基金もしておかなければならない。ですから、17年度、そういう1億2,000万の赤字が出たけれども、基金があったからその分をクリアしていけるわけでした、これがなくなったらその時点で直、町民に税金を待たないでかけなければならない、そういう状況になるわけでした、この国保については正直私もつらいのです。これは、合併したからではないのです。旧3町村どことではなく、旧3町村ともしっかりと見直しをしていなければならなかった、そこがたまたまタイミングが合併時と重なってしまったこともあって非常に私どももつらい部分があります。しかし、それをだれかがやっていかなければならない。そうしないともっと大変なことになる。そのだれかがやらなければならないというときに私が今回町長に就任したわけでした、これも切ない思いがありますけれども、せざるを得ない、これが現在の国保医療費の現状だということなわけです。

説明会でございますけれども、今回の前に説明会をした方がいいのではないかと、そういう部分当然ございます。ただ、時間的、その分国保審議会の方々も合併当時は委員はおりませんでした。その後国保の審議委員の方々を選び、十分審議していただき、やはり今それをやらないともっと将来大変だと、そしてできるだけ早く不均一課税の状況を均一課税にこれはするべきだと。委員の皆様も全会一致、全員でもってそういうことをいただいたわけございまして、ですから非常に適切な言い方ではないかもしれませんが。ここはお許しをいただいて、ただ町民の方々が上げないでほしい、そういう声が圧倒的だったとあって、では上げないで済むのかなということでもないところがつらいのです。上げていかなければ国保が成り立たないと、こういう状況ですので、まずは議員の皆様からご理解をいただいて、そしてその後であってもしっかりとなぜこうせざるを得ないのかということを町民の方々に説明をしっかりとしていくつもりで、予定を進めております。そのことを何とか立花議員さんにもご理解をいただいて、まず国保というのは本当に医療費がかかれば上げなければならない、下がっていくと下げることでもできるわけですが、重複しますけれども、どうしてもただ単純に基金を崩していけばいい、その基金もなくなる、一般会計から繰り入れればいい、そういうことでもないということをご理解いただきたいと思います。今回の国保税の改正につきましては、大変つらい思いでありますけれども、ご理解をいただいて提案をさせていただきたいなと、こう考えております。

次に、指定管理者制度でございますけれども、この導入につきましては3月のときにも説明をしたわけでございますけれども、導入を勘案している施設は当然あります。これを9月1日までにどの施設に指定管理者制度を導入するのか、直営とするのはどれなのか。これは、公の施設の話です、公の施設について。これをはっきりしなければならないということで、今いろいろ作業を進めているところでございますけれども、導入はまずあると。その中で、ではどういう施設かということ。これは、いっぱい、施設につきまして、ここで一つ一つ申し上げることはできませんけれども、いろいろなやり方があるわけです。同じ指定管理者制度においても収益的な計算できる施設もあれば、全く収益ができない中で導入しなければならない。そういうときは、ある部分の予算をお金もつけて指定管理者の方に管理してもらおうと、こういうのもありますし、さまざま同じ指定管理者であっても内容が施設によって違ってきます。そういう部分を指定管理者制度を導入するときにきっちりと双方が話をして進めていかなければならないと、このように思っております。仮に予算をつけてやって管理してもらおうにおいても、人的削減の部分にはプラスであられるものもある、出てくると思っております。いずれにしても、十分これは収益が得られるものと得られない施設があるわけですから、その辺のめり張り、そしてまた双方しっかりと検討

しなければならないと、こう思っております。

バーデパークについての考えです。これは、決してバーデパークだけではなく、バーデパークというのはバーデハウス、アイスアリーナ、アヴァンセふくち、ジャックドセンター、ふれあい農園と、これ全部ひっくるめてバーデパークと、こう言っている部分でありまして、それぞれ施設がございます。バーデに限らず当然チェリウスも考えていかなければなりませんし、そのほかのものもあると考えなければならないと思っております。そして、また指定管理者制度導入、これは当然考えております。ただ、立花議員にも誤解しないで解釈をお願いしたいというのは、収益を得るところがぼっと来るのだとか、全く知らないところがぼっと入ってくるのだということではなく、公社、現在は南部町健康増進公社で、公社との契約を結ぶ、こういうのができるわけです。ですから、非公募式、いわゆる公募しないで現在の公社に指定管理者制度をそのまま移行すると、こういうことで考えているわけですから、先ほど聞いていますとそこを少し誤解されている。ですから、指定管理者制度、いろいろなやり方があるわけがございます。町内会の例えば集会所、では指定管理者制度でお願いしますと。収入も全く入ってこないところ、だれが受けるところあるでしょうか、だれも受け入れない。多少の電気管理、それをひっくるめて、では受けてもらうとか、そういう部分もあるわけですし、こっちからお願いしたくても手を挙げない方、施設というのがいっぱいあるわけです。そこをどう調整していくかと、このことが大事だと、こう思っております。

以上いろいろ申し上げましたけれども、いろいろな部分で私どもも切ない思いを持ちながら、しかし今後の南部町を築いていくために今やらなければならない苦渋の選択と、こういうのもあります。そういう部分で議員の皆さんからもよちよち歩きでスタートしている南部町、ぜひお力をおかりしながら取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いをいたしまして答弁とさせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、税率の国保税のことですが、税率の決め方ということでお答えをいたします。

税は、所得割、それから資産割、これが応能割となりますが、均等割、平等割の四つで成り立っておりますが、その比率は大体所得が40%、それから資産割が10%、均等割が35%で平等割が15%、全体で100%なわけですが、この均等割35、平等割15、これが応益割でございまして、こ

の数値を45から55に保つことで平準化されたということになりまして、7割、5割、2割の軽減が適用になるわけでございます。やみくもに低所得者に不利だというわけではなく、この制度があればこそ低所得者には大変いい制度だと私たちもそう思っております。

それから、基金は幾らぐらい必要なのかというご質問でございますが、今回の場合は3町村が合併いたしましてそれぞれの基金を持ち寄りました。それで、3億という数値が出てまいりましたが、この後運協等の皆さんにお諮りしながらどのぐらいの基金が適切なものかということもお諮りしながら進めてまいりたいと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず、先ほどの教育基本法についての町長の答弁についてであります。この法律で本当に道徳的なものを定めることがいいのかどうか、この危険性を論じているのであって、臣民道徳として守らなければならないのは守らなければならない、こういう立場は持っておりますのでお間違いのないようにしていただきたいと思います。

ただ、私は何度も申しますけれども、今度の教育基本法の政府の改悪という頭の中には、いろいろと少年犯罪とか耐震偽造、ライブドアなどあらゆる社会問題を教育基本法のせいにして、これを変えなければならないという議論もある。これは、全く無責任なことだと言わなければならないということは指摘しておきたいと思います。今子供の非行や、いわゆる学校の荒れ、学力の問題、高い学費による進学への断念や中途退学、この子供や学校間の格差拡大など、子供と教育をめぐるさまざまな問題を国民は解決することを望んでいるわけですが、それは教育基本法を変えたからできるというものではなくて、歴代の自民党政治が基本法の民主的な理念を棚上げにして、それをほうって来たためにこういうふうな競争と管理の教育を押しつけた結果だということを指摘しておきたいと思います。

そして、何よりも教育法改定は憲法を変えて海外で戦争をする国をつくろうという動きと一体のものだということを理解していただきたいと思います。憲法改定を進める勢力の言う愛国心とは、戦争をする国に忠誠を誓えというものにほかなりません。そのために教育を利用しようとしているのです。それは、前文から憲法と教育基本法とが一体のものであることを明記した言葉を削除し、平和を希求する人間の育成という理念を取り去っていることから明らかです。

また、日本の政府、財界は教育の世界を一層競争本位にして子供たちを早い時期から勝ち組、

負け組に分け、弱肉強食の経済社会に順応する人間をつくることをねらっています。その考え方は、落ちこぼれの底辺を上げることにばかり注いできた能力をできる者を限りなく伸ばすことに振り分ける、限りなくできない非才、無才にはせめて忠実な精神だけを養っておいてもらいたいという言葉などにもあらわれております。ですから、こうした企てに厳しく反対しているわけです。町長には、教育基本法の持つ重みを感じていただき、政府の企てがどこにあるのか、しっかり見定めてほしいと考えております。また、教育法など福祉を守る施策が低所得者ほど重くなっている応益割という考えの概略をつかんでいただきたい。

今は、地方分権の時代です。地方独自の福祉政策をつくり、実行できます。県内だけを見ては何も進みません。よい施策は取り入れるという姿勢で生活を守るために力を尽くしていただきたい、このことを指摘しておきます。

まだ時間があるようですので、福祉施設を指定管理者に移行できる条件は、町長はどのように考えておられるか。また、9月までの間にどういう形で指定管理者にどの施設を移行する考えなのか、発表する形はどういうことなのか、一言お聞きします。

○議長（工藤久夫君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、いろいろ教育基本法につきましても党の考えもあるでしょうし、一番大事なのは、一つはまず親としても親の責任を果たしていくということ、そして勝ち組、負け組、そういうのではなくて個人それぞれが持っている性格がございます。学力、勉強が好きな子もいればスポーツが得意な子、絵をかくのが得意な子、いろいろあります。そういう子供たちが持っている力を尊重して発揮できる、そういう部分を改正においても期待をしていきたいと思っております。

国保税でございすけれども、いろいろ大変な部分がありますけれども、何とかご理解いただいってしっかりとした国保税の確立にしていきたいと思います、こう思っております。

福祉施設の管理者制度でございすけれども、当然考えていかなければならない。そして、さまざまな施設については、当然計画、予定が煮詰まれば議員の皆様にもお知らせをしながらいかなければ、最終的には議会から承認をいただかなければ決定しない管理者制度でございすから当然きっちりと報告、説明をさせていただきたいと。福祉関係については、恐らく現在社会福祉協議会さんがやられている部分がありますので、先ほども申し上げたように、ただ募集をしてやるとかではなくて、地元の福祉協議会が取り組んでやっている部分、そういう部分をきっちり尊

重しながら、その方々に現在お願いしている部分はそのままという、こういう基本の考え方で取り組むことになるだろうと、こう思っておりますが、今後９月までにしっかりとこれを煮詰めていきたいと思っていますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） これにて一般質問を終結いたします。

.....

◎散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、６月７日は議案熟考のため休会とし、６月８日午前１０時から本会議を再開いたします。
本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後２時０１分）

第3回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成18年6月8日（木）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 第 1 | 報告第12号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第12号 | 南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について |
| 第 2 | 報告第13号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第13号 | 平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号） |
| 第 3 | 報告第14号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第14号 | 三戸地区環境整備事務組合理約の変更について |
| 第 4 | 報告第15号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第15号 | 青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数
の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合理約の変更につ
いて |
| 第 5 | 報告第16号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第16号 | 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 報告第17号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第17号 | 南部町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 報告第18号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第18号 | 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 報告第19号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第19号 | 平成17年度南部町一般会計補正予算（第1号） |
| 第 9 | 報告第20号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第20号 | 平成17年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 第 10 | 報告第21号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |
| | 専決第21号 | 平成17年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| 第 11 | 報告第22号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて |

- 専決第22号 平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 12 報告第23号 平成17年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 13 報告第24号 平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 第 14 報告第25号 財団法人南部町健康増進公社の経営状況について
- 第 15 議案第87号 平成17年度名川町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 16 議案第88号 平成17年度名川町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 17 議案第89号 平成17年度名川町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 18 議案第90号 平成17年度名川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 19 議案第91号 平成17年度名川町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 20 議案第92号 平成17年度名川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 21 議案第93号 平成17年度名川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 22 議案第94号 平成17年度名川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 23 議案第95号 平成17年度名川町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について
- 第 24 議案第96号 平成17年度名川町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第97号 平成17年度名川町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 26 議案第98号 平成17年度名川町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 27 議案第99号 平成17年度名川町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 28 議案第100号 平成17年度名川町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 29 議案第101号 平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 30 議案第102号 平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 31 議案第103号 平成17年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 32 議案第104号 平成17年度南部町立学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 33 議案第105号 平成17年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 34 議案第106号 平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 35 議案第107号 平成17年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 36 議案第108号 平成17年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 第 37 議案第109号 平成17年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 38 議案第110号 平成17年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 39 議案第111号 平成17年度福地村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 40 議案第112号 平成17年度福地村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 41 議案第113号 平成17年度福地村大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 42 議案第114号 平成17年度福地村学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 43 議案第115号 平成17年度福地村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 44 議案第116号 平成17年度福地村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 45 議案第117号 平成17年度福地村共同墓地公園特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 46 議案第118号 平成17年度福地村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 47 議案第119号 平成17年度福地村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 48 議案第120号 平成17年度福地村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 49 議案第121号 南部町国民保護協議会条例の制定について
- 第 50 議案第122号 南部町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 第 51 議案第123号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 52 議案第124号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 53 議案第125号 南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 54 議案第126号 南部町と八戸市との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託について
- 第 55 議案第127号 平成18年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 56 議案第128号 平成18年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 57 議案第129号 平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 58 議案第130号 平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 第 59 議案第131号 平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 60 議案第132号 平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 61 議案第133号 平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 62 議案第134号 平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）
- 第 63 議案第135号 平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（42名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	12番	工 藤 幸 子 君
13番	四 戸 清 君	14番	内 村 貞 子 君
15番	工 藤 和 夫 君	16番	中 居 誠 君
17番	佐々木 幹 夫 君	18番	馬 場 又 彦 君
19番	日向端 猛 君	20番	立 花 寛 子 君
22番	大久保 俊 和 君	23番	工 藤 光 幸 君
24番	滝 田 米 作 君	25番	川守田 稔 君
26番	佐々木 金 嘉 君	27番	工 藤 久 夫 君
28番	坂 本 正 紀 君	29番	馬 場 忠 靖 君
30番	河 端 幸 蔵 君	31番	相 田 耕 作 君
32番	山 口 博 个 君	33番	沼 畑 繁 君
34番	小笠原 義 弘 君	35番	佐々木 元 作 君
36番	伊 達 一 夫 君	37番	金 沢 和 夫 君
38番	小田原 長 一 君	39番	東 寿 一 君
40番	宮 野 正 君	41番	西 塚 芳 弥 君
42番	野 田 清 八 君	43番	佐々木 由 治 君

欠席議員（1名）

21番	沖 田 周 藏 君
-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	助 役	赤 石 武 城 君
収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富士夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小野寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐々木 博 美 君
環境衛生課長	神 山 不二彦 君	農 林 課 長	西 塚 友 雄 君
商工観光課長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕太郎 君
福地総合サービス課長	川 井 和 男 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	出 納 室 長	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐々木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小萩沢 孝 一 君
教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

◎開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は42人でございます。定足数に達しておりますので、これより第3回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎報告第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第1、報告第12号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第12号、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。本案について説明を求めます。名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） それでは、報告第12号、専決処分をした南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

3ページをお開きください。病院の医療費は、健康保険法及び老人健康保険法等の規定による診療報酬の算定方法と設置基準等による算定することとなっております。これまでの算定方法と設置基準等が平成18年3月31日限りで廃止と、新たな診療報酬の算定方法と設置基準等が厚生労働省から告示され、平成18年4月1日から施行されることから、条例を改正する必要が生じ、この手続に急を要したため平成18年3月23日付で条例の一部改正について条文のとおり専決処分したものです。この新たな診療報酬の算定方法等による名川病院への影響については、先般の一般質問で町長が答弁いたしましたとおり、改定率が全体でマイナス3.16%となっておりますが、特殊疾患療養病棟入院料を算定していた療養病床については7月1日から病体及び日常生活活動能力により区分けして入院基本料を算定する改定等は、療養病床を持つ病院には大幅なマイナスとなる試算も示されており、また一般病棟の看護師の夜間配置が1人から2人となったことによる人件費の増もあり、在宅医療の訪問診察等によるプラスも見込めますが、医業収益全体としては

大きな減収になるものと予想しております。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今の質問いたします。

診療報酬の算定方法の変更、新たなものになったと説明がありましたが、看護師の数をふやすとか、手当てをする事態にはなっていないのでしょうか。

また、医療の必要性の低いお年寄りを恣意的に分けて、療養病棟に入院している患者さんを退院させなければならないような状態に追い込まれてはいないのでしょうか。病院経営にとって、どのような影響を及ぼされていくと考えておりますか。

○議長（工藤久夫君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） ただいまのご質問なのですが、確かに先ほどご説明いたしましたとおり、一般病棟においての夜間の看護師の配置は、今まで名川病院は1名ということで対応してまいりましたが、2名以上配置しなければならないということになったのですが、それに伴う当然の夜間勤務手当等の経費の増減が当然あります。ただし、この改正の中身は、2人の配置ということになります。在院日数を短くできれば今よりも診療単価の増ということもあるのですが、現実的な問題としてそういう経費の増ということにおいて、病院としては患者を早目に退院ということについては町立病院ということもありまして、なかなか難しいと考えております。したがって、結果的には、人件費の増だけということで先ほど申し上げました。

あと、療養病棟については、今までと違って患者の医療と介護等により分けけて算定するということで改正になったのですが、それに伴って、現在入院している患者さんに早目に退院してもらうということは、現段階においては考えておりません。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） これからの病院経営をどのように見通しておられるでしょうか。自治体病院をより発展させ、守りつつ進めていくためには何が現在必要だと考えておられるでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（堀合悦夫君） いずれにしても、たび重なる診療報酬の改定、これはマイナス改定なわけなのですが、うちの病院に限らず、医療機関においては病院を運営していく上においては非常に厳しい状況には変わりはありません。ただし、それは、今現実の話であって、それに対応すべき病院としては、より以上の経費の削減と新たな病院としての事業展開を考えていかなければならないと思っています。具体的には、保険医療と在宅医療の充実を図っていかなければならないと考えております。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 報告第12号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第12号、南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

医療改革の名のもとで、診療報酬の過去最大の引き下げになりました。診療報酬には、医師以外の看護師など、医療スタッフの技術料がほとんど評価されないなど、改善すべき問題が多くあります。政府の引き下げは、これらの問題には手をつけず、人工透析の夜間、休日利用の報酬を削減するなど、医療の質を低下させる危険が大きいものです。しかも、政府の診療報酬の引き下げのねらいには、保険診療を貧弱にし、保険外診療の導入を促すことがあります。保険診療だけで頑張る医療機関は、経営困難に陥り、保険外の高額診療をやるほど利益が上がる、これこそもうけ本位の医療を一層拡大する道ではないでしょうか。その根本にあるのは、医療給付費の削減を至上の命題としていることです。こんなことをしては、患者ばかりでなく、地域医療を崩

壊させてしまいます。政府の医療政策に反対するという立場から、報告第12号に反対するものがあります。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、報告第12号は原案のとおり承認されました。

.....

◎報告第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第2、報告第13号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第13号、平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 報告第13号、専決処分した平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

処分の理由でございますが、市場取扱高の増に伴い、受託販売代金の支払いに不足額が生ずるおそれがありましたので、補正に急を要したため、平成18年3月24日付で専決処分したものでございます。リンゴの価格が平成18年1月になると低下するという情報が関係者から流れておりましたので、それに沿った予算措置をしておりましたところ2月、そして3月になりましても比較的高値で取引が推移したことと、例年3月下旬から出荷されます種芋の出荷増が見込まれ、受託販売代金の支払いに不足額が生じたので、専決処分したものでございます。

5ページをお開き願います。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,420万円を追加し、予算

総額を 6 億2,577万8,000円としたものでございます。

歳入でございますけれども、買い受け人等から納めていただくお金6,000万円の追加、それに販売代金の 7 %の手数料420万円を追加補正したものでございます。

7 ページの歳出の関係でございますけれども、これは生産者に支払うお金6,000万円の追加、あと一般管理費収用額 4 万9,000円ほど、残りは予備費の方で歳入歳出の調整を図ったもので415万1,000円追加補正したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第13号は原案のとおり承認されました。

◎報告第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第 3、報告第14号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第14号、三戸地区環境整備事務組合規約の変更についてを議題といたします。本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 報告第14号、専決処分した三戸地区環境整備事務組合同規約の変更についてをご説明申し上げます。

めくって12ページをごらんください。専決処分第14、専決処分書でございます。平成18年3月28日に専決したものでございます。

もう一度めくって、13ページをお願いします。三戸地区環境整備事務組合同規約の一部を変更する規約。三戸地区環境整備事務組合同規約の一部を次のように変更する。第9条第5項を次のように改める。5、収入役は、組織町の収入役（地方自治法第168条第2項ただし書きの規定により、その事務を兼掌する助役を含む。以下同じ）のうちから管理者が選任するということにいたしました。あと、第9条、それから第13条につきましては、字句の整理を行ったものでございます。

11ページにお戻り願いたいと思います。申しわけございません。下段の処分理由でございます。南部町において収入役を置かない条例が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、三戸地区環境整備事務組合の規約を変更する必要性が生じ、この変更之急を要したため専決処分したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第14号は原案のとおり承認されました。

◎報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第4、報告第15号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第15号、青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 報告第15号、専決処分した青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村等非常勤職員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。平成18年2月26日をもって中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合が解散したことによりまして脱退したので、構成団体から1減少することになります。

それから、次のページ、16ページをお願いします。規約の一部変更であります。別表第1中から中津軽郡不燃物等ごみ処理事務組合を削るものです。

附則として、この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行し、変更後の青森県市町村等非常勤公務災害補償等組合規約の規定は平成18年2月27日から適用するものです。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第15号は原案のとおり承認されました。

◎報告第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第5、報告第16号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第16号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 報告第16号、専決処分した南部町町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

処分理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成18年4月1日から施行されたことに伴い、関連する条項を改正する必要が生じ、この改正に急を要したため3月31日、専決処分したものでございます。

19ページをごらんください。平成18年度の地方税制度においては、現下の経済財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためあるべき税制の構築に向け、3兆円規模の所得税から個人住民税への減税、税源移譲、それから定率減税の廃止、それから住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置が創設されたこと、また地方たばこ税の税率を引き上げ、その他の所要の措置を講じることとした改正がされてございます。

それでは、主な改正内容につきましてご説明いたします。個人住民税に関しましては、地方でできることは地方でという方針で進めてきた三位一体改革の一環として所得税から個人住民税への税源移譲が行われました。そして、それに伴いまして町民税の税率を一律6%にすることになってございます。現在町民税の所得割については、3段階の超過累計構造になっておりますが、これを所得の多い、少ないの関係にかかわらず、一律6%の比例税率構造に変えることになってございます。

それから、所得税の個人住民税の移譲することに伴いまして、住民税がふえるわけですが、所得税が減額するため従来の負担する金額には変動がなく、そのまま個人負担が同じ金額に

なるということになってございます。

それから、定率減税の廃止でございますが、平成12年度から景気対策ということで個人住民税所得割にかかわる定率減税を実施してきましたけれども、平成19年度からこの定率減税を廃止するということになってございます。三位一体改革で所得税から個人住民税の税源移譲をして、負担そのものは変わらないのですけれども、定率減税の廃止に伴いまして一応今の試算でいきますと大体2,000万ぐらいの町民の負担がふえるという形に改正になってございます。

それから、新たに地震保険料控除の創設ということで、損害保険料の控除を改め、地震保険料控除制度を創設し、保険料の2分の1、最高額2万5,000円を取得控除する制度も設けられてございます。

それから、固定資産税の関係ですが、耐震改修促進税制の創設がされました。これは、昭和57年の1月1日以前の住宅について、平成18年1月1日から平成27年の12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合されるよう一定の改修工事をした場合において、市町村に申告したものに限り、住宅に係る固定資産税の税額を2分の1減額するということになってございます。1戸当たりの工事費、一応30万以上のものに限るということになってございます。

それで、平成18年から21年までの改修工事をしたものについては、3年度分の減額を講じます。それから、22年から24年までの改修工事をした場合は、2年度分の減額をいたします。それから、25年から27年までの改修工事については、1年度分の減額をするというのが設けられてございます。

それから、平成18年、今年の7月1日から地方たばこ税の税率を現行1,000本につきまして2,743円を3,064円に引き上げるということになってございます。

それから、税源移譲に伴いまして、住宅ローン減税による控除される所得税額が減少するものについては、翌年度の個人住民税において減額調整をする措置を講ぜられるというのも1項目ついてございます。

それから、従来から実施してございます個人住民税関係の個人町民税均等割の非課税判定加算額が現行17万6,000円が16万8,000円に引き下げられるということです。

それから、同じく所得割の非課税判定加算額の金額が現行35万から32万円に引き下げられますけれども、これについては町民自体にはそんなに影響がないのかなということでとらえてございます。

あと、一応主なものの改正点をご説明申し上げました。一応それにつきまして町の町税条例の一部をそれぞれ関係する条文等改正、それから字句等の整理をしてございますので、条文の朗読

は省略させていただきます。

以上でご説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） ただいま説明がございましたが、特に住民にとって生活を圧迫する税金の増額を求められる項目とか内容は、どういうものがあるのでしょうか。この生活にかかわる税金の点をもう一度説明していただきたい。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 住民に係る増額にかかわるものについてはということでございますが、先ほどもお話、ご説明申し上げましたとおり、平成12年度から実施してきました定率減税の廃止がなされますので、それが実施されますと先ほどもお話ししましたが、今現在の状況とか、所得等の状況等から見ると、約2,200万ほどの住民の税負担がふえるという形になってございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） なかなか厳しい税負担を求められるように考えますが、これから政府がどのような税制のあり方を自治体に持ってくるかと考えておられるのでしょうか。政府の税金の集め方がどういうふうに変わっていくか予想を立てておられるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 税務課長。

○税務課長（坂本好孝君） 現在国の方では、先ほどもお話しいたしました地方でできることは地方にという方針で進めてきた三位一体改革に伴いまして、地方に移譲できる税金につきましては地方で集めていただいて、住民のサービスのために使っていただくというような方向で進んで

いるとお聞きをさせていただきます。要は、今まで国で集めたものを交付税とか補助金という形で地方に流していただいて、その補助金をもとに町、それから各自治体で町民のためのサービス事業を実施してきたということです、これからは国からの税源移譲ができるものについては地方の方に下がってくるのかなという感じでとらえてございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 報告第16号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第16号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

2006年、地方税の改定では、税源移譲に伴う所得税、住民税の税率変更、定率減税廃止、固定資産税の負担調査強化による増額、国民健康保険税の経過措置、介護保険料の課税限度額について8万円から9万円に引き上げるなどです。定率減税の廃止によって、現行の個人住民税、所得割額の7.5%、上限2万円の減税が2006年度で廃止され、2007年6月徴収分から増税となります。サラリーマン増税をしないとした与党みずからの選挙公約に反するものです。景気回復が明確なのは、大企業を中心とする一部だけです。景気回復の程度には、地域、産業、企業規模でばらつきが見られ、特に勤労諸階層についてはいまだ民間給与総額が下がり続けているというのが現状ではないでしょうか。史上最高の利益と言われる大企業には配慮し、勤労者にだけ負担を押しつけるのは、余りにも説得力がありません。脱景気対策、経済政策ではないでしょうか。与党が強調しているのは、消費税の増額とサラリーマン増税と言われる所得税の抜本的見直しです。これでは、ますます不況を深めさせるばかりです。政府の税金に対する考え方に反対して、地方税改定に反対するものであります。

以上、討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

○議長(工藤久夫君) ご着席ください。起立多数であります。
よって、報告第16号は原案のとおり承認されました。

.....

◎報告第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第6、報告第17号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第17号、南部町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長(坂本好孝君) 報告第17号、専決処分した南部町農村地域工業等導入指定地区における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

処分理由といたしまして、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令等の一部を改正する省令が平成18年3月31日に公布され、平成18年4月1日から施行されることに伴い、関連する条項を改正する必要性が生じ、この改正に急を要したため、3月31日付で専決処分したものであります。

43ページをごらんください。指定されました工業団地に300万円を超える生産設備を定められた期間までの間に新設、または増設したものについて、土地、家屋の固定資産税の課税を3年間免除することとなっており、定められた期間、現行平成18年3月31日が平成20年3月31日まで延長されたことに伴いまして、条例を改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(工藤久夫君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を集結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。
よって、報告第17号は原案のとおり承認されました。

◎報告第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第7、報告第18号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第18号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) 報告第18号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて及び専決処分第18号についてご説明をいたします。

この処分は、地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成18年4月1日から施行されたことに伴い、関連する条項を改正する必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものでございます。

46ページをお開きください。それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。次に、下にございます第2条第3項及び第13条第1項中とございます。これは、8万円を9万円と改める。これは、介護保険料の限度額が8万円から9万円になったと

いうことでございます。

次の附則第9項中とございますのは、次の文言が公的年金等に係る所得を公的年金等所得といい、また特定公的年金控除額という文言に改めるものでございます。

次でございます附則第17項中からずっと下、下段8行目ぐらいまでですが、附則第10項中とございます。これは、9項の間に4項が入りますので、繰り下げたものでございます。

そして、9項の次に、5行目にございます10と、10項目でございますが、平成18年度の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減額の特例、次のページにございます第11、平成19年度の公的年金等所得に係る国民健康保険税の減税の特例ということでございますが、これは公的年金者の控除が48万ございましたが、これがなくなるということで、その分国税の算定に急激な変化があるということでの緩和措置でございまして、18年度は28万円の控除をいたします。そして、19年度は、22万の控除をするというものでございます。

次に、第12項、それから13項でございますが、これは保険税の算定の所得割の計算時に所得から控除するものでございまして、18年度は13万円を控除する。そして、13項は、これは19年度は7万円を控除するということでございます。

次に、附則、48ページでございますが、上から9行目ですか。附則に次の2項を加えるということで22、条例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例及び23、条例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例とございますが、これは22号がファンド等の利息、それから23は株の配当金等でございますが、この所得を計算に加えますということでございます。

最後のページでございますが、49ページ、施行期日でございます。1、この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第10項から附則第17項までの改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

2、改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、平成18年度分の国民健康保険税について適用し、17年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によると。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） ただいま説明がございましたが、全体として住民にとってよい方向になっていくものなのか。または、生活を圧迫していくことになるのか、ここの点をお聞きいたしま

す。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 全体としてよい方向になるのかということですが、今回の場合は、この場合は介護保険税の限度額でございますので、限度額が上がったということは1万円、よくなったわけではございません。

それと、あとやはり地方税の改正によりまして、公的年金者の控除がなくなったということでございますので、これはもう地方税の改正に仕方がないことなのでございますが、ただその間の2年間は緩和措置を設けましょうという趣旨の改正でございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 報告第18号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第18号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

激変緩和策はとられているものの国保税そのものの税額が生活を圧迫しています。しかも、経過措置は2年間だけです。介護保険料の課税限度額の引き上げは、ますます生活を圧迫するばかりです。生活破壊の政府の福祉政策に反対するという立場から反対するものであります。

以上、反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、報告第18号は原案のとおり承認されました。

◎報告第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第8、報告第19号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて 専決第19号、平成17年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 51ページ、お開き願います。専決第19号、平成17年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の予算の総額に2億8,941万円を追加し、予算の総額を42億5,034万4,000円とするものであります。

第2条、繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により措置するものであり、詳細は第2表において説明いたします。

第3条、地方債の補正は、事業費等の確定により補正するものであります。詳しくは、第3表により説明いたします。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により平成18年3月30日、専決処分したものであります。

55ページをお開き願います。第2表の繰越明許費であります。6款農林水産業費、1項農業費、農産物直売施設整備事業1,690万、8款土木費、6項街なみ環境費、街なみ環境整備事業1,407万円、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、公共土木施設災害復旧事業170万、計3,267万円であります。

以上、3事業とも年度内に支出が終わらない見込みのため地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費を措置し、翌年度に繰り越して使用するためのものであります。

続いて、56ページをお願いいたします。第3表、地方債の補正であります。地方債の補正は、それぞれ事業費等の確定等により補正するものであります。

続いて、59ページをちょっとお願いします。飛びますが、59ページであります。歳入であります。2款1項1目所得譲与税1,220万2,000円の追加補正、同じく2款2項1目自動車重量譲与税945万1,000円の追加補正、2款3項1目地方道路譲与税396万4,000円の減額補正、以上3件は確定額によりそれぞれ補正するものであります。以下、同様に確定額をもって補正するものであります。

3款1項1目利子割交付金242万5,000円の減額補正、60ページに参りますが、4款1項1目配当割交付金34万円の追加補正、5款1項1目株式等譲渡所得割交付金153万6,000円の追加補正、6款1項1目地方消費税交付金491万7,000円の追加補正、7款1項1目自動車取得税交付金212万円の減額補正であります。

61ページに入ります。61ページの8款1項地方交付税2億295万5,000円の増額補正は、3月交付分の特別交付税の決定額により補正するものであります。南部町における特別交付税は、3月交付決定額3億3,202万円となります。

12款1項1目民生費国庫負担金、9節の保険基盤安定事業負担金357万7,000円の追加補正であります。保険基盤安定事業費負担金の決定額により補正しております。続いて、12款2項3目土木費国庫補助金、6節除雪事業費補助金700万円は臨時市町村道除雪事業補助金の決定額により補正するものであります。同じく、4目の教育費国庫補助金のうち6節の社会体育費補助金180万3,000円の追加補正は、社会体育施設整備費補助金の決定額によるものであります。旧南部町民体育館のアスベスト対策経費の補助金であります。同じく、5目の災害復旧費国庫補助金、1節の公共土木施設災害復旧補助金102万9,000円の減額補正は補助金の確定額により減額補正するものであります。

62ページに入ります。13款1項1目の民生費県負担金であります。7節の保険基盤安定事業負担金4,963万8,000円の追加補正は、保険基盤安定事業負担金の決定額により補正しております。

その次の18款の町債の各補正は、事業費等の確定額によりそれぞれ補正するものであります。

63ページをお願いいたします。歳出であります。歳出の2款1項14目減債基金の25節積立金1億9,599万円の追加補正は、減債基金積立金であります。この予算積み立てによりまして、減債基金残高は6億9,841万5,000円となるものであります。

続いて、3款1項2目の住民生活費、28節の繰出金710万7,000円の追加補正は、国民健康保険特別会計への繰出金であります。同じく、3目の老人福祉総務費の28節の繰出金7,641万7,000円の追加補正は、老人保健特別会計への繰出金であります。

次に、4款2項2目の環境整備事務組合費1,100万3,000円の減額補正及び3目のじんかい処理

事務組合費151万円の減額補正、以上2件は一部事務組合の負担金の確定によりそれぞれ減額の補正するものであります。

64ページのところですけれども、6款1項12目の農業集落排水事業費のところの28節繰出金2,690万円の追加補正は、農業集落排水事業特別会計への繰出金であります。

8款2項1目のところの道路橋梁維持費の11節需用費450万円の減額補正は、消耗品費でありますけれども、融雪剤購入経費の不用額を減額補正するものであります。8款6項街なみ環境費以下10款教育費、11款災害復旧費の補正は、それぞれ財源内訳の補正であります。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 62ページですけれども、18款町債、補正前2億1,570万というもとの額に補正が20万と、こうあるのですけれども、これは金額的に県負担にしては少ない金額、これはどういう状態のものなのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） この土木費のところの2億1,570万に20万円追加という、これはどういうことかということでもありますけれども、いろいろと事業費の中において事務費あるいは工事費、それから用地購入費等々の事業が盛り込まれて、その中での起債を措置するというものが起債の制度でありまして、それが契約が終われば、その額が、事業費が確定するということで、県知事の方へ起債許可申請を出すわけですけれども、当初のときと、それから契約が終わった時点、あるいは工事請負契約が終わった時点で事業費等々が確定しますので、あるいは補助金等々も確定しますので、それを精査すると、こういう20万とかという少額な補正でも発生してくるということでもあります。

以上です。

○12番（工藤幸子君） 了解。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第19号は原案のとおり承認されました。

ここで11時10分まで休憩いたします。

（午前10時58分）

.....
○議長（工藤久夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分）
.....

◎報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第9、報告第20号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第20号、平成17年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題いたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） それでは、報告第20号、専決した事項の報告及び承認についてご説明をいたします。

この処分は、療養給付費等に対する国庫支出金及び一般会計繰入金等の額の確定に伴い、財源

内訳の精査のため補正が生じ、専決処分したものでございます。

67ページをお開きください。専決処分第20号、この補正に関しては、増減はございません。

次のページを、70ページをお開きください。総括の歳入でございますが、国庫支出金が減額4,191万8,000円、療養給付費交付金が1,324万1,000円と減額になってございます。そして、その下段、歳出の方でございますが、もう補正額はございません。これについてご説明します。

71ページでございます。歳入、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目財政調整交付金でございますが、国庫支出金の交付金の割合が国と県の割合が変更になりました。4%ほど国が減り、そのままその分が県の、次のページをお開きください。72ページの第5款県支出金、2項の県補助金、1目の都道府県財政調整交付金にかわったための財源の内訳の補正でございます。

あと、73ページ、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金でございますが、1節の国庫事務繰入金380万円、それから出産一時金繰入金が260万円、国保保険基盤安定繰り入れが70万2,000円という内訳でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第20号は原案のとおり承認されました。

◎報告第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第10、報告第21号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第21号、平成17年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 報告第21号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明をいたします。

専決理由でございますが、医療費給付費等の額並びに支払基金交付金及び一般会計繰入金等の額の確定に伴い、専決処分したものでございます。

77ページをお開きください。専決処分第21号、平成17年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）でございます。既定の歳入歳出予算にそれぞれ6,170万4,000円を減額し、歳入歳出総額それぞれ8億3,605万4,000円とするものでございます。

80ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書でございますが、支払基金交付金が6,319万3,000円、国庫支出金6,584万6,000円、県支出金1,128万6,000円等の減額、合計6,170万4,000円でございますが、これが事業が確定したために減額をしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、報告第21号は原案のとおり承認されました。

◎報告第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第11、報告第22号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第22号、平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 報告第22号、専決処分した平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

処分理由でございます。管路延長工事費の増、並びに補助事業費の確定に伴う一般会計繰入金及び町債の額の精査のため補正する必要が生じ、この補正に急を要したため専決処分したものでございます。予算の総額については、変更がございません。

86ページをお願いいたします。86ページの歳入について、町債の方の歳入の減額について2,690万ですけれども、この減額については暫定予算を本予算とするときに減額措置していなかったために、今回専決して減額したものでございます。

それから、歳出の方の内訳についてですけれども、合併後に持ち越した上名久井農業集落排水事業の工事8件、それから業務委託1件に関する額の確定に伴う予算措置でございます。公債費からと総務費から建設費に充当してございます。

次に、91ページをお願いいたします。91ページ、歳出の内訳でございます。先ほど説明したとおり、総務費と公債費から建設費に充当してございます。

それから、節間では需用費を減額しまして、合わせたものを請負工事費に602万円として補正してございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。
よって、報告第22号は原案のとおり承認されました。

◎報告第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第12、報告第23号、平成17年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長(堀内富士夫君) 92ページをお願いいたします。92ページであります。報告第23号、平成17年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。平成18年3月30日専決処分した平成17年度南部町一般会計補正予算(第1号)により措置した繰越明許費について、本年5月31日までに調整した繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものであります。

93ページであります。6款のところの事業名のところ、農産物直売施設整備事業、翌年度繰越額が1,690万であります。特定財源として地方債1,680万、一般財源10万円、2番目の街なみ環境整備事業、繰越額であります。1,407万円、特定財源の中で国県支出金が658万7,000円、地方債が620万、そして一般財源が128万3,000円、最後の公共土木施設災害復旧事業、

繰越額であります。170万円、国県支出金として102万5,000円、一般財源67万5,000円、以上財源を付して翌年度に繰り越すという計算書であります。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第23号は原案のとおり承認されました。

.....

◎報告第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第13、報告第24号、平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 報告第24号、平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。

これは、先ほど説明しました報告第22号の専決に係る繰り越しの部分でございます。報告理由です。平成17年度南部町農業集落排水事業特別会計予算の建設改良費の繰り越しについて、繰越

計算書をもって報告するものでございます。

95ページをお願いいたします。建設費、施設建設費、上名久井地区農業集落排水事業2億2,384万2,000円のうちの1,942万2,000円を繰り越すものでございます。内訳として、工事2件、委託1件の精査した額を繰り越しといたすものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第24号は原案のとおり承認されました。

◎報告第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第14、報告第25号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（有谷隆君） 南部町健康増進公社の経営状況について、別冊になっておりますので、そちらをごらんください。

1枚めくっていただきまして、報告第25号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況について。地方自治法第243条の3第2項の規定により経営状況をご説明いたします。

2ページをお開きください。事業報告です。1、事業の実施状況について、(1)の温泉保養館バーデハウスふくちの運営状況からご説明します。①の公営事業としまして、水泳教室などの水泳指導及び健康指導等を開催しております。開催件数は44件、延べ1,007回の開催になっております。受講者数は2万449名となっております。各教室等の名前は、下段の方に記載されておりますので、お目を通していただきたいと思います。

3ページをお開きください。3ページの中段、公益事業に講師派遣とございます。これは、栄養指導等、それから運動指導等への講師の派遣事業ということになります。派遣回数は10件、延べ31回の受講者数は547名となっております。

それから、5ページへお進みください。次に、(2)の福地の野外プールの管理運営状況を説明いたします。営業期間は、7月の17日から8月の28日の43日間、屋外プールをオープンしております。

次に、ページ6にお進みください。(3)のふくちアイスアリーナ管理業務の状況でございます。営業期間としましては、夏期営業は5月の20日から8月の28日、93日間、これはローラースケート及びテニス場として営業しております。

それから、冬期の営業機関は、平成17年度4月の1日から4月の10日まで10日間、それから平成17年の10月の8日から18年3月31日の167日間の営業期間となっております。

7ページにお進みください。中段になります。2番としまして、南部町総合交流ターミナルの管理運営の受託ということで、(1)、交流ターミナルアヴァンセふくち、宿泊施設であります。この運営状況をご説明します。①としまして、年間の利用者数、平成17年度は6,160名と、括弧内は前年度でございます。

次に、9ページにお進みください。横長の表になっておりますけれども、平成17年度の部門の収支状況となっております。初めに、バーデハウス、歳入歳出という順でご説明申し上げます。バーデハウスの収益部門の歳入の合計が1億657万3,738円、歳出、下段になります、1億204万8,066円、差し引き収支になりますが、452万5,672円の黒字と。

それから、バーデハウスの公益事業としまして歳入の合計2,311万3,649円、公益の歳出、合計2,330万3,991円、収支差し引きになりますが、19万342円の赤字と。バーデハウスの収益と公益のトータルになりますけれども、歳入合計が1億2,968万7,387円、歳出の合計が1億2,535万2,057円、収支差し引きになります。433万5,330円の黒字を計上しております。

宿泊施設のアヴァンセにいきます。アヴァンセの収入、合計が2,988万9,748円、アヴァンセの歳出が3,008万823円、差し引き19万1,075円の赤字と。

バーデハウスとアヴァンセのトータルでございます。歳入の合計が1億5,957万7,135円、歳出の合計が1億5,543万2,880円、差し引き収支414万4,255円の黒字となっております。

右側は、受託事業となっております。屋外プールとアイスアリーナでございますが、こちらは歳入歳出同額となっておりますので、合計のみをご報告申し上げます。屋外プールの合計は371万4,683円、アイスアリーナの合計は4,084万765円。

最後のページの方に、参考資料としましてバーデハウス等の入館状況及び利用状況等を参考資料として添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を集結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第25号は原案のとおり承認されました。

◎議案第87号から議案第120号の上程、委員会付託

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第15、議案第87号から日程第48、議案第120号までを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第87号から日程第48、議案第120号までの平成17年度名川町、南部町、福地村各会計歳入歳出決算認定について、議案34件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題といたしました議案第87号から議案第120号までの決算議案34件については、委員会条例第6条の規定により議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第120号までの決算議案34件については議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

ここで決算特別委員会の開催をこの席から通知いたします。開催期日は、6月9日、12日、13日の3日間とし、午前10時からこの議場において開催いたします。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第49、議案第121号、南部町国民保護協議会条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第121号、南部町国民保護協議会条例の制定についてを説明します。

これは、国民保護法、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が平成16年9月17日から施行されたことに伴いまして、南部町国民保護協議会について条例を定めるものでございます。

次のページをお願いします。第1条、目的でございますけれども、先ほど申し上げました法律に基づきまして南部町国民保護協議会、以下協議会と申し上げますが、組織及び運営に関して必要な事項を定めるものです。

第2条につきましては、委員及び専門委員でございますが、協議会の委員の定数は20人以内とするものです。

4条については、会議を定めております。協議会の会議は、会長が招集し、その議長となるものです。

5条、6条については、幹事部会をそれぞれ置くことができるとしております。

次のページ、お願いします。附則として、この条例は、公布の日から施行するものですが、今年度中に南部町国民保護計画を作成することになっております。その作成に当たりましては、あらかじめ協議会に諮問し、意見を聞いてつくることになります。なお、計画を変更するときも同様になります。そして、県に協議して、最終的に作成ということになります。

それから、計画を作成したときには、これを議会に報告することになっておりますので、あわせて説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず初めに、武力攻撃事態法とは、一体何でしょうか。だれのための何を目的とした法律なのでしょうか。まず、これをお聞きしたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） この国民保護法につきましては、国民の生命、身体、財産を守ることが目的になっております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） まず、これは、いろいろ論議はあったと思いますが、日米ガイドラインに基づくアメリカの戦争への参戦体制づくりを法制的に完結するものではないでしょうか。あくまでもアメリカの戦争に日本が協力するためのものであって、日本国民を守る法律だとは思えません。日本が攻撃を受ける具体的な動きがあるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 日本が攻撃を受けるということは、今はありませんし、そういうのを聞いてはおりませんが、あくまでももしあったときということで、これはないことを望むわけですけれども、もしあったときという備えのための措置でございますので、そのように受けとめてほしいと思います。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 協議会の委員は、どういう方がどういう方法で選出されるのでしょうか。また、20名以内という、その根拠はどこにあるのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 協議会の委員の設置につきましては、法律の第40条で定めておりますが、委員は次の掲げる者のうちから市町村長が任命するとあります。それで、当該市町村の区域を管轄する行政機関の職員、それから自衛隊に所属する者、都道府県の職員、これは連絡調整に当たってくれると思います。それと、業務を行う指定公共機関等の役員、または職員、それから専門的に知識、または経験を有する者となっております。委員の人数でございますが、これは国の方からこういうのをつくりなさいという規定がありますので、特にはないのですが、大体県の市町村ではこういう20名以内という定めの方をしておりますので、特に私どもの方で別にこうしたいというものがあっているわけではありませんので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

(20番 立花寛子君 登壇)

○20番(立花寛子君) 議案第121号、南部町国民保護協議会条例の制定について討論を行います。

国民保護法、それ自体国民のために必要な法律とは思えません。今必要なことは、平和的なアメリカとの関係です。国益を損なう日米安保条約の解消です。政府自身、日本が他国から攻められることはないと言っています。国と国との関係は、話し合いで行われるのが世界の常識です。国民をいたずらに不安に陥れる内容になっており、必要のない法律であるという点から、反対いたします。

反対討論を終わります。

○議長(工藤久夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(工藤久夫君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第50、議案第122号、南部町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第122号について説明申し上げます。

これは、国民保護法、先ほど申し上げました保護法ですが、平成16年9月17日から施行されたことに伴いまして、南部町国民保護対策本部及び緊急対処事態本部について条例を定めるものがあります。

次の100ページをお願いします。第1条には目的でございます。法に基づき、南部町国民保護対策本部及び緊急対策事態本部に関し、必要な事項を定めるものであります。

第2条は組織、2条の1項につきましては本部長、2項については副本部長、3項については本部員、4項についてはほか職員、これら名称並びに役割について規定しております。

3条につきましては、会議について定めております。

次のページをお願いします。第5条については、現地対策本部に関して定めております。

それから、第7条であります。対策本部、それから現地対策本部について表に定めておりますけれども、右側の方には緊急対処事態対策本部についてあらわしております。これについて説明を申し上げます。国民保護対策本部の方につきましては、これももしの仮定であります。武力攻撃、侵攻があった場合、それから航空機とか特殊部隊によります攻撃があったときに対する対策本部であります。

それから、右側の方は、緊急事態、いわゆる想定しないものが急に起こったときということでありますが、危険性を有する物質、施設、そういう施設の攻撃、原子力とか石油コンビナート、あるいは人がいっぱい集まっているところとか、輸送する部分ですが、ターミナルや列車の爆破等に対してとか、あとは人を殺傷するサリンとか、そういうのに対した場合に緊急対策本部を設置するということで2通りのことを定めております。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今の具体的にどういう事態になったら行動されるかという説明があったわけですが、それでは直接的には国民にはどのような形で知らされるのでしょうか。

○総務課長（坂本勝二君） 町民に対しましては、広報とか、サイレンでお知らせすることになります。

それから、ほとんどは、国から県を通じて指示があるわけですがけれども、緊急の場合には逆に市町村の方から対策本部を県あるいは国に申し立てることもできるとされております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第122号、南部町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について討論を行います。

日本においては、つくる必要のない議案と考えるので、反対するものであります。

反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第51、議案第123号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） それでは、議案第123号について説明申し上げます。

理由でございますが、南部町国民保護協議会条例第2条に規定する南部町国民保護協議会委員及び専門委員に対する報酬及び費用弁償を定めるとともに、老人介護保険施設長を一般職員として採用したことに伴いまして改正を行うものであります。

次のページ、お願いします。条例の一部改正であります。別表中、これは報酬をお支払いする委員のところではありますが、防災会議委員、青少年問題協議会委員、農産物直売施設運営協議会委員、体育指導員のところに防災会議委員と青少年問題協議会の委員の間に国民保護協議会委員、専門委員を定めるものであります。

次に、老人介護施設長、月額140万円を削るものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 今説明がありました介護老人保健施設長をどういう過程で削られたのでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 介護老人保健施設につきましては、もう常勤という形になりますので、職員として採用したので、今度は給料としてお支払いすることになります。ですから、この部分から、報酬をお支払いする部分から削除するというものであります。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

(20番 立花寛子君 登壇)

○20番(立花寛子君) 議案第123号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

国民保護協議会委員、専門委員の項目は、つくる必要のない項目であります。この一部に対して反対するものであります。

反対討論を終わります。

○議長(工藤久夫君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(工藤久夫君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第52、議案第124号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) 議案第124号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例の制定についてご説明いたします。

提案理由は、国民健康保険税の税率を平成18年度分から均一課税とするための改正でございます。

次の105ページをお開きください。それでは、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。まず、最初の第3条第1項中の項目でございますが、これは所得割の率が5.6から6.5になるというものでございます。

次、4条中とございますのは、資産割でございます。

次の5条中とございますのが均等割でございます。そして、5条の2中とございますのが世帯平等割と、こういう順番の四つでございます。

次の6条中から7条の3は、同じく介護の方の所得割、資産割、均等割、世帯割というふうな順になってございます。

次の第13条第1項中とございますものは、これは7割、5割、2割軽減のそれぞれ均等割、世帯割の減額の分の額を示したものでございます。

次に、附則第4項を削るとございますのは、18年度まで旧町村の税率とするという項目でございますが、これを削るというものでございます。

あと、附則中第5項を4項とありますのは、項目を1項ずつ繰り上げるためのものでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行すると。

2、適用区分、改正後の南部町国民健康保険税条例の規定は、平成17年度分の国民健康保険税について適用し平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 一般質問でも取り上げましたので、重複するかもしれませんが、まず初めに応能割と応益割は何%になるのでしょうか。まず、これは第1点目なのですが、質問です。そして、所得資産がなくても負担しなければならない割合のかけ方になっていると思いますが、この数字に定めた理由をお聞かせいただきたい。そして、調べました結果、応益割合を旧福地村

では55.9%、旧名川町では52.35%、旧南部町では51.47%になっていたところを、私が調べた割合では53%、応益割を53%と定めた理由をお聞かせいただきたい。そして、今まで合併などで合併説明会などでよく聞かれましたことは、サービスは高い方へ、負担は低い方へという考え方だったと思いますが、この考えはどこへいってしまったのでしょうか。まず、第1点、お聞きします。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 応益割の率がどのぐらいかということで、立花さんご指摘のとおり、53%、この改正の応益割は53%ございまして、福地村が55.9ということで外れてございますが、この税率でいきますと7割、5割、2割軽減まで可能と、できる税率の割合になります。

あと、サービスは高く、負担は低くというのでございますけれども、やはり国保の会計がうまく改定しませんと、これまた今みたいに低所得者のための軽減等がまた失われてしまいますので、その調整をして、そしていたずらに高く課税をしているわけではございません。その中で調整を行っているものでございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 応益割合の件からだけ考えますと、旧南部町の51.47%から53%になるということは大変な負担になるのではないのでしょうか。応益割というのは、高所得者も低所得者にも一律にかかっていく、いわば消費税のような考え方だと思いますが、大変なことではないのでしょうか。これが質問の1点目で、次に国保基金の取り扱いについてであります。今年度の医療費はどのぐらい見積もり、基金はどの程度と考えておられるのでしょうか。

そして、なお各町村の基金を取り崩しても住民負担を求めなければならない事態まで国保会計は悪化しているのでしょうか。お聞きします。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 応益割が南部町の場合は、51.9と、それが53%になることは

負担になるのではないかとということですが、そのまた応益割の割合が、負担が1%ということは全体の0.5%ということで、ただ単に応益割の割合だけを見て調整しているものではございません。やはり応能割の方も調整をしてございます。

それから、基金のことですが、基金は18年3月末現在で大体3億ぐらいあるということでありまして、18年度の医療費をどのぐらい見込んでいるかということでございます。およそ介護も合わせまして16億程度となっております。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 長根和夫君。

○11番（長根和夫君） この国民健康保険につきましては、合併協議会の中でも事務事業調整案として提案をされました。各町村とも応益割、応能割にそれぞれ差異があるわけですが、その調整はどうなるのかという質問をいたしましたけれども、それは事務レベルで調整を図りますということでした。その後、そのことについて議論する場もなく、新町発足と同時に条例が制定をされましたが、新年度予算編成に当たっては町長は18年度は均一課税が非常に難しい状況にあるというふうなことでございましたし、それがなぜ今に至って18年度も均一課税をということに進んできたのか。その経緯についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 合併協議会では、合併の翌年度に統一するとしたような事務レベルでの話で、またその時点では新しい税率等も試算をしてございました。ただ、新しい新町になりまして、審議等いただく国保運営協議会の委員も12月末でもうなくなってございましたので、その時点、まだ予算要求及びまた予算編成の時点では国保運営協議会の委員にもかけることもできずということで、そういうふうにもまた新しい新税率でいくという場合になると、ある一部の区域の住民に対しては大幅な値上げとなるということでございましたので、そのまま新しい税率で実施するということにためらいがあったものでございます。そして、それにかわる、また有効な手段も思い浮かびませんでしたので、現行のままということにいたしました。

ただ、4月に入りまして、4月10日でございましたが、国保運営協議会の委員も新町長のもとで決まりましたので、4月10日に第1回目の国保運協を開催をさせていただきます。このときには、

9名の委員でございましたが、全員出席をいただきまして、国保法及び病院会計の予算説明等を行いました。そして、国民健康保険税についてもこれまでの議会等の経緯を説明をいたしました。そして、事務局も17年度の国保会計の決算見込み等もおよそわかってございましたので、説明をいたしました。国保は、単年度収支も赤字が予想されるという話。そして、今ですと不均一課税のままだということ等も説明をいたしましたが、委員の協議会の方ではそういう赤字、それから不均一課税でいると。そして、もう一つ国保会計も逼迫しているということを踏まえて、それでは均一課税が一番やはり望ましいのではないかとということで、事務局といたしましては統一方法の試算等作成をして次回にお示ししますということで第1回目の会議を終了してございました。

そして、4月28日に第2回目の運協を開催いたしました。欠席は3名ございましたが、まず事務局で示したものは、もうまず統一を目指し、3年目で目標値に持っていく試算を提示をいたしました。1年目からの課税ということで、そしてその案としまして一つの町村、A町をゼロと、A町のベースでいくもの、それからB町のベースでいくもの、そしてまたその中間のベースということで3案を提示をいたしまして、そして一たん引き下げましてといいますか、均一にするわけですが、高いところを引くくし、低いところを高くするというような方法でございますので、当然差額が出てまいります。それを基金をもって調整していこうという案をお示しいたしました。その中で、その日は、やはり統一した方がいいだろうという意見が大勢を占めました。そして、その時点では、大体17年度の単年度収支がおよそ1億2,000万ほど、もう赤字になるという数値も出てまいりましたので、ただこの日は3名の委員が欠席しておったため、結論は次回に持ち越してございます。

そして、5月16日に第3回の運協を開催いたしました。改めて三つの案を皆さんに説明をいたしました。その中で、第2案という案でございますが、緩やかな引き上げ幅の2案ということで委員全員から賛成を得られましたので、こういうこのたび改正条例を上程した次第でございます。

○議長（工藤久夫君） 11番、長根和夫君。

○11番（長根和夫君） 均一化を図っていくことは、当然必要なことでありますけれども、ただ2年度目、3年度目では問題はないと思うのですが、初年度、要するに今年度、非常に急激な変化が生じてくるわけです。安いと言えなんですから、安いところは高くなって当然ですが、安い部分がそのままであればいいのですけれども、低くなると。引き下げになるということが住民にとってどう理解できるのか。その辺は、ちょっと私も心配なのですから、できれば18年

度のところだけでも緩和措置等がとれなかったのか。その辺をお聞きをしたいし、町長がいつも法令にはその限りでないという項目がある。それを利用することが必要だというふうに言われますけれども、この部分についてはその辺まで考慮が及ばなかったのでしょうか。あわせてお伺いします。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 3町それぞれ国保の税率が違ってございました。かなりの案をお示ししましたモデルケースといたしましては、夫が45歳の子供2人、4人家族、所得が120万円と、固定資産は5万円払っているという家庭での試算をしました。その場合に、3町での現行の税率ですと2万6,000円ほどの差があるということでございまして、これを一気にまた1年目から持っていくということも差が大きいということでさまざまな案をお示したわけでございます。そして、今ございました2案というものは、大体2万6,000円の大体3等分をいたしまして8,000円、9,000円、1万円ぐらいというような3年間での引き上げとしていきたい。ただ、一番低かったところについては、1年目は8,000円ほど上がるわけでございますが、ただ2年目から2年目、3年目は各全員同じと。全員が同じベースで上げていけばいけるだろう。そして、18年度も低い方といいますか、そのままということになりますと、もうそれだけでまた収支以上に税率だけで8,300万ほどの、もう差がございましたので、やはり1年延ばして8,300万円、またふやすよりも一年でも早く、そして全町民が公平に感じる統一が必要ではないのかなという趣旨もございましたのがこの税率案ということでございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 前回の議会で本日示されている改正案というのは、全員一致で協議を議決している中身だと思います。ですから、それは、議会ではそういうふうなことで決定しておりますので、ですけれども、今長根議員さんがお話しになっているのもごもっともだと思いますけれども、やはりもう一番いい方向で緩やかに、どちらも緩やかに持っていった方がいいのではないかとということで、特に引き上げの町村は町民の意識が危惧される部分がたくさんあるかと思えますけれども、それはやはり行政の説明を顕著にして、そしてこの決定を推し進めてもいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） このお答えは、長根議員さんにもしななければならないのですが、この税率を各地域において、やはりどういう経緯でなったのか。そして、今後またどうなるのか。上がる地域もございますが、下がる地域もございます。ただ、下がるからといって、これがずっと下がるわけではございません。また来年は、同じく上がっていくわけですので、その辺の経過も詳しく説明をしていきたいということで、大体现時点では8日間ほどの説明の予定であります。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第124号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

改定することは決まっていたことであり、合併前におおよその金額を提示すべきだったと考えております。3月定例議会では、1年かけて見直し、住民に理解を求めてから改正するというお話でした。住民に説明してから改定すべきです。応能割と応益割の割合についても納得できません。町独自の軽減策を求めます。

以上の理由により反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(午後0時20分)

.....
○議長（工藤久夫君） それでは、休憩を解きまして本会議を再開いたします。

(午後1時30分)

.....
◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第53、議案第125号、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第125号、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めると。

次のページをお開きください。第1条といたしまして、南部町乳幼児医療費給付条例、平成18年南部町条例第124号の一部を次のように改正すると。第6条中、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法、平成6年厚生省告示第54号を診療報酬の算定方法、平成18年厚生労働省告示第92号に改める。

第2条といたしまして、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例、平成18年南部町条例第125号の一部を次のように改正する。第2条第6項中、健康保険法の規定による費用の額の算定方法を診療報酬の算定方法、平成18年厚生労働省告示第92号に改めると。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、改正後の南部町乳幼児医療費給付条例及び南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。この内容でございますが、従来の医療の診療報酬の算定方法、例えば初診料、あるいは再診料、入院料、

薬剤料等、そういった額の算定方法が今度新たに告示されたことに伴い、県の実施要領の一部が改正されたのを受けて南部町の条例を一部改正するものでございます。給付の仕方といたしましては、以前と全く変わりがないので、ご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第54、議案第126号、南部町と八戸市との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第126号、南部町と八戸市との間の障害者自立支援法第15条に規定する市町村審査会の事務の委託についてご説明申し上げます。

これは、地方自治法第252条の14第1項の規定により、別紙規約により南部町から障害者自立

支援法第15条に規定する市町村審査会の事務を委託することについて議会の議決をいただくものでございます。障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害程度区分を審査する審査会を設置しなければなりません。障害者等の保健福祉に関する学識経験者、また精神科医等の委員の確保が難しいこと、それからたとえ設置したとしても市町村間で障害程度区分に格差が生じる等の問題が懸念されることから、三戸郡、それからおいらせ町の7町村が八戸市に委託するものでございます。

規約の内容でございますが、第1条に審査会の事務の管理及び執行を八戸市に委託すること、第2条に管理及び執行については八戸市の条例及び規則等の定めるところによること、第3条に経費は南部町の負担とすること、第4条に経費についてはそれぞれの歳入歳出予算に計上すること、第5条に八戸市で決算を公表した場合は、当該決算の委託事務に関する部分を南部町に通知すること、第6条に連絡会議を開くこと、第7条に事務の管理及び執行について適用される八戸市の条例等の制定、または改廃があった場合は南部町に通知することを定めております。施行期日は、審査会が7月から稼働することにより、平成18年7月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。川守田君。

○25番（川守田稔君） 障害程度区分審査の均一化ということなのですが、それは非常によろしいことだと思うのです。そうしますと、南部町の中から事務を委託するということですね。事務作業ということと実際に現場の作業というのが当然ついて回るわけなのですが、事務事業のそのほかの部分で南部町というのはどういふかわり合い方をするのか、ちょっと説明してください。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） 事務の内容といたしましては、審査会に係る部分は全部八戸市に委託をして、八戸市で審査会を設置して、八戸市で全部三戸郡、それからおいらせ町の委託の部分に係ることは全部八戸市で審査会を開いて、障害程度の区分を審査していただくと。その審査していただいた結果は、もう当然南部町の方へ返していただいて、南部町でその区分に応じてサー

ビスの提供をしていくと、そういう内容でございます。障害程度区分、５段階に分かれますが、今現在やっている介護保険制度の障害程度区分と、それと同様と考えていただいて結構だと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。川守田君。

○25番（川守田稔君） ということは、現在も例えばデイケア施設とかの使用とかもあるらしいですね。こういう老人以外の方の障害を持った方が使用する部分という、その部分をということで考えてよろしいのですか、この条例は。

○議長（工藤久夫君） 福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） どのこういった施設を利用するかということではなくて、この方にはその障害の程度の区分に応じて、どれぐらいのサービスをしてあげれば、この人はちゃんと日常生活、保っていけるのかというサービスを決定する機関で、ものでございます。よろしいでしょうか。

○25番（川守田稔君） はい、わかりました。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第55、議案第127号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 111ページでございます。議案第127号、平成18年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の予算総額に6,724万円を追加し、予算の総額を97億7,624万円とするものであります。

117ページまで、ちょっとお願いいたします。117ページの歳入のところであります。13款2項3目の土木費国庫補助金、1節公営住宅整備事業補助金2,000万円の追加でありますけれども、公営住宅整備事業補助金の増額内示によりまして追加補正するものであります。

続いて、14款2項1目の総務費県補助金、2節の諸費のところでありますが、117万8,000円は石油貯蔵施設立地対策等交付金の追加補正であります。6目の土木費県補助金、1節の下水道事業県補助金375万円は公共下水道緊急対策事業補助金の追加補正であります。

続いて、17款2項1目の財政調整基金繰入金、1節の財政調整基金繰入金3,711万2,000円でありますけれども、財政調整基金の繰入金であります。歳入歳出の調整を図るため、予算繰り入れするものであります。

19款5項3目雑入、2節の雑入572万円の追加補正は、町営住宅火災保険給付金であります。森越団地町営住宅火災による保険の給付金を雑入として見ております。

118ページに入ります。歳出であります。あらかじめちょっとご説明申し上げたいのですが、今回の補正において各款項目を通し、二つほどの補正要因があります。一つ目として、各款にわたり人件費、給料、手当等、共済費等を補正しております。これは、退職職員の不補充及び人事異動によりまして人件費を組み替え補正していることがこれから入ってまいります。

あとは、二つ目として公用車の経費について補正しておりますが、当予算の編成においては公用車を集中管理方式をとって目のところに経費を計上しておりましたが、新年度に入りまして各課に公用車を配置しましたので、予算を組み替える。この二つが各款にわたって出てまいります。

では、歳出に入ります。1款1項1目の議会費であります。897万3,000円の減額補正であります。これは、2節、3節、4節の、いわゆる人件費の減額補正であります。職員1人減員によるものであります。

それから、2款1項1目の一般管理費のところでの1,619万6,000円の追加補正の主なものは、2節、3節、4節にわたりましての人件費の補正であります。助役の選任及び一般職員の人事異動によりまして補正しております。

119ページお願いします。4目の財産管理費の補正額が361万3,000円の減額補正であります。11節、それから12節、それから27節、これは先ほど申しました公用車を各課に配車したことにより、ここから減額補正して他科目へ組み替えしております。5目の企画費の111万6,000円の追加補正であります。2節、3節、4節においては人事異動による減額補正であります。28節の繰出金641万3,000円は、ポートピア交付金事業特別会計への繰出金であります。6目の総合サービス費のところでは、574万6,000円の減額補正、これも2節、3節、4節の職員給与に係る人事異動に係る職員給与を減額補正しております。119ページの一番最後のところですが、8目の防犯対策費、11節のところでは625万2,000円の追加補正でありますけれども、光熱水費、それから修繕料等々、防犯灯にかかる経費を追加補正してございます。

120ページ、お願いいたします。11目の情報化推進費のところの補正額1,748万8,000円の減額補正であります。13節において委託料1,610万5,000円の減額補正であります。電算システムの所要額を精査した結果、不用見込額を減額補正するものであります。14節のところでの378万9,000円の減額補正であります。住民票あるいは固定資産税の賃借料、リース料であります。それを各課の担当課の関係費目へ計上したため、ここから減額補正するものであります。一番最後のところ、20目であります。下水道事業元利償還基金費のところでの25節積立金375万の追加補正でありますけれども、下水道事業債元利償還基金へ積み立てするものであります。財源内訳の中にありますとおり、県支出金375万円、歳入として受けて、財源内訳としておりますが、同額を積み立てするものであります。

121ページをお願いいたします。121ページの下の方であります。3款1項1目の社会福祉総務費のところでの13節のところですが、382万円の追加補正であります。福祉バス運行業務に

かかる経費、委託料をここに計上しております。3目の老人福祉総務費の28節の繰出金3,300万の補正でありますけれども、老人保健特別会計への繰出金であります。

それから、4目の老人福祉費のところでの234万3,000円の追加補正でありますけれども、122ページのところへ入っていただいて、28節のところの繰出金211万3,000円は、これは介護保険特別会計への繰出金であります。5目の老人福祉施設費のところでの28節繰出金719万4,000円、介護老人保健施設特別会計への繰出金であります。6目の障害者福祉費のところでの210万9,000円の追加補正でありますけれども、1節の報酬21万4,000円、委員報酬としておりますが、障害者基本計画及び障害者福祉計画策定委員に係る報酬を追加補正しております。19節の負担金補助及び交付金であります。先ほどの説明ありましたが、障害者程度区分認定市町村審査会経費を八戸市へ事務を委託するための負担金を計上しております。

最後のところになります。3款2項2目の保育所費のところでの2節、3節、4節が減額補正、トータルで1,777万9,000円の減額補正であります。退職職員分の人件費を減額補正しております。

123ページをお願いいたします。6款1項2目農業総務費のところですが、2節、3節、そして次のページの4節までが職員の人事異動により増額補正であります。5目の果樹振興費のところでの13節委託料51万5,000円の追加補正であります。リンゴ基幹青年養成2人分でありますけれども、35万7,000円の追加補正、リンゴ、病虫害マスター養成が2人分で15万8,000円、財団法人リンゴ協会への委託料となります。

124ページの一番最後のところになります。8款1項1目土木総務費125ページまでありますけれども、2節給料、3節手当、4節の共済費、人件費に係る分を減額補正しておりますけれども、これは職員の人件費を道路橋梁新設改良費及び住宅建設費の事業費支弁給とするため関係科目へ組み替え補正するものであります。

125ページの8款2項1目道路橋梁維持費のところでの337万4,000円の追加補正であります。11節、12節、27節にわたり追加補正しておりますけれども、除雪機などの重機などの公用車経費を追加補正しております。それから、2目の道路橋梁新設改良費ですが、先ほどのとおり2節、3節、4節にわたっては人件費の組み替えであります。それから、13節委託料、17節の公有財産購入費、同額の組み替えであります。宮野小沢田線用地調査にかかる経費を組み替えしております。

126ページをお願いいたします。その真ん中辺の8款4項1目の下水道整備費のところでの28節繰出金535万5,000円は、公共下水道事業特別会計への繰出金であります。それから、8款5

項1目の住宅管理費の573万円の追加補正は、13節委託料において設計監理業務、右の説明欄にあります。70万、それから15節工事請負費450万、これを二つ足しますと520万になるわけですが、火災に遭った住宅の修復にかかる経費であります。財源内訳の中に、その他の諸収入ところで520万と財源内訳ありますが、火災保険給付金同額でもって修復するということになります。続いて、2目の住宅建設費の2,703万7,000円の追加補正であります。人件費の組み替えのほかに15節の工事請負費、公営住宅建設工事にかかる工事費を2,000万追加補正しております。

127ページに入ります。9款1項2目非常備消防費の467万6,000円の追加補正であります。主なものは18節の備品購入費437万とありますが、消防団の資材運搬用トラックを購入する経費であります。11節、12節、18節、27節、いずれもトラック購入にかかる経費であります。財源内訳の中に、県支出金の中に117万8,000円があります。歳入でもご説明申し上げましたが、石油貯蔵施設立地等対策等交付金を充当してトラックを購入するという追加補正であります。

10款1項2目事務局費153万5,000円の追加補正であります。11節の需用費において18万7,000円の消耗品費であります。中身的には小学校の新入学児童用防犯ブザーを購入の経費であります。14節の使用料及び賃借料43万2,000円の補正でありますけれども、自動体外式除細動器リース料でありまして、中学校4校に配備するものであります。

続いて、128ページに入ります。真ん中辺ですけれども、10款5項1目社会教育総務費のところでの2節、3節、4節の職員の人件費であります。人事異動に伴う減額補正であります。

続いて、129ページに入ります。10款6項1目の保健体育総務費、2節、3節、4節、いわゆる職員の人件費ですが、先ほどの社会教育総務費のところからここに移しかえたものであります。最後のところになりますが、3目の保健体育施設整備費のところでは補正が9万7,000円ですけれども、内訳で15節の工事請負費から17節公有財産購入費へ同額の3,115万1,000円を組み替えて公有財産購入費を補正しております。

以上、一般会計について概要をご説明申し上げます。以上であります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。坂本君。

○28番（坂本正紀君） 127ページ、9款消防費のところの18節備品購入費437万、消防団資材運搬用トラックとありますけれども、これはどういうトラック、2トン車か、どういうふうなんでしょうか。

そしてまた、どういうふうな消防の資材運搬というふうなの利用するのか伺います。

○議長（工藤久夫君） 総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） お答え申し上げます。

普通のトラックでございまして、4輪駆動、2トン車です。

それで、使い道は、ここに掲げてありますように、資材運搬のほかに山林火災のときには水を入れるタンクを乗せて、あとジェットシューターという現場で使う機械がありますけれども、それの方に移しかえて山火事を消していくという使い道もするものであります。

それで、4輪駆動と申し上げましたけれども、あとリフトつきということで重いもの、山火事が長期にわたったときには燃料等も運ぶという考え方も持っております。

以上であります。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

○総務課長（坂本勝二君） もう一つ、配備する場所ではありますが、この分遣所に通常は備えております。

それで、使い道は、今申し上げましたとおり、いろんなものに使えるようにしております。

以上です。

○28番（坂本正紀君） はい、わかりました。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。25番、川守田君。

○25番（川守田稔君） 124ページです。リンゴ病害虫マスター講座というのは、これは何物ですか説明ください。

○議長（工藤久夫君） 農林課長。

○農林課長（西塚友雄君） リンゴ病害虫マスター養成講座というのは、青森県リンゴ協会が町

の委託を受けて実施している事業でございまして、最近の残留農薬基準の法改正などがありまして、一層農薬の取り扱いが注目されてきておりますけれども、リンゴ協会では農薬に精通した人材育成を図るべく、リンゴの農家の育成というふうなことで町の委託を受けて実施するというのに募集が来て、リンゴ支会の方から推薦がありましたので、推薦してやるというふうな金額でございます。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第127号は原案のとおり可決されました。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第56、議案第128号、平成18年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。企画課長。

○企画課長（奥瀬敬君） 議案第128号、平成18年度南部町ボートピア交付金事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

今回の補正予算についてでありますけれども、当初予算編成後、ポートピアからの環境整備協力費の交付率が売り上げの１％から０.５％に変更になったことと、あと中学生、これは南部中ですけれども、南部中の中学生海外派遣事業費の確定による補正でございます。

歳入歳出予算の補正についてであります、第１条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２０８万６,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１,４４１万４,０００円とするものでございます。

主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明をいたします。１３８ページをお開き願います。１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の１９節負担金補助及び交付金についてですけれども、先ほどもお話ししましたけれども、当初南部中学校の海外派遣補助金に当初は１,４５０万５,０００円を計上しておりましたけれども、派遣生徒６７名、それから引率者５名の事業費が確定したことによりまして２００万円減額し、１,２５０万５,０００円を中学生海外派遣事業に補助するものであります。あと、１０節公債費、それから２８節繰出金につきましては、全額を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。１３７ページでございますけれども、その上段、１款ポートピア交付金、１項ポートピア交付金、１目環境整備協力費についてでありますけれども、１８年度の売り上げを１７年度売り上げよりやや少ない１６億円と見込みまして、その０.５％を予算計上するために８４９万９,０００円を減額しまして、一般会計から６４１万３,０００円を繰り入れするものでございます。

以上でございます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第128号は原案のとおり可決されました。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第57、議案第129号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(小野寺直和君) 議案第129号、平成18年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明をいたします。

1条の予算総額には増減はございません。

次、145ページをお開きください。主なものについてご説明をいたします。第2款1項1目の一般被保険者療養給付費と3款老人保健拠出金の老人保健医療費拠出金が確定したことに伴いまして2,284万3,000円を減額しまして、2款一般被保険者療養給付費に2,303万7,000円を追加するものでございます。

歳入の方は、当然ございません。

以上でございます。簡単ですが、終わります。

○議長(工藤久夫君) 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第129号は原案のとおり可決されました。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第58、議案第130号、平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺直和君） 議案第130号、平成18年度南部町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ3,300万を追加し、総額を25億1,108万7,000円とするものでございます。

152ページをお開きいただきます。歳入の方でございますが、一般会計から3,300万円を繰り入れ、そして償還金、これは確定しましたので、償還金に3,300万を追加するものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。
採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第130号は原案のとおり可決されました。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第59、議案第131号、平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（立花和則君） それでは、議案第131号、平成18年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ211万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,720万4,000円とするものでございます。

160ページお開きください。まず、歳出でございますが、第1款総務費の1目一般管理費、19節の負担金補助及び交付金ですが、退職手当組合等への負担金211万3,000円を当初において計上していなかったため、補正させていただくものでございます。

159ページの歳入でございますが、一般会計から211万3,000円を繰り入れていただきまして、この財源とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(工藤久夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第131号は原案のとおり可決されました。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(工藤久夫君) 日程第60、議案第132号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長(神山不二彦君) 議案第132号、平成18年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,785万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,278万3,000円とするものでございます。補正理由でございます。当初予算編成におきまして、財政事情が厳しく、合併後の起債償還のピークを迎えるに当たって、その負担をできるだけ軽減するために事業費の減額ができないか検討することとし、暫定的に編成しました。しかし、既に国会で予算が審議されている段階であり、要求事業費を減額できませんでした。このたび国から町の要求どおりに補助金の内定がありましたので、これに伴い、その不足額の補正をお願いするものでございます。

165ページをお願いいたします。総括表の歳入でございます。国庫支出金は、対象事業費の5割を充当します。7,500万円でございます。失礼しました。

それから、3の町債につきまして、先ほどの補助対象事業費から国庫支出金を引きました額に9割掛けをした充当額でございます。6,750万円でございます。その差引額535万5,000円を一般

会計からの繰り入れといたします。

168ページをお願いいたします。歳出の内訳についてご説明いたします。節をごらんください。9節旅費、11節需用費について、それぞれ普通旅費、消耗品費を計上してございます。13節の委託料については、公共下水道終末処理場の設計委託料、それから工事管理委託料業務の合算額でございます。それから、15節の工事請負費については、下水道管渠工事、これは幹線管渠工事でございますけれども、600のヒューム管を入れるための工事請負費でございます。それから、22節の補償補てん及び賠償金でございますけれども、これは上水道管移設補償費の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 管渠工事は、全部予定のものは終わりましたですか。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 管渠工事及び終末処理場について、まだ手を加えてはございません。今年度からかかるものでございます。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） では、まだ全く手をかけていないという状態ですか。

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 17年度から予算は計上してございましたけれども、17年度の予算については委託業務だけの事業でございまして、全くハード面についてはまだ手をかけておりませんでした。今年からハード面について手を加えることになりますので、よろしく願います。

○12番（工藤幸子君） はい、わかりました。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を集結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第132号は原案のとおり可決されました。

◎議案第133号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第61、議案第133号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 議案第133号、平成18年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

これは、補正予算ですけれども、継続費の設定でございます。理由でございますけれども、福田地区の終末処理場を建設、18年度、19年度で処理場を建設いたしますが、施設建設には標準工期として14カ月必要でございます。そのため、事業が2カ年にわたるため継続費を設定するものでございます。

170ページをお願いいたします。第1表、継続費でございます。建設費、施設建設費、福田地

区農業集落排水事業、これは先ほど申しましたように、排水処理場施設の事業でございます。総額3億3,000万円のうち平成18年度1億4,800万、平成19年度1億8,200万を継続費として計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。22番、大久保俊和君。

○22番（大久保俊和君） この終末処理場の場所は、もう大体決まりましたですか。番地、あるいは……

○議長（工藤久夫君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（神山不二彦君） 処理場については、そのこのつり橋がございますけれども、渡ったところに弓道場がございます。その近くに処理場の位置が決まっております。

○22番（大久保俊和君） 了解。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第133号は原案のとおり可決されました。

◎議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第62、議案第134号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 議案第134号、平成18年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

171ページをお開き願いたいと思います。第1条ですが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ57万5,000円を追加し、予算総額を30億4,557万5,000円とするものでございます。

174ページ、175ページをお開き願いたいと思います。予算補正の内容でございますが、3点ございます。一つは、食品衛生法の改正により今年5月29日から一定の基準を超える農薬が残留している食品は、流通、販売が禁止されることになりました。このため、町営市場の対応策の一つとして出荷される農産物のサンプル検査を行い、価格の暴落等にならないよう対応するための諸経費52万5,000円の予算補正をお願いするものでございます。なお、この事業は、県の食の安全、安心確保対策事業補助金として事業費の3分の1、17万5,000円を歳入として見込んでおります。

二つ目でございますけれども、過年度の販売代金の未収金がございます。その未収金の回収の一つとして、債務者が市場の方に預託しております保証金があります。これをお返しするかわりに、販売代金の未回収に充ててもらうため40万円の予算補正をお願いするものでございます。

三つ目は、旅費と市場公用車の車検取得等にかかる一般管理費の所要額19万円の予算補正をお願いするものでございます。なお、3款の予備費54万円の減額でございますけれども、歳入歳出の調整を図るためのものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。35番、佐々木元作君。

○35番（佐々木元作君） 今ご説明いただいたように、いわゆる農薬の件なのですけれども、知ってのとおり、南部地域はいわゆる雑果樹も混植されている園地が非常にあるわけで、場所によっては桜桃、サクランボ、あるいはネクタリンとか、いろんな雑果樹があるのが従来の実情的な生産地域なわけです。今回の件は、これは法律ですから、ある程度やむを得ないとしてもいろんなそのことが生産者にとっては萎縮する大きな精神的なダメージを持つことになるわけで、ですから例えば食用菊を例にとりますと観賞用の菊には登録農薬があると。しかし、食用菊には限られた農薬しかない。であれば、やめた方がいいなど、こういうふうなものが現在実はありつつあるのです。ですから、他の果樹、リンゴ畑の中の一角にプルーンがあったり、そういうものをぜひ地域の指導機関、農協あるいは普及所、そういうところと共通する農薬、それらがきっとあるはずでございます。ですから、地域の生産者に萎縮しないようなものも一つの方法として協議なり、あるいは指導機関を通して農協、地域の改良生産組合等を通して、ぜひ啓蒙的なこともご相談申し上げてほしいなど。結果的に、そのことが市場に対しての市場に対する出荷量の減にはつながらないだろうと、こう考えますので、そういう分野の協議もぜひ今後していただきたいなど、こう要望いたします。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 市場といたしましても今回のこのポジティブリスト制度ということなのですけれども、大変苦慮しております。自分が農薬を散布しなくても隣の園地、または離れたところから飛んできて、そういう残留農薬があるということが懸念されているのが一番の問題でございます。それで、情報によりますと、もうこれだと農業をやっていけないので、例えば梅はもう切ってしまうとか、そういう方も見受けられております。私、市場としましても例えば県の方の攻めの農林水産業の関係の会議なんかもございますので、そういったときに実情を話しして、市場の取扱量そのものが減にならないように生産者も意欲を持って販売、生産できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田稔君。

○25番（川守田稔君） 残留農薬検査の費用が52万5,000円ですか。これは、何検体分ぐらいな

のですか。それを教えていただくのと、なぜそのようなことを聞くかということと市場全体でどういうサンプリングの仕方をするかわからないのですけれども、そこも考えておったら説明いただきたいのですが、トータルのサンプルの量に対して、こういう検査するには例えば最低限必要な検体数というのが必要なわけですね。統計学上で信頼できるデータ管理するためには、その辺が気になって今質問しました。その辺のところを説明願います。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 最初に、検体数と件数から申し上げます。検査、1検体当たり5万円程度かかるということになっております。

それで、今のところ52万5,000円ですので、10検体を考えております。精度の持てる、市場として信頼を置けるものかということになれば、議論はいろいろあると思います。農家にとってみれば、私ども利用している利用者というのは、延べで10万人ほどおります。

それで、また個々に園地もあちこちに持っている方もいる。それから、園地の中でもいろんな品目が栽培されているということを考えますと、とても10検体というのは信頼に値する検査に該当するのかということだと思いますけれども、いろいろですけれども、全然やらないよりは、一応まずやってみると、そういう考えで今のところは10検体で考えております。

以上です。

○議長（工藤久夫君） 25番、川守田君。

○25番（川守田稔君） 10検体ということは、私は南部市場か、その先のお客さんのことを考えてさっき物を申したのですが、ということは結局市場の方は生産者の方しか向いていないということなわけです。これは、どういうふうに使われるかということ、そうすると本当に抜き打ちで検査して、おどしです。こういうことあったらストップだから、おまえらちゃんとやれよぐらいの、その程度のあれしかないわけです。ですけれども、このポジティブリストにしてもMSDS、そのほかの環境的な規格にしても結局問題があるのは消費者なわけです。その消費者から求められたら答えるのを義務としてはいないようなのですけれども、ですけれども知りませんで済ませるわけにもいかない。ということは、ある程度の信頼できるデータを市場の方で持っていないてはならないという、どうせやるのであれば、そこまでやらなくてはならない時代が来たのだという

ことだと思うのです。ですから、今後の取り組みにご期待したいと思います。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ございませんか。36番、伊達一夫君。

○36番（伊達一夫君） 今残留農薬の検査を10体とかと言いましたが、少ないような気がするわけですが、ほかの市場の関係、わかったらひとつ教えてください。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 県内に五つの地方卸売市場がございます。その中で、五所川原中央市場さんから先日聞きました。そうしたら五所川原市場は、うちの方のおよそ倍ぐらいの販売高がある市場でございます。そこでは、200万円の予算で50検体ぐらいを計画しているということでございました。

それから、もう一カ所、弘前の弘果中央市場でございますが、そちらの方はうちの方のおよそ10倍の取扱高を持っている市場です。そちらの方は600万円の予算で120検体ほど計画しているというふうに伺っています。

以上です。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。12番、工藤幸子君。

○12番（工藤幸子君） 市場の売掛金の未収金というのは、先ほどご説明いただいたので、もう全部ゼロ状態ということでしょうか。

○議長（工藤久夫君） 市場長。

○市場長（堀内誠悦君） 売掛金の未収金のご質問でございますが、現在1業者、金額にしまして1,228万6,932円未支払金がございます。その方の一つの解決策として、今回お願いしています40万の補償金をそれに充ててもらおうということでございます。残りの方につきましては、その回収方法につきまして関係課長、また助役方にも入っていただきまして、検討会をこれまで2回開催して、その方向性をある程度見出して、現在債務者の方と鋭意話し合いを進めているところで

ございます。

以上です。

○12番（工藤幸子君） 了解。

○議長（工藤久夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第134号は原案のとおり可決されました。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） 日程第63、議案第135号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ事務長。

○老健なんぶ事務長（佐々木利文君） それでは、議案第135号、平成18年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ738万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,328万2,000円とするものでございます。

初めに、歳出についてご説明申し上げます。182ページをごらんいただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の補正額は738万2,000円を増額補正するものです。一般管理費の総額を総計2億7,190万8,000円とするものですが、内容につきましては非常勤職員、これは特別職職員で非常勤職員でありました医師を一般職員に採用したことに伴い、1節の報酬を減額し、一般職の給与に関する部分、2節の給与、それから3節の職員手当、それから4節の共済費、それから19節の負担金補助の退職手当組合に係る費用について組み替えするものでございます。7節賃金は、臨時職員の賃金について増額補正するものでございます。11節需用費161万1,000円につきましては、消防法に基づく指摘事項により設備の修繕並びに誘導灯のバッテリー等の交換、それに特別浴槽の修理及び浄化槽スクリーン等の修理が主なものでございます。13節委託料については、委託している暖房、給湯業務について、ボイラー点検を整備するものでございます。18節備品費については、老朽化した滅菌器を購入するための費用でございます。

次に、歳入について3款使用料及び手数料18万8,000円を増額でございますが、歳出でご説明いたしました11節の需用費の浄化槽スクリーン修繕について隣接しておる南部病院と施設を共用していることから、使用料として一部負担していただくものでございます。

それから、4款の繰入金、これは181ページの歳入でございますが、繰入金につきましては719万4,000円を増額補正をするものでございまして、財源が不足しているため一般会計から繰り入れし、繰り入れ総額を6,919万4,000円にするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（工藤久夫君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第135号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（工藤久夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月10日、11日は休日のため休会とし、6月14日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後2時35分）

第3回南部町議会定例会

議事日程（第5号）

平成18年6月14日（水）午前10時開議

- | | | |
|------|---------|---|
| 第 1 | 議案第87号 | 平成17年度名川町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 2 | 議案第88号 | 平成17年度名川町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 3 | 議案第89号 | 平成17年度名川町農林漁業体験実習館事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 4 | 議案第90号 | 平成17年度名川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 5 | 議案第91号 | 平成17年度名川町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 6 | 議案第92号 | 平成17年度名川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7 | 議案第93号 | 平成17年度名川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 8 | 議案第94号 | 平成17年度名川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 9 | 議案第95号 | 平成17年度名川町国民健康保険名川病院事業会計決算認定について |
| 第 10 | 議案第96号 | 平成17年度名川町住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 11 | 議案第97号 | 平成17年度名川町大字上名久井財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 12 | 議案第98号 | 平成17年度名川町大字平財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 13 | 議案第99号 | 平成17年度名川町大字平字下平外14字財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 14 | 議案第100号 | 平成17年度名川町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 15 | 議案第101号 | 平成17年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第 16 | 議案第102号 | 平成17年度南部町営地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 17 | 議案第103号 | 平成17年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 18 | 議案第104号 | 平成17年度南部町立学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 19 | 議案第105号 | 平成17年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 20 | 議案第106号 | 平成17年度南部町介護老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 21 | 議案第107号 | 平成17年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 22 | 議案第108号 | 平成17年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |

- 第 23 議案第109号 平成17年度南部町ボートピア交付金事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 24 議案第110号 平成17年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 25 議案第111号 平成17年度福地村一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 26 議案第112号 平成17年度福地村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 27 議案第113号 平成17年度福地村大平財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 28 議案第114号 平成17年度福地村学校給食共同調理場特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 29 議案第115号 平成17年度福地村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 30 議案第116号 平成17年度福地村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 31 議案第117号 平成17年度福地村共同墓地公園特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 32 議案第118号 平成17年度福地村住宅用地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 33 議案第119号 平成17年度福地村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 34 議案第120号 平成17年度福地村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 35 総務企画常任委員会報告
- 第 36 農林商工常任委員会報告
- 第 37 教育民生常任委員会報告
- 第 38 建設常任委員会報告
- 第 39 委員会の閉会中の継続審査（調査）の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（41名）

1番	河門前 正 彦 君	2番	高 橋 隆 博 君
3番	川守田 倉 松 君	4番	沖 田 豊 治 君
5番	川 井 健 雄 君	6番	西 塚 英 夫 君
7番	中 村 善 一 君	8番	佐々木 勝 見 君
9番	庭 田 豊 茂 君	10番	夏 坂 清 蔵 君
11番	長 根 和 夫 君	13番	四 戸 清 君
14番	内 村 貞 子 君	15番	工 藤 和 夫 君

16番 中 居 誠 君
 18番 馬 場 又 彦 君
 20番 立 花 寛 子 君
 23番 工 藤 光 幸 君
 25番 川守田 稔 君
 27番 工 藤 久 夫 君
 29番 馬 場 忠 靖 君
 31番 相 田 耕 作 君
 33番 沼 畑 繁 君
 35番 佐々木 元 作 君
 37番 金 沢 和 夫 君
 39番 東 寿 一 君
 41番 西 塚 芳 弥 君
 43番 佐々木 由 治 君

17番 佐々木 幹 夫 君
 19番 日向端 猛 君
 22番 大久保 俊 和 君
 24番 滝 田 米 作 君
 26番 佐々木 金 嘉 君
 28番 坂 本 正 紀 君
 30番 河 端 幸 藏 君
 32番 山 口 博 个 君
 34番 小笠原 義 弘 君
 36番 伊 達 一 夫 君
 38番 小田原 長 一 君
 40番 宮 野 正 君
 42番 野 田 清 八 君

欠席議員（2名）

12番 工 藤 幸 子 君

21番 沖 田 周 藏 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	助 役	赤 石 武 城 君
収入役兼掌助役	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
企 画 課 長	奥 瀬 敬 君	財 政 課 長	堀 内 富 士 夫 君
税 務 課 長	坂 本 好 孝 君	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 直 和 君
福 祉 課 長	立 花 和 則 君	健 康 増 進 課 長	佐 々 木 博 美 君
環 境 衛 生 課 長	神 山 不 二 彦 君	農 林 課 長	西 塚 友 雄 君
商 工 観 光 課 長	有 谷 隆 君	建 設 課 長	西 野 耕 太 郎 君
福地総合サービス課長	川 井 和 男 君	名川総合サービス課長	田 村 淑 延 君
南部総合サービス課長	山 口 裕 貢 君	出 納 室 長	坂 本 與 志 美 君
名川病院事務長	堀 合 悦 夫 君	老健なんぶ事務長	佐 々 木 利 文 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	総務課総務推進監	小 萩 沢 孝 一 君

教 育 委 員 長	赤 平 實 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	佐々木 秀 雄 君	社会教育課長	工 藤 光 行 君
選挙管理委員会委員長	中 村 喜 雄 君	農業委員会会長	沼 畑 俊 一 君
農業委員会事務局長	後 村 森 夫 君	代表監査委員	松 本 陽 一 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 野 雅 司	主 幹	板 垣 悦 子
主 査	岩 間 孝 幸		

◎開議の宣告

○議長（工藤久夫君） ただいまの出席議員数は41人でございます。定足数に達しておりますので、これより第3回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時08分）

◎議案第87号から議案第120号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（工藤久夫君） お諮りいたします。

この際、日程第1、議案第87号から日程第34、議案120号までを会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第1、議案第87号から日程第34、議案第120号までの平成17年度名川町、南部町、福地村各会計歳入歳出決算認定について、議案34件を一括議題といたします。この議案34件については、決算特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。委員長、坂本正紀君の登壇を求めます。坂本君。

（決算特別委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

○決算特別委員会委員長（坂本正紀君） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る6月8日の本会議におきまして、本委員会に審査を付託されました議案第87号から議案第120号までの平成17年度名川町、南部町、福地村各会計歳入歳出決算認定34件につきましては、6月9日、12日、13日に開催された本委員会において慎重に審査した結果、全議案が原案のとおり認定されましたことをご報告いたします。

○議長（工藤久夫君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。委員会の審議結果は、議案第87号から議案第120号まで、それぞれ原案のとおり認定であります。

これより質疑を省略し、討論に入ります。討論はありませんか。20番、立花寛子君。

（20番 立花寛子君 登壇）

○20番（立花寛子君） 議案第87号、2005年度名川町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

決算認定は、とにかく軽く見られがちです。しかしながら、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査する、また各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民にかわって行政効果を評価する極めて重要な意義があると思います。この結果を踏まえて税金の使い方を審査し、後年度の予算に結びつける、または改善を迫る根拠になるものです。決算議会は公開されたわけですから、住民の方に理解される場にする工夫が必要ではないでしょうか。議員の発言はもとより、行政が何をやっているのか、ここに一番の関心を住民は持っております。決算書の説明とともに行政報告書を使って各課ごとに説明を行わせる、こういうやり方に変えてもいいのではないのでしょうか。傍聴者に決算審査によって町の様子がわかるようにすべきだと思います。

そこで、審査しやすい資料の提出が大切になってくると思います。不納欠損額の内容と理由に関する調べ、主要な収入未済額に関する調べ、補助金の効果等に関する調べ、不用額に関する調べ、主要工事の執行状況に関する調べなど、文書による提出が決算審査を深めるものになるのではないのでしょうか。これらに対する質問が決算委員会での質問として認められる決算審査となるなら、議員だれでも気軽に決算で発言できるのではないのでしょうか。決算審査のやり方を少し変えるだけで、当町の財政の実態を知らせて、住民に理解と納得が得られる決算議会になると考えております。決算審査のやり方の改善を求めるものであります。以上、決算審査の感想と改善を求めて反対討論といたします。

次に、議案第91号、2005年度名川町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。老人医療費の有料化を実施するため、公費医療制度の抜本改悪の突破口として老人保健法がつくられました。その時点で反対を表明しております。高齢者ねらい撃ちには情け容赦がありません。75歳以上の高齢者を対象とした医療制度の創設は、全員からの保険料徴収と年金からの天引き、支払えない人への保険証の取り上げを導入しています。高齢者の長期入院患者の食費、居

住費の自己負担化や療養病床の6割削減は、患者の病院からの追い出しにつながるものです。

では、政府は何をねらっているのか、財界、大企業の利益団体である日本経団連が医療給付費の増加を抑えるためとって、これまで繰り返し政府に要求してきました。それは、企業の保険料負担、人件費の抑制です。しかし、日本の企業の税金と社会保険料負担は、欧州諸国の6から8割にすぎません。企業の社会的責任も果たさずに、最も医療を求めている高齢者に負担増を押しつけるのは、身勝手というほかありません。保険証1枚でどんな病気でも、だれでも安心して医療機関にかかることができる公的保険制度の土台を壊すことは、絶対に許されません。人の命や国民の健康よりも日米財界の要求を優先している政府の医療制度は、容認できません。主に政府の医療制度改革に反対していることを表明し、医療を破壊する法案は廃案にするしかないと訴え、反対討論いたします。

次に、議案第92号、2005年度名川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。私が今議会集中的に国保税について取り上げましたのは、国保税率を決定できるのは議会だからです。つまり町長提案を否決できる立場にあるということです。だれでも税金や社会保障負担がふえて喜ぶ人はいないでしょう。同時に、高齢者人口が増大していく現実の社会にあっては、一定の住民負担が避けられないのも現実たる事実であります。問題は、だれがどのように負担するか、所得の多い人は多く、少ない人は少なく所得に応じて支払い、給付はできるだけ平等にだれもが人間らしく生きられる水準を保障することが本来当然の原則ではないでしょうか。

ところが、政府が被保険者の世帯と家族一人一人に一律に保険税の負担を求める応益割の比率を多くするように指導し、自治体が従ってきたため、原則が崩れてしまいました。現在特に低所得者ほど耐えがたい負担を強いられています。その上、課税最低限度を限りなく引き下げて、年収100万円前後にも課税強化しました。非課税対象から課税対象に移ることは、低所得者の負担を雪だるま式にふやすことになります。今以上の国保税の負担はやめていただきたい。町独自の施策を用意すべきです。以上の理由を述べ、反対討論いたします。

次に、議案第93号、2005年度名川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。介護保険制度の実態が全く理解されていなかったという点に対して、怒りと憤りを覚えております。ぜひ介護保険利用者の生の声を聞いていただきたい。特に自立、要支援、要介護1、2と認定された方々の話を聞いていただきたい。介護保険制度を利用したくても、自立と認定されると介護給付は受けられない。また、実態に合った調査が行われているのか疑問です。第1号被保険者の保険料の支払いが負担になっています。無年金や無収入の人も払わなければなりません。介護利用料は受益者負担でお金がなければ利用できない、これでは介護サービスを利用するなど

言っているのと同じではないでしょうか。ぜひこの実態を感じていただきたい。反対討論といたします。

以上をもちまして、反対討論を終わります。

○議長（工藤久夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより分別して採決いたします。議案第87号、平成17年度名川町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第88号、平成17年度名川町学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第90号、平成17年度名川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号から議案第90号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第91号、平成17年度名川町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第93号、平成17年度名川町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてまでの3件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（工藤久夫君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第91号から議案第93号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第94号、平成17年度名川町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第120号、平成17年度福地村工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの27件を一括して採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号から議案第120号は原案のとおり認定されました。

.....

◎総務企画常任委員会報告

○議長（工藤久夫君） 日程第35、総務企画常任委員会の報告を求めます。委員長、金沢和夫君の登壇を求めます。金沢君。

（総務企画常任委員会委員長 金沢和夫君 登壇）

○総務企画常任委員会委員長（金沢和夫君） おはようございます。ご報告をいたします。

去る4月18日に開催されました総務企画常任委員会におきまして、本年度の所管事務調査を決定いたしましたので、ご報告をいたします。

総務企画常任委員会の本年度の所管事務調査は、皆さんのお手元に配付しております報告書のとおり、次の2項目について実施をいたします。旧公共建造物と遊休地の調査は、現在使われていない公共の建造物と町所有の遊休地の現状を把握するため、6月に調査をいたします。青い森鉄道の経営状況調査は、開業から現在までの営業経過と今後の見通しについて、8月に調査をいたします。

以上、2項目について調査を行いますので、調査に当たりましては委員各位並びに理事者担当課のご協力をよろしくお願いを申し上げまして、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論を省略して採決いたします。

総務企画常任委員会の報告を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、総務企画常任委員会の報告は承認することに決しました。

◎農林商工常任委員会報告

○議長（工藤久夫君） 日程第36、農林商工常任委員会の報告を求めます。委員長、坂本正紀君の登壇を求めます。坂本君。

（農林商工常任委員会委員長 坂本正紀君 登壇）

○農林商工常任委員会委員長（坂本正紀君） 去る4月21日に開催いたしました農林商工常任委員会におきまして、本年度の所管事務調査を決定いたしましたので、ご報告いたします。

農林商工常任委員会の本年度の所管事務調査は、皆さんのお手元に配付しております報告書のとおり、次の3項目について実施いたします。1の農林課主要事業については、担当課の説明をもとに現地を巡回して6月に調査を行います。2については、合併に伴い商工業の活性化を図るために商工会関係者との意見交換会を8月に実施いたします。3については、市場の運営状況を調査し、市場の活性化を図るために中卸組合との意見交換会を11月に実施いたします。

以上、3項目について調査と意見交換会を行いますので、実施に当たりましては委員各位並びに理事者担当課のご協力をよろしくお願い申し上げまして、農林商工常任委員会の報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 農林商工常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論を省略して採決いたします。

農林商工常任委員会の報告を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、農林商工常任委員会の報告は承認することに決しました。

◎教育民生常任委員会報告

○議長（工藤久夫君） 日程第37、教育民生常任委員会の報告を求めます。委員長、山口博个君の登壇を求めます。山口君。

（教育民生常任委員会委員長 山口博个君 登壇）

○教育民生常任委員会委員長（山口博个君） 報告いたします。

4月27日に開催いたしました教育民生常任委員会におきまして、本年度の所管事務調査を決定いたしましたので、ご報告いたします。

教育民生常任委員会の本年度の所管事務調査は、皆さんのお手元に配付しております報告書のとおり、次の5項目について実施いたします。一つは、農業集落排水、公共下水道事業については、事業の現状把握と今後の取り組みについて調査いたします。二つ目、平良ヶ崎城跡については、発掘現場を視察し、進捗状況を調査いたします。三つ目、国史跡指定を受けた聖寿寺館跡の土地公有化事業については、現地確認と進捗状況を調査いたします。なお、以上の3項目は7月実施の予定であります。4番の教育民生関係の施設訪問は、9月実施いたします。訪問先は、老健なんぶ、名川病院、福地給食センターを予定しております。次、五つ目ですけれども、小中学校の学校訪問は10月に実施する予定となっております。

以上、5項目について調査と訪問を行いますので、実施に当たりましては委員各位並びに理事者担当課のご協力をよろしくお願い申し上げまして、教育民生常任委員会の報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 教育民生常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論を省略して採決いたします。

教育民生常任委員会の報告を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、教育民生常任委員会の報告は承認することに決しました。

◎建設常任委員会報告

○議長（工藤久夫君） 日程第38、建設常任委員会の報告を求めます。委員長、佐々木幹夫君の登壇を求めます。佐々木君。

（建設常任委員会委員長 佐々木幹夫君 登壇）

○建設常任委員会委員長（佐々木幹夫君） 建設常任委員会の報告をいたします。

去る4月14日に開催いたしました建設常任委員会におきまして、本年度の所管事務調査を決定いたしましたので、ご報告いたします。

建設常任委員会の本年度の所管事務調査は、皆さんのお手元に配付しております報告書のとおり、次の4項目について実施いたします。一つは、町営住宅の現状調査は、町営住宅の建設に伴い現状を把握するため、既存の町営住宅と建設予定地を巡回して6月に調査いたします。二つ目は、建設課主要事業については、本年度の道路工事等の現地を巡回して7月に調査いたします。三つ目は、合併前の名川町、南部町、福地村に対して建設課関係の要望、陳情があった箇所の現

地調査を10月に行います。四つ目は、現在町が国、県に要望している道路、河川等の整備箇所の現地調査を11月に行います。

以上、4項目について調査を行います。なお、災害等が発生した場合は、随時調査に当たります。調査に当たりましては、委員各位並びに理事者担当課のご協力をよろしくお願いを申し上げまして、建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（工藤久夫君） 建設常任委員長の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論を省略して採決いたします。

建設常任委員会の報告を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、建設常任委員会の報告は承認することに決しました。

◎委員会の閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（工藤久夫君） 日程第39、委員会の閉会中の継続審査（調査）の件を議題といたします。

本件は、各常任委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。本件について、委員長からの申し出を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（工藤久夫君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続審査は承認することに決しました。

◎動議の提出

(「議長」の声あり)

○議長(工藤久夫君) 20番、立花寛子君。

○20番(立花寛子君) 沖田周藏議員に対する辞職勧告決議案を提案したいと存じますので、議題に取り上げていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(工藤久夫君) ただいま立花寛子君から沖田周藏議員辞職勧告決議案を議題とされたいとの動議が提出されました。

ただいまの動議に賛成の方は起立願います。

(起立者なし)

○議長(工藤久夫君) ご着席願います。

この動議は、所定の賛成者がありませんので、動議は成立いたしません。

◎閉会の宣告

○議長(工藤久夫君) 以上で今期定例会に付議されました事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 平成18年第3回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月2日から14日までの13日間の日程で開会されましたが、議員各位初め、参与の方々には何かとご多忙の折ご出席をいただき、まことにありがとうございました。また、今議

会に提出いたしました全議案とも慎重審議いただき、ご議決、ご承認を賜りましたことに対しまして心からお礼を申し上げます。ご審議の中でいただきました町政に対するいろいろなご意見、ご提言を真摯に受けとめ、今後の町政運営に生かし、本職初め職員一丸となって事務事業の推進に努めてまいり所存であります。

さて、南部町が発足して半年になろうとしておりますが、まずは順調なスタートができたと認識しております。旧3町村は、これまでお互い隣接し、馬淵川で結ばれ、生活圏域、産業形態もほぼ同様であったわけですが、合併してみますと、同じ事業を行うにもその取り組み方に微妙な違いがあったり、また新たな町づくりのヒントの再発見も幾つかございます。地方行政を取り巻く環境はますます厳しくなる状況下であります。旧3町村がはぐくんできた地域の個性や資源を最大限に生かすことを基本に、地域特性を再認識し、地域と行政が連携し合いながら新たな町づくりに鋭意努力し、取り組んでまいり所存であります。

新町の町づくりは、お互いが知恵を出し合い、力を合わせていくことが大事であり、これからが本番であります。議員各位、参与の皆様におかれましても、これまで以上のご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本定例会閉会に当たってのお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

（「議長」の声あり）

○議長（工藤久夫君） 20番、立花寛子君。

○20番（立花寛子君） 先ほどの議題は上らなかったわけではありますが、議会運営上こういう不正常的な状況を続けていくなれば、南部町議会としての品位が問われるものと存じます。何とぞ住民に対して誠意ある態度をおとりになるよう要望しておきたいと思っております。

○議長（工藤久夫君） ここで一言閉会に当たりましてお礼の言葉を申し述べさせていただきます。

13日間にわたりまして、非常に長丁場でしたが、6月定例会、これで閉会となります。ご協力まことにありがとうございました。

（午前10時47分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 工藤 久夫

署名議員 川井 健雄

署名議員 西塚 英夫